



## 第二次設楽町男女共同参画基本計画



2019年3月

〈表紙絵〉

作・したら絵手紙の会 竹内久美子さん

『平成 19 年度はがき 1 枚からの男女共同参画』一般部門優秀作品

## はじめに

わが国は、少子高齢化の進行や経済活動の成熟化といったさまざまな情勢の変化に対応できる、豊かな多様性と活力あふれる社会を形成するために、これまでの慣行や社会制度から性別にとらわれることなく、男女が社会の対等な構成員として協力していく必要があります。



それは設楽町にとっても例外ではありません。人口減少が急速に進むこの町で、私たちが暮らす地域を持続していくには、男性も女性も老いも若きも、みんなが責任と役割を分担して地域を支えていかなければなりません。男女共同参画は地域の未来を左右するため、着実に浸透させる必要がある重要課題です。

この重要課題に取り組むには、行政と住民が連携・参画・協力していくことが必須です。2017年には、町長、副町長、関係課長で構成する「男女共同参画推進対策本部」と住民・地域・企業の代表で構成する「男女共同参画住民推進会議」を設置し、行政と住民が協働するための体制を整備しました。今回本計画の策定にあたっては、庁内関係部署、「男女共同参画推進本部」及び「男女共同参画住民推進会議」において共同して策定しました。今後は、計画を進める上でも本計画を基に、住民・地域・企業・行政などによるパートナーシップのもと、積極的な取り組みを進めて参ります。

この度本計画の策定のために実施した「設楽町男女共同参画に関するアンケート調査」では、男女共同参画社会を形成するために今後「まず自分の職場、学校、家庭の中で実践してみる」と答えた方が多く見られました。設楽町の男女共同参画社会の実現に向け、住民の皆様のみならずのご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見を賜りました「男女共同参画住民推進会議」の委員の方々や、アンケート調査などさまざまな形でご協力いただきました住民の皆様をはじめ、関係各位に心から感謝申し上げます。

2019年3月  
設楽町長 横山光明

# 目次

## 第1章 計画について

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	2
4	計画の策定体制	2
5	計画策定の背景	
(1)	世界・国・県・設楽町の動き	3
(2)	設楽町の現状	4

## 第2章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	6
2	基本目標	6
3	推進体系	7

## 第3章 施策の方向

1	未来ある地域へ向けてすべての人を対象とした意識改革	
(1)	男女共同参画に対する意識の形成	8
(2)	子どもの未来を育むための男女共同参画	10
(3)	男性もいきいきと暮らすための男女共同参画	12
2	あらゆる分野への女性の活用	
(1)	政策・方針決定過程への女性の参画	13
(2)	地域活動における女性の活動分野の拡大及び支援	14
3	多様な働き方を可能にする環境づくり	
(1)	男女平等な職場環境づくりの普及・啓発	16
(2)	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランスの推進）	17
(3)	女性のチャレンジ支援	19
(4)	農林業・商工業分野における男女共同参画の推進	21
4	安心して暮らせるまちづくり	
(1)	人権の尊重と様々な困難を抱える人々への支援	23
(2)	弱い立場の人に対する暴力の根絶	25
(3)	生涯を通じた心身の健康づくり	27
	数値目標	29

## 第4章 計画の運用

- 1 進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 2 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

## 資料編

- 1 設楽町男女共同参画住民推進会議設置要綱・・・・・・・・・・ 34
- 2 平成30年度設楽町男女共同参画住民推進会議委員名簿・・・・・・ 36
- 3 設楽町男女共同参画推進本部設置要綱・・・・・・・・・・ 37
- 4 平成30年度設楽町男女共同参画推進本部委員名簿・・・・・・ 39
- 5 設楽町男女共同参画住民推進会議及び設楽町男女共同参画推進本部  
開催概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- 6 設楽町男女共同参画に関するアンケート調査結果・・・・・・ 42
- 7 参考文献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91

## 第1章 計画について

### 1 計画策定の趣旨

「男女共同参画社会」とは、男女共同参画社会基本法第2条において「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義しています。

さらに同法では、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」は、社会全体で取り組むべき21世紀の最重要課題と位置付けています。

このような状況の下、国は平成27年に「第4次男女共同参画基本計画」を策定し、愛知県においても平成28年に「あいち男女共同参画プラン2020～すべての人が輝き、多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」を策定し、男女共同参画社会の形成に取り組んでいます。

設楽町においては、平成21年に、設楽町のすべての住民で男女共同参画社会の実現を進めていくための指針として「設楽町男女共同参画基本計画」を策定しました。今回策定する「第二次設楽町男女共同参画基本計画」は、「設楽町男女共同参画基本計画」の計画期間が終了することを受け、策定するものです。

### 2 計画の位置づけ

- (1) 「設楽町総合計画」を上位計画とし、「設楽町高齢者福祉計画」や「設楽町子ども・子育て支援事業計画」などの計画との整合を図った計画です。
- (2) 国の「男女共同参画基本計画」、県の「あいち男女共同参画プラン」などの関連計画との整合を図った計画です。
- (3) 男女共同参画社会基本法第14条第3項に定める「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付けるものです。
- (4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」として位置付けるものです。
- (5) 女性活躍推進法第6条第2項に定める「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」として位置付けるものです。

### 3 計画の期間

2019年度から2028年度までの10年間とし、社会・経済環境の変化や施策・事業の

進捗状況、国・県の動向などを見据えながら、中間年に計画内容の見直しを行います。

#### 4 計画の策定体制

本計画は、庁内の関係部署及び「男女共同参画推進本部」で協議・調整を行うとともに、「男女共同参画住民推進会議」において住民・地域・企業の代表による委員と共同して策定しました。

併せて、アンケート調査やパブリックコメントを通して計画に対する住民の意見を考察し、計画に反映しました。アンケート調査としては、本計画の策定に必要な情報を得るため、男女の意識や実態を把握することを目的とした「設楽町男女共同参画に関するアンケート調査」（以下アンケート調査）を実施しました。このアンケート結果を、2008年2月に実施した同アンケート結果（以下前回アンケート調査）と比較し、住民のライフスタイル、考え方や認識の変化を反映させ策定しました。

##### 【アンケート調査の実施状況】

対 象	町内に在住する 20 歳から 64 歳までの男女
標 本 数	200 件
抽出方法	無作為
調査方法	郵送による配布・回収
調査時期	2018 年 5 月 28 日～6 月 15 日
回 収 数	86 件
回 収 率	43%

##### 【パブリックコメントの実施状況】

実施期間	2018 年 11 月 9 日～12 月 10 日
実施結果	意見はありませんでした。

## 5 計画の背景

### (1) 世界・国・県・設楽町の動き

	世界(国連)の動き	国の動き	愛知県の動き	設楽町の動き
1975(昭和50)年	国際婦人年世界会議(メキシコシティ)において「世界行動計画」採択	「婦人問題企画推進本部」設置 「婦人問題企画推進会議」開催		
1976(昭和51)年			総務部に「青少年婦人室」設置	
1977(昭和52)年		「国内行動計画」策定		
1979(昭和54)年	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択			
1981(昭和56)年	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「家庭的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」採択			
1985(昭和60)年	ナイロビ世界会議において「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准		
1987(昭和62)年		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定		
1989(平成元年)		「あいち女性プラン」策定	女性行動計画「あいち女性プラン」策定	
1991(平成3)年		「育児休業法」公布		
1993(平成5)年			「青少年婦人室」から「青少年女性室」へ名称変更	
1994(平成6)年		「男女共同参画室」設置 「男女共同参画審議会」設置 「男女共同参画推進本部」設置		
1995(平成7)年	第4回世界女性会議において「北京宣言及び行動綱領」採択			
1996(平成8)年		「男女共同参画ビジョン」策定 「男女共同参画2000年プラン」策定	愛知県女性総合センター開館	
1997(平成9)年		「男女雇用機会均等法」改正	「あいち男女共同参画2000年プラン」策定	
1999(平成11)年		「男女共同参画社会基本法」公布・施行		
2000(平成12)年	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)開催	「男女共同参画基本計画」閣議決定	「総務部青少年女性室」から「県民生活部社会活動推進課男女共同参画室」へ名称変更	
2001(平成13)年		「男女共同参画会議」設置 「男女共同参画局」設置 「DV防止法」施行	「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」策定	
2002(平成14)年			「愛知県男女共同参画推進条例」施行	
2003(平成15)年		「次世代育成支援対策推進法」公布施行		
2005(平成17)年	「第49回国連婦人の地位委員会(通称:北京+10)」開催	「第2次男女共同参画基本計画」閣議決定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定		旧設楽町と旧津具村が合併し、新設楽町が誕生
2007(平成19)年		「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		設楽町総合計画を策定 →明るいまちづくりに地域が一体となって取り組めるよう男女共同参画社会の重要性をうたう。 「男女共同参画サテライトセミナー」の開催
2008(平成20)年				設楽町男女共同参画基本計画を策定
2010(平成22)年	「UN WOMEN」設立	「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定		
2011(平成23)年			「あいち男女共同参画プラン2011～2015～多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」策定	設楽町総合計画後期計画を策定 →女性の能力発揮の機会がまだまだ不十分であることから、より積極的に男女共同参画社会のまちづくりを進めることをうたう。
2012(平成24)年	第56回国連婦人の地位委員会において「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定		
2013(平成25)年			愛知県初の女性副知事就任	「男女共同参画サテライトセミナー」の開催 「あいち国際女性映画祭」の開催
2014(平成26)年		「男女雇用機会均等法」改正	「男女共同参画室」を「男女共同参画推進課」へ格上げ	啓発パネル掲示開始
2015(平成27)年		「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布		「男女共同参画サテライトセミナー」の開催
2016(平成28)年			「あいち男女共同参画プラン2020～すべての人が輝き、多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」策定	「男女共同参画サテライトセミナー」の開催 設楽町男女共同参画基本計画改訂版を策定
2017(平成29)年		「改正男女雇用機会均等法」施行 「改正育児・介護休業法」施行		第2次設楽町総合計画を策定 →全員協働の視点で取り組んでいくことが求められることから、女性の社会参画の促進や老若男女だれもが行政と関わる機会の拡充をうたう。 「男女共同参画サテライトセミナー」の開催 男女共同参画推進対策本部の設置 男女共同参画住民推進会議の設置
2018(平成30)年				「男女共同参画サテライトセミナー」の開催 職員研修の開催



## (2) 設楽町の現状

設楽町ではこれまで、地域の未来を見据えた活動は活発に行われ、その中で男性と女性の役割に対する意識は徐々に変わってきています。

例えば平成 26 年に農林水産省が主催した『地場もん国民大賞』で銅賞を受賞した「お母さんの店（名倉高原生産組合食堂部）」、介護予防対策として全町的に広がりつつある「ロコモ予防体操」や、平成 27 年から始まった「奥三河パワートレイル」のエイドステーションの運営は、いずれも男性と女性が協働して、あるいは女性がリーダーシップをとって取り組み、成果を上げている活動です。

また、町が主催する「男女共同参画サテライトセミナー」では、平成 27 年度から女性の活躍の場や起業等への足場作りを目的に、世代間・地域間交流の機会を設けてきました。そうした中、住民が自らイベントを企画したり出店したりと、主体的に活動する動きが見られています。

また、ファミリーフレンドリー企業<sup>1</sup>が 7 社、女性の活躍促進宣言<sup>2</sup>が 4 社、あいち女性輝きカンパニー<sup>3</sup>が 1 社といったように、従業員の仕事と家庭生活の両立を支援するために取り組む企業が、建設業で増えています。

しかし一方で、固定的性別役割分担<sup>4</sup>意識や慣習・慣例は、地域、団体、職場などの様々な場面でまだ多く見られることがアンケート結果からわかります。性別役割分担や慣習・慣例は確かに地域を形成する支えでもありました。しかし、それはマンパワー（人材、労働力）が充実していた時代だからこそ可能であったことです。このまま何もしなければ 2060 年には、高齢化率約 60%になることが予想されます。<sup>5</sup>つまり、若者の割合が今よりも減り、地域社会を支えていくマンパワーが不足するため、私たちが暮らす地域を持続していくには、男性も女性も若いも若きも、みんなが責任と役割を分担して地域を支えていかなければなりません。設楽町にとっても男女共同参画は地域の未来を左右するため、着実に浸透させる必要な重要課題です。

---

1 愛知県「ファミフレネットあいち」

2 愛知県「あいち女性の活躍促進応援サイト」

3 愛知県（2018）「愛知県女性の活躍企業認証要綱」

4 内閣府男女共同参画局（2012）

5 設楽町（2016）

### 《ファミリーフレンドリー企業<sup>1</sup>って何だろう？》

「社員が仕事と生活の調和を図ることができるよう積極的に取り組んでいる企業」を「奨励し、その取り組みを広く紹介する」ために、愛知県が登録する制度です。設楽町では、建設業7社が登録されています。

### 《女性の活躍促進宣言<sup>2</sup>って何だろう？》

「あいち女性の活躍促進行動宣言」に基づき、企業等から「女性の活躍促進に向けた取組を表明する『宣言』」を愛知県が募集している制度です。設楽町では、建設業4社が宣言しています。

### 《あいち女性輝きカンパニー<sup>3</sup>って何だろう？》

「女性の活躍促進宣言」をした企業のうち、「女性の活躍促進に向けて積極的に取組を推進する」企業等を「広く公表することで、その取組を促進し、助成の活躍の一層の促進を図る」ことを目的に愛知県が認証する制度です。設楽町では、建設業1社が認証されています。

### 《固定的性別役割分担<sup>4</sup>って何だろう？》

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。

「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

## 第2章 計画の基本的な考え方

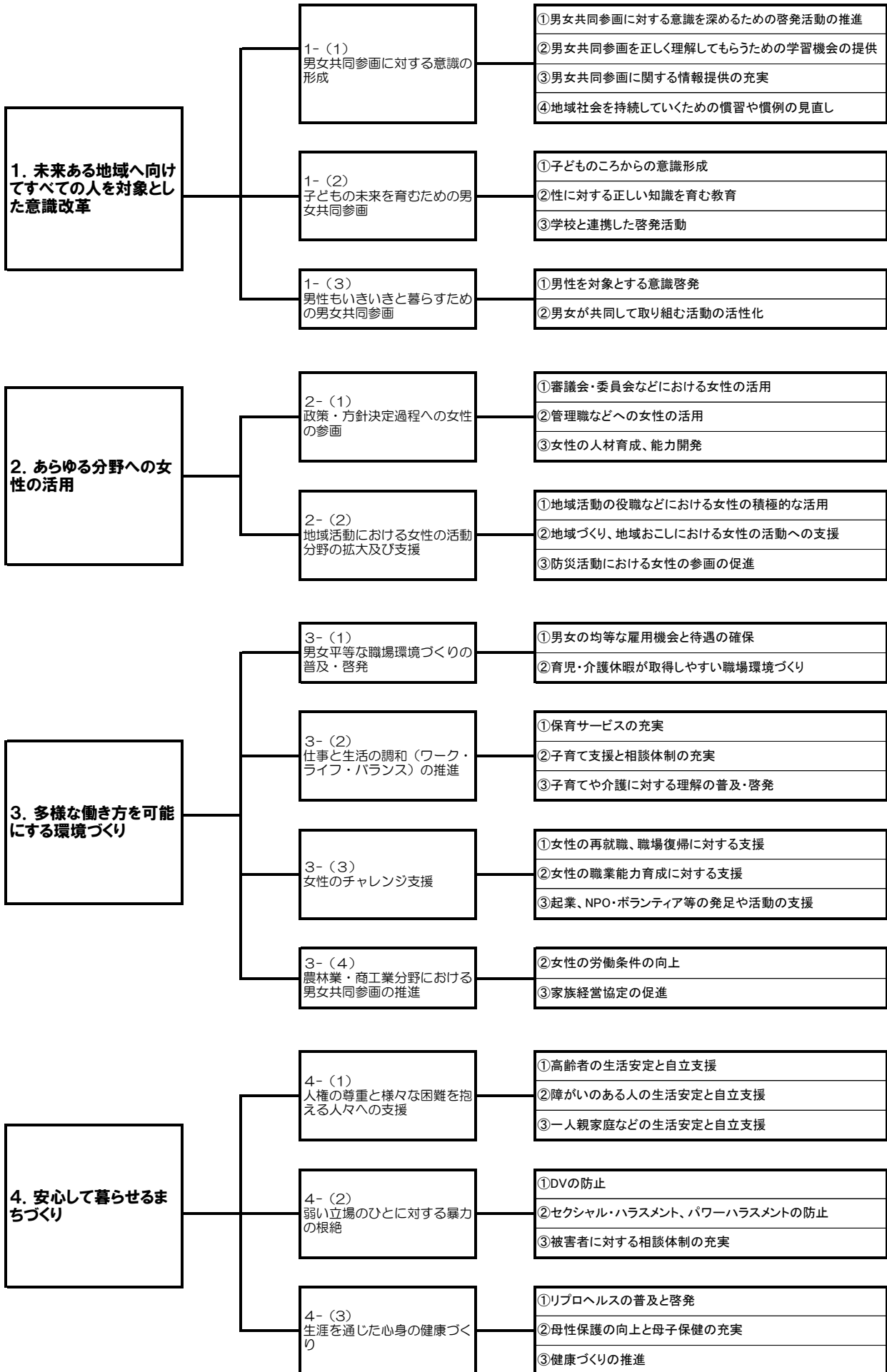
### 1 基本理念

男女がともにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、社会の対等な構成員としてあらゆる分野に共に参画し、その個性と能力を十分に発揮できるような「男女共同参画社会」を実現することを基本理念とします。

### 2 基本目標

- 1 未来ある地域へ向けてすべての人を対象とした意識改革
- 2 あらゆる分野への女性の活用
- 3 多様な働き方を可能にする環境づくり
- 4 安心して暮らせるまちづくり

# 3 推進体系



## 第3章 施策の方向

### 1 未来ある地域へ向けてすべての人を対象とした意識改革

#### 1- (1) 男女共同参画に対する意識の形成

##### 【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、性別による固定的な役割分担意識を払拭し、男女がともに仕事、家事、介護などを担うことが求められています。

アンケート調査と前回アンケート調査を比較すると、家庭、職場、地域などの分野において、男性は「男性が優遇されている」の回答数が「平等」の回答数より多数でしたが、逆転しています。一方女性は「男性が優遇されている」の回答数が多く、前回との大きな変化は見られません（アンケート調査Q9より（以下「Q9」のように記載）：P45参照）。このことから、男性は平等になってきているとの考えが増えているのに対し、女性は未だ男性が優遇されているとの考えが多数を占めています。性別による不平等感の認識の違いは、男女共同参画社会の実現に大きな妨げとなるため、その解消を図る必要があります。

一方、アンケート調査では、性別、年代別にある程度偏りはありますが、女性への偏見や社会通念を改めることは前回アンケート調査と変わらず重要視されています（Q10：P48参照）。このことから、男女が性別にとらわれず家庭や地域、学校や職場などさまざまな分野において個人の能力や個性を發揮できるよう、男女共同参画への認識を深めるための啓発を行い、意識改革を進めていく必要があります。

##### 【重点課題】

#### ①男女共同参画に対する意識を深めるための啓発活動の推進

男女共同参画の理念や社会的性別（以下「ジェンダー<sup>6</sup>」）の視点について正しく理解するよう、身近な場面における意識の啓発が大切です。

##### 《ジェンダー<sup>6</sup>って何だろう？》

「社会的・文化的に形成された性別」のことをいいます。「生物学的性別（セックス／sex）」の他に、「社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた『男性像』、『女性像』があり、このような男性、女性の別を『社会的・文化的に形成された性別』（ジェンダー／gender）」といいます。『社会的・文化的に形成された性別』は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われてい」る言葉です。

<sup>6</sup> 内閣府男女共同参画局（2012）

## ②男女共同参画を正しく理解してもらうための学習機会の提供

個人の意識や価値観は、家庭や学校、地域社会とのかかわりの中で形成されます。一人ひとりが男女共同参画について正しい知識や自立の意識を持てるような学びの充実が不可欠です。

## ③男女共同参画に関する情報提供の充実

男女共同参画の考え方が果たす意義を広く理解してもらえるよう、ジェンダーの視点を踏まえた情報提供が必要です。そのために、各種メディアからの情報について、性の表現や情報を正しく判断できる能力を養うための啓発が必要です。また、町が作成する広報や出版物についても、性別によってイメージを固定した表現や女性の性的側面を強調した表現にならないようにすることが求められています。

## ④地域社会を持続していくための慣習や慣例の見直し

人口減少により、マンパワーが不足する中、地域の未来を守るには、家庭や地域、職場などにおける固定的役割分担を見直し、すべての人が責任を分担しながら支え合うことが重要です。

※：数値目標（P29 参照）

重点課題	取り組み内容	関係課
①男女共同参画に対する意識を深めるための啓発活動の推進	啓発用リーフレットの作成と配布	企画ダム 対策課
	職員研修の実施※	企画ダム 対策課
②男女共同参画を正しく理解してもらうための学習機会の提供	町民図書館における男女共同参画に関連した図書の実施	教育委員会 企画ダム 対策課
③男女共同参画に関する情報提供の充実	広報紙やホームページへの男女共同参画に関する情報の掲載	企画ダム 対策課
	広報紙などの媒体における表現の配慮	企画ダム 対策課
④地域社会を持続していくための慣習や慣例の見直し	各種計画の策定における女性や若者の登用	全課
	「男女共同参画住民推進会議」の開催※	企画ダム 対策課
	男女共同参画基本計画に係る意識調査及び実態調査の実施	企画ダム 対策課

## 1－(2) 子どもの未来を育むための男女共同参画

### 【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、子どもの頃からの意識づくりが重要です。

アンケート調査では、子育てにあたり、男の子と女の子ともに対して、「男らしさ」や「女らしさ」といった固定的な男女観を求める割合が、前回アンケート調査と比較すると減少傾向にあります（Q14：P56 参照）。ただし、固定的な男女観を求める考えが多いことには変わりありませんでした。このようなジェンダーによる男女差別は、家庭環境から根付いていることがわかります。

一方、男女平等の意識を育てるために、学校教育では「生活指導や進路指導において男女区別なく能力を活かせる」や「男女共に家事や育児、介護などについて学習する時間を設ける」などといったことに力を入れるべきと回答した割合は前回アンケート調査同様高くなっており、大きな変化はありませんでした（Q15：P63 参照）。

これらのことから、男女共同参画や人権尊重に基づいた教育の充実により、家庭でも学校でも子ども一人ひとりの個性や能力を尊重し、ジェンダーにとらわれない教育を進め、男女共同参画意識を育むことが必要です。

### 【重点課題】

#### ①子どものころからの意識形成

地域の未来を担う子どもたちが性別にとらわれず、一人ひとりの人権が尊重され、個性や能力を伸ばせるよう、子どもたちにもわかりやすい啓発活動を継続していくことが大切です。

「子どもが初めて参加する社会生活は家庭である」との視点を持ち、幼少のころから男女共同参画の意識を家族一緒に育むことができるよう、子育て世代を対象とした啓発活動が必要です。

#### ②性に対する正しい知識を育む教育

ジェンダーと生物学的な性別（セックス）について正しく学び、互いの性に対する理解を深めていく教育の推進が重要です。

#### ③学校と連携した啓発活動

教育現場である学校と連携した積極的な啓発活動が必須です。

※：数値目標（P29 参照）

重点課題	取り組み内容	関係課
①子どもごころからの意識形成	中学生海外派遣事業や英語指導助手の招へいなど多文化共生の推進	教育委員会
	家庭教育推進事業の充実	教育委員会
②性に対する正しい知識を育む教育	学校と連携した性教育指導の充実	教育委員会
③学校と連携した啓発活動	啓発パネルの展示※	企画ダム 対策課



## 1－（3）男性もいきいきと暮らすための男女共同参画

### 【現状と課題】

家庭においては、男女ともそれぞれが家事、育児、介護などで役割を果たし、ともに生活を支えていくことが大切です。

アンケート調査では、家事全般を女性が担当するべきという固定的役割分担が根付いていることがわかります（Q12：P51 参照）。この傾向は前回アンケート調査結果から変化がありませんでした。

一方で、男女ともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加するためには、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」、「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」、「年配者や周りの人が夫婦の役割分担等についての当事者の考え方を尊重すること」が必要との考えが多数ありました（Q33：P86 参照）。

「男は仕事」「女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識を見直し、男女が互いに家庭生活を担っていくことの重要性を理解し、あらゆる場面で実行していくことが求められています。

### 【重点課題】

#### ①男性を対象とする意識啓発

性別による固定的な役割分担意識の変革には、まず男性が持つ男女共同参画に対するマイナスイメージを払拭するための多様な視点に立った啓発が肝心です。

妊娠・出産・育児、家事、介護において、固定的な役割分担にとらわれない意識や知識を学ぶ機会、仕事と両立する上での有効な制度などの情報を住民に提供するなど、男性と女性が一緒になって取り組むための支援が必要です。

#### ②男女が共同して取り組む活動の活性化

性別による固定的な役割分担にこだわらず、男性と女性がそれぞれの立場を理解し、一緒になって地域を支えていく活動への支援が大切です。

※：数値目標（P29 参照）

重点課題	取り組み内容	関係課
①男性を対象とする意識啓発	家事教室（料理など）の内容の充実	保健福祉センター
②男女が共同して取り組む活動の活性化	講演会や講座（教室）の開催※	企画ダム対策課

## 2 あらゆる分野への女性の活用

### 2- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画

#### 【現状と課題】

多様な意見や考えを政策や方針に十分取り入れるためには、意思決定の場への女性の積極的な参画が必要不可欠といえます。

アンケート調査では政治の場において男性が優遇されていると感じる割合が高くなっています（Q9-⑤：P46参照）。この点は前回アンケート調査結果と大きな変化はありません。

男女ともに持てる能力を發揮し、その考え方や意見が政策や方針決定の場に活かされ、参画できる環境を整えることが大切です。行政においても、男女の意見がともに反映され、バランスのとれた施策を実施するために、積極的に女性の参画を推進する必要があります。

#### 【重点課題】

##### ①審議会・委員会などにおける女性の活用

審議会や委員会などでの女性の活用を進めるため、男性と女性双方に対する意識の啓発が重要です。

##### ②管理職などへの女性の活用

女性の管理職としての意識向上や能力發揮へとつなげる環境づくりが必須です。

##### ③女性の人材育成、能力開発

職場や地域社会において、女性の経験値を高めるため、意欲ある女性の能力を生かす取組が不可欠です。

※：数値目標（P29参照）

重点課題	取り組み内容	関係課
①審議会・委員会などにおける女性の活用	事業や政策の意思決定の場における女性や若者の積極的登用※	全課
	公募委員枠の拡大や応募要件の緩和	全課
②管理職などへの女性の活用	町管理職への女性の積極的登用※	総務課
③女性の人材育成、能力開発	女性や若者が主体となった活動に対する支援の充実	企画ダム 対策課 産業課
	能力開発に関する研修や講座への参加支援	企画ダム 対策課 産業課

## 2－（２）地域活動における女性の活動分野の拡大及び支援

### 【現状と課題】

アンケート調査では、PTA活動、子ども会・青少年活動、ボランティアなど社会奉仕活動の参加については、男女比率の大差はありませんでした。一方、自治体活動、地区の活動に関しては、依然として男性が圧倒的に参加している現状がわかりました（Q28：P81参照、Q29：P84参照）。

しかし、女性の中にも参加する機会があれば参加したいと答えた方も多く、男女ともに積極的に参画できる環境をつくり、地域から男女共同参画を進め、実りある地域活動につなげることが重要です。

### 【重点課題】

#### ①地域活動の役職などにおける女性の積極的な登用

地域活動は最も身近な社会参加の場であり、多くの女性が積極的に携わっていますが、現状、中心的な役割は男性が担っています。これは長年の地域の慣習や慣例があり、地域コミュニティを存続していく上でやむを得ない事情もありますが、社会の多様化を考えると、地域の未来を見据えて、組織の責任ある地位への女性の活用が肝心です。

#### ②地域づくり、地域おこしにおける女性の活動への支援

観光やまちづくり分野では、地域で活動する個人や団体において女性が積極的にかかわっていく事例は設楽町でも数多く見られます。また、全国的にも地域おこしにおける女性の活躍事例は数多くあるために、地域の活性化へ向けた取組に女性の視点や能力を十分に生かすことが必要です。

#### ③防災活動における女性の参画の促進

防災対策は、行政による取組だけでは限界があり、自主防災組織や消防団、ボランティアなど地域を挙げて取り組んでいかなければなりません。設楽町でも、防災訓練や広報等を通じて町民の防災意識を高め、自主防災組織の設置、消防団やボランティアなどの防災活動への積極的な参加を進めていますが、被災時の男女のニーズの違いなど、今後は男女双方の視点からの配慮が緊要となります。

※：数値目標（P29 参照）

重点課題	取り組み内容	関係課
①地域活動の役職などにおける女性の積極的な登用	地区区長、組長への女性の積極的登用※	総務課
②地域づくり、地域おこしにおける女性の活動への支援	地域づくり支援事業	企画ダム 対策課
	地域おこし協力隊事業の積極的展開	企画ダム 対策課
	定住及び移住に対する支援の充実	企画ダム 対策課
③防災活動における女性の参画の促進	自主防災活動の充実※	総務課

### 3 多様な働き方を可能にする環境づくり

#### 3-1 男女平等な職場環境づくりの普及・啓発

##### 【現状と課題】

アンケート調査では、職場における男女の地位について、女性は男性が優遇されていると感じているようです（Q9-②：P45参照）。差別は感じないけれど、賃金に格差があるとの回答もありました（Q19：P69参照）。職場における男女平等を促進するためには、性別に関係なく、男女ともにその能力と意欲が発揮される環境を整備する必要があります。

また、女性が安心して働ける環境をつくるためには「仕事と家庭の両立に職場が理解し協力すること」、「夫や家庭が理解し協力すること」が、今回アンケート調査で必要なことと認識されています（Q23：P73参照）。働く女性が妊娠中や出産後も安心して働き続けられるよう、男性の育児・介護休暇の取得の促進など、仕事と家事・育児が両立できる環境づくりを進めていく必要があります。

##### 【重点課題】

##### ①男女の均等な雇用機会と待遇の確保

募集・採用から配置、昇進、退職に至るまでの雇用機会や待遇における性別による差別や、妊娠・出産、育児・介護休業の取得による不利益な取り扱いが行われることなく、男女が共に持てる能力を発揮しながら働き続けられることが切要です。

##### ②育児・介護休暇が取得しやすい職場環境づくり

継続して就業を望む女性や男性が出産・育児、介護を理由に離職せずに安心して働き続け、仕事と家事、育児、介護を両立できることが大切です。

※：数値目標（P29参照）

重点課題	取り組み内容	関係課
①男女の均等な雇用機会と待遇の確保	男女平等の職場環境づくりの普及・啓発のための企業訪問の実施※	企画ダム 対策課
②育児・介護休暇が取得しやすい職場環境づくり	育児休暇や介護休暇等の取得促進の啓発※	総務課
	就職を控えた高校生に対して労働に関する法律や育児休暇及び介護休暇について学ぶ機会の提供	企画ダム 対策課 教育委員会

### 3－（２）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

#### 【現状と課題】

少子高齢化が進む中で、男女がともに安心して生活し、充実した人生を過ごすためには、仕事と家庭生活が両立できる環境を整備していくことが重要です。

アンケート調査では、女性には仕事と家庭生活または地域生活を両立することを望む一方、男性には仕事を優先することが望ましいと考える傾向が見られます（Q31：P85 参照、Q32：P86 参照）が、男女がともに協力して仕事と家庭生活を営むことが必要です。

一方、子どものいる家庭では保育サービスや子育ての環境について、「預けられる時間が短い」、「急な用事や残業などに対応してもらえない」、「子どもが病気の際に預かってもらえない」といった不満の声もあり、行政の子育て支援の充実が求められています（Q16：P64 参照）。

#### 【重点課題】

##### ①保育サービスの充実

共働きでない家庭や一人親が就業していない家庭でも、各個人が持つ能力を地域社会に役立てるためには、若い世代の多様なライフスタイルに応じた延長保育や病児保育など、サービスの充実が必要です。

##### ②子育て支援と相談体制の充実

若い世代が安心して子育てに取り組めるよう、地域や職場などが連携した、あらゆる分野における子育て支援が大切です。

夫婦の共働き、一人親家庭の増加といった家庭環境の多様化、さらには児童虐待防止などの社会問題に対応できるよう、子育てに関する相談体制づくりが不可欠です。

##### ③子育てや介護に対する理解の普及・啓発

ライフステージ<sup>7</sup>に伴って変化する男女の生き方、働き方に対する理解を深める啓発が重要です。

#### 《ライフステージ<sup>7</sup>って何だろう？》

「人の一生を、幼少年期・青年期・壮年期・老年期などに区切った、それぞれの段階」のことをいいます。

<sup>7</sup> 新村（2008）

※：数値目標（P29 参照）

重点課題	取り組み内容	関係課
①保育サービスの充実	一時保育、延長保育、病児保育や未満児保育などの保育サービスの充実	町民課
②子育て支援と相談体制の充実	子どもセンターの相談機能強化 放課後児童健全育成事業の拡充と放課後児童支援員の確保※	町民課
	保護者の負担軽減を目的とした各種助成金、補助金等の交付	企画ダム 対策課 町民課 保健福祉 センター
	妊産婦への支援	保健福祉 センター
③子育てや介護に対する理解の普及・啓発	子育て支援講演会の実施	保健福祉 センター

### 3－（3）女性のチャレンジ支援

#### 【現状と課題】

前回アンケート調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に、「賛成」と答える男性の割合が大きかったですが、今回アンケート調査では逆転し、「反対」の回答が多数を占めました（Q11－②：P49 参照）。

また、女性が仕事を持つことについて、前は「子どもができれば職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方が良い」と答えた方が男女ともに多数でしたが、今回は「子どもができてずっと職業を続ける方が良い」などと回答する方が増え（Q24：P73 参照）、いわゆるM字カーブ<sup>8</sup>を解消するような考えに変化していることがわかります。

このような変化を踏まえ、女性のチャレンジ支援など、多様な働き方を選択できる環境づくりが必要です。さらに、女性が幅広い分野に進出できるように、性別に関わらず能力を発揮する機会が確保されることが重要です。

#### 《M字カーブ<sup>8</sup>って何だろう？》

「日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること」をいいます。このことは、「結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという」傾向を意味しています。「なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません」。

#### 【重点課題】

##### ①女性の再就職、職場復帰に対する支援

職場復帰する女性の就業意欲を持続させるためには、地域や職場などに対し、女性の就業が地域に果たす役割への理解を深めることが大事です。

##### ②女性の職業能力育成に対する支援

女性が働き続けられる環境づくりのためには、能力と個性を発揮できる職場はもちろん、女性自身の意識改革と能力開発が肝要です。

##### ③起業、NPO、ボランティア等の発足や活動の支援

立地する企業が少ない地域において、女性の社会進出を進めるためには、起業や今まで男性の職業とされてきたジャンルへの女性の就業といった、小さくとも新たな地域経済活動の展開が必須です。

<sup>8</sup> 内閣府男女共同参画局（2012）



※：数値目標（P29 参照）

重点課題	取り組み内容	関係課
①女性の再就職、職場復帰に対する支援	就業へ繋がる意識啓発、職業訓練や再教育に対する支援	企画ダム 対策課 産業課
②女性の職業能力育成に対する支援	女性や若者の起業創業を促す仕掛けと支える仕組みづくり	企画ダム 対策課 産業課
③起業、NPO、ボランティア等の発足や活動の支援	起業、NPO、ボランティア等の発足支援のための情報提供※	企画ダム 対策課

### 3－（４）農林業・商工業分野における男女共同参画の推進

#### 【現状と課題】

農林業や商工自営業に従事する女性は、産業の重要な担い手として、また経営や地域活性化の担い手として大きな役割を果たし、着実に力をつけてきました。しかしながら地域に残る固定的な役割分担意識や慣習などから、経営や事業運営などは男性中心に行われていることが多くなっています。また、仕事のほかに家事や育児の二重負担を強いられる一方で、家族経営が多いため就労条件や待遇などは不明確であるなど、多くの課題が残されています。

したがって、このような課題を解消するために、農林・商工など自営業に従事する女性の労働条件の改善や女性自身が事業の方針決定に積極的に参加できるよう、意識啓発に努める必要があります。

#### 【重点課題】

##### ①女性の労働条件の向上

農林・商工など自営業で働く女性が仕事と家事、育児、介護の多方面で負担を強いられることのない環境づくりが大切です。

##### ②家族経営協定<sup>9</sup>の促進

農業の家族従事者の労働に対して、賃金や報酬が支払われないことのないよう、家族経営協定による労働条件の充実が必要です。

#### 《家族経営協定<sup>9</sup>って何だろう？》

「家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人一人の役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要」です。家族経営協定は、それを実現させるために「農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたもの」です。

<sup>9</sup> 内閣府男女共同参画局（2012）

※：数値目標（P29 参照）

重点課題	取り組み内容	関係課
①女性の労働条件の向上	農林商工関連団体が行う労働条件改善運動の支援	産業課
②家族経営協定の促進	農業従事家庭における家族経営協定の促進※	産業課

## 4 安心して暮らせるまちづくり

### 4-1 (1) 人権の尊重と様々な困難を抱える人々への支援

#### 【現状と課題】

町では高齢者や障がいのある人、子どもなど、さまざまな人に配慮した安心で安全なまちづくりを進めています。そのためには、すべての人がいきいきと安心して暮らせる環境整備が必要です。

アンケート調査では、行政には、保育の施設・サービス、高齢者等の施設や介護サービスを充実することを求める回答が多くありました（Q36：P88参照）。

今後、介護を必要とする人は益々増加していくことから、男女がともに協力して介護を担い、社会全体で支える体制を充実させていく必要があります。また、認知症高齢者の早期発見、早期対応への対策を進めるとともに、高齢者が積極的に社会参画できる環境づくりを進めることも重要です。

また、さまざまな障がいのある人が、地域で自立した生活を送り、積極的に社会参画をしていくためには、生活に必要な技能を身につけるとともに、社会基盤の整備や医療・福祉サービスを提供していくことが大切です。

#### 【重点課題】

##### ①高齢者の生活安定と自立支援

豊富な経験を持つ高齢者が地域の発展に活躍できるよう、生きがいの場の創出や住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりが肝心です。

##### ②障がいのある人の生活安定と自立支援

障がいのある人が社会的に孤立することなく、自身の能力を発揮し、地域社会の一員として意欲を持って自立した生活を送る環境づくりや、それぞれの状況に見合った支援が大事です。

##### ③一人親家庭などの生活安定と自立支援

実態を把握し、地域や家庭で安心して生活ができるように相談体制の充実などの環境づくりが必要です。

※：数値目標（P29 参照）

重点課題	取り組み内容	関係課
①高齢者の生活安定と自立支援	外出支援サービス、配食サービスの充実	町民課
	介護用品の給付	町民課
	高齢者の活動に対する支援の充実	町民課
	生涯学習事業の充実	教育委員会
	認知予防や介護予防を目的とした地域活動への支援※	町民課 保健福祉センター
②障がいのある人の生活安定と自立支援	地域活動支援センター「みらい工房」の活動をはじめとした障がい者雇用の促進	町民課 保健福祉センター
	自立支援会議による関係機関との連携、情報共有	町民課 保健福祉センター
③ひとり親家庭などの生活安定と自立支援	福祉医療費の助成	町民課

#### 4－（２）弱い立場の人に対する暴力等の根絶

##### 【現状と課題】

近年、ドメスティック・バイオレンス（DV）<sup>10,11</sup>、セクシャル・ハラスメント<sup>12</sup>やパワー・ハラスメント<sup>13</sup>など弱い立場の人に対する暴力等は後を絶ちません。<sup>14,15,16</sup>

アンケート調査では、これまでに配偶者や恋人から暴力を受けたことがあるとの回答が約1割となっています（Q25：P74参照）。弱者に対する暴力等には、当町においても未然に防止するための取り組み及び、早期発見のための取り組みを進めていかなければなりません。暴力やハラスメントは人権侵害であり、被害者の人生に深刻な影響を及ぼすもので、決して許されるものではありません。このため暴力やハラスメントの根絶に向けた啓発活動を推進するとともに、被害者への支援を充実していく必要があります。暴力は人権侵害であるという正しい認識を地域社会全体で培っていくことが重要です。

##### 《ドメスティック・バイオレンス（DV）<sup>10,11</sup>って何だろう？》

「配偶者からの身体に対する暴力」<sup>10</sup>または「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」<sup>10</sup>をいいます。内閣府においては、「対象範囲に恋人も含むより広い概念」<sup>11</sup>として捉える場合もあります。

##### 《セクシャル・ハラスメント<sup>12</sup>って何だろう？》

「職場や学校などで、相手の意に反して（中略）不快・苦痛な状態に追いこみ、人間の尊厳を奪う、性的なことばや行為」をいいます。

##### 《パワー・ハラスメント<sup>13</sup>って何だろう？》

「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」をいいます。

<sup>10</sup> 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」

<sup>11</sup> 内閣府男女共同参画局（2012）

<sup>12</sup> 新村（2008）

<sup>13</sup> 職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議（2012）

<sup>14</sup> 内閣府男女共同参画局（2017）

<sup>15</sup> 厚生労働省（2017）

<sup>16</sup> 厚生労働省（2015）

## 【重点課題】

### ①DVの防止

DVを社会全体の問題として深く受け止め、女性、子ども、高齢者に対するあらゆる暴力を根絶していくためにその実態を把握し、防止することが必須です。

### ②セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの防止

人権侵害であるという認識に立ち、職場だけでなく、学校、地域においても人権尊重の意識づくりが重要です。

### ③被害者に対する相談体制の充実

相談担当者としての十分な資質を有し、被害者に二次的被害を与えない、安心して相談できる窓口が必要です。

※：数値目標（P29 参照）

重点課題	取り組み内容	関係課
①DVの防止	地域や学校などと協力した、デートDVの予防、インターネットによる有害な性情報からの保護	教育委員会 町民課 保健福祉センター
②セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの防止	地域性や住民性を踏まえた、人権問題に関する相談体制づくり※	町民課 保健福祉センター
③被害者に対する相談体制の充実	民生委員と連携した相談体制の充実※	町民課 保健福祉センター

#### 4－（3）生涯を通じた心身の健康づくり

##### 【現状と課題】

男女が生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の最も基本的な条件です。

そのためには、乳幼児期から高齢期までを視野に入れ、それぞれが健康管理とライフステージに応じた健康づくりに主体的に取り組めるよう、健康づくりのための総合的な支援が必要です。とりわけ、思春期、妊娠・出産期、育児期、更年期、高齢期など変化の多い女性の健康づくりは、ライフサイクルの各段階における、健康診査、保健指導・相談、周産期医療など生涯を通じた保健医療施策を推進しながら、女性の身体的変化の過程や母性保護と健康に関する正しい知識を普及することが必要です。

そして、妊娠・出産にかかる女性の健康確保はもとより、男女が互いの性と健康管理に関する正しい知識を持ち、互いの性を尊重することについて一層の理解や啓発が重要です。

一方、健康なからだであるためには「健康なところ」であることが不可欠です。昨年度行ったアンケート（いきいきしたら計画策定の際の生活習慣アンケート）では、20～50歳代の3分の1が日頃のストレスを強く感じていると答え、中でも男性は「仕事」、女性は「人との関係」をその背景としている例が多いことがわかりました。また、更に深刻なところの不安を抱えている事例もあり、これには家族や周囲、関係機関等の密な協力や支援が不可欠です。

今回のアンケート調査では、行政に相談したいことの項目で、「心やからだに関すること」との回答が多数ありました（Q38：P89参照）。この結果は前回には見られませんでした。このことから、心とからだに関する相談体制のさらなる充実を図る必要があります。



## 【重点課題】

### ①リプロヘルス<sup>17,18</sup>の普及と啓発

男女がともに性と生殖に関する正しい認識に基づき、妊娠または出産などにおいて双方がよりよい協力関係を保ちながら、女性が自らの意思で選択できる自己決定権が尊重され、生涯にわたって健康な生活を営むための環境づくりが切要です。

#### 《リプロヘルス<sup>17,18</sup>って何だろう？》

「性と生殖に関する健康、安全な性生活を営む権利が女性に認められるべきだとする理念」<sup>17</sup>のことをいいます。たとえば「いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のある性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと」<sup>18</sup>が認められることを理想とする考え方です。

### ②母性保護の向上と母子保健の充実

出産や子育てを取り巻く社会環境の変化に伴い、母子保健の役割はますます重要となってきます。このため、母性保護に関する正しい知識に基づく、母子保健の充実が大切です。

### ③健康づくりの推進

誰もが生涯を通じて心身ともに健康であるためには、自らの健康状態を把握し、正しい知識をもって健康管理を行っていくことが必要です。特にこころの健康に関しては、個人の対処力の向上に加えて、家族や職場、地域など周囲の見守りや、助け合える環境を築くなど、幅広い「つながり」が不可欠です。

※：数値目標（P29 参照）

重点課題	取り組み内容	関係課
①リプロヘルスの普及と啓発	リプロヘルスをはじめとした男女にまつわる基本的な人権意識の啓発	町民課
②母性保護の向上と母子保健の充実	保健事業ならびに母子保健事業の充実	保健福祉センター
③健康づくりの促進	設楽町健康づくり計画「いきいきしたら計画（第二次）」の推進	保健福祉センター
	健康診査の推進※	保健福祉センター

<sup>17</sup> 新村（2008）

<sup>18</sup> 内閣府男女共同参画局（2012）

# 数値目標

## 1 未来ある地域へ向けてすべてのひとを対象とした意識改革

項目	目標		現状		関係課	備考
	年度	数値	年度	数値		
男女共同参画住民推進会議の開催	毎年	1回	2018	4回	企画ダム対策課	
効果的な講演会・学習会等啓発事業の開催	毎年	2回	2018	2回	企画ダム対策課	サテライトセミナー、啓発パネル展示
男女共同参画に関する職員研修の実施	毎年	1回	2018	1回	総務課	男女共同参画主管課の研修参加は除く

## 2 あらゆる分野への女性の活用

項目	目標		現状		関係課	備考
	年度	数値	年度	数値		
審議会等における女性の人数	2028	25%	2018	16%	総務課	目標数値は第2次総合計画における目標
町一般事務職員の管理職(課長補佐以上)の女性割合	2028	15%	2018	20.5%	総務課	目標数値は特定事業主行動計画における目標 一般事務職員の女性割合20.5%
地区区長、組長の女性人数	2028	15%	2018	10%	総務課	区長32区中0人、副区長31区中1人、組長179組中23人
自主防災活動における女性役員的人数	2028	15%	2018	10%	総務課	

## 3 多様な働き方を可能にする環境づくり

項目	目標		現状		関係課	備考
	年度	数値	年度	数値		
男女平等の職場環境づくりの普及・啓発のための企業訪問	毎年	1回	2018	1回	企画ダム対策課	町内の主たる事業所
男性職員の育児休業取得率	2028	20%	2017	0%	総務課	目標数値は特定事業主行動計画における目標
配偶者出産休暇取得率	2028	100%	2017	0%	総務課	目標数値は特定事業主行動計画における目標
育児参加のための休暇取得率	2028	20%	2017	0%	総務課	目標数値は特定事業主行動計画における目標
男性職員の介護休暇取得者数	2028	1人	2017	1人	総務課	
放課後児童クラブ設置数	2028	4箇所	2018	3箇所	町民課	
起業、NPO、ボランティア等の発足支援のための情報提供	毎年	1回	2018	1回	企画ダム対策課	相談窓口のHP掲載
家族経営協定の締結数	2028	27件	2018	25件	産業課	

## 4 安心して暮らせるまちづくり

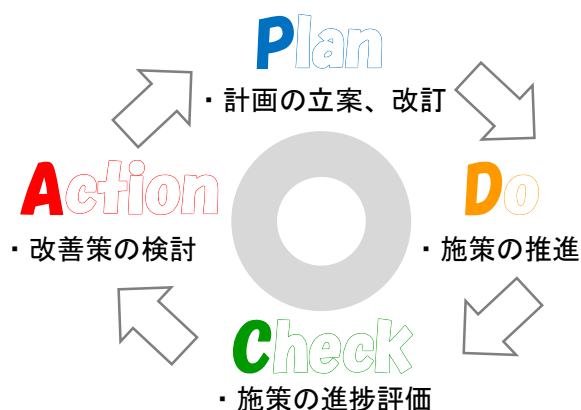
項目	目標		現状		関係課	備考
	年度	数値	年度	数値		
男女で学ぶ健康教室の開催	2028	18団体	2018	18団体	町民課 保健福祉センター	ロコモ予防体操等介護予防に取り組む団体数
相談窓口の設置	2028	2箇所	2018	2箇所	町民課 保健福祉センター	
健康診査の受診率	2028	60%	2018	42%	町民課 保健福祉センター	40～74歳の国保加入者の受診率

※現状数値は直近の確定データを採用

## 第4章 計画の運用

### 1 進捗管理

この計画は施策の実効性を高めるため、P D C Aサイクルの考え方に則り進捗管理を行います。<sup>19</sup>



### 2 推進体制

住民と行政による二つの体制が連携・参画・協力し、P D C Aサイクルを効率的に回します。

#### (1) 住民の推進体制「男女共同参画住民推進会議」

##### ア 構成

公募、各種団体が推薦する者等

##### イ 役割

地域と行政の連絡窓口

##### ウ 事務

計画の策定・改訂から携わり、計画に基づいた施策の実施を住民と行政が協働で取り組めるよう地域における情報収集及び普及啓発に努め、施策の実施状況についての意見交換などを行い、改善策を検討することで、住民と行政が協働した計画の推進を目指します。

P l a n : 計画の策定・改訂

D o : 施策実施における協働、地域における情報収集・普及啓発

C h e c k : 進捗状況の確認及び評価

A c t i o n : 調査研究に基づく提案

---

<sup>19</sup> 設楽町 (2017)

(2) 行政の推進体制「男女共同参画推進本部」

ア 構成

町長、副町長、関係課長

イ 役割

庁内の指示連絡調整機関

ウ 事務

計画の策定・改訂を行い、計画に基づいた施策の実施を住民と行政が協働で取り組めるよう推進し、施策の実施状況についての意見交換などを行い、「男女共同参画住民推進会議」などにおいて出た意見・提案を施策へ反映させることを含めて改善策を検討することで、住民と行政が協働した計画の推進を目指します。

P l a n : 計画の策定・改訂

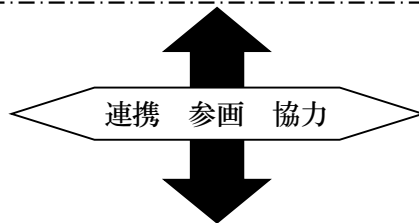
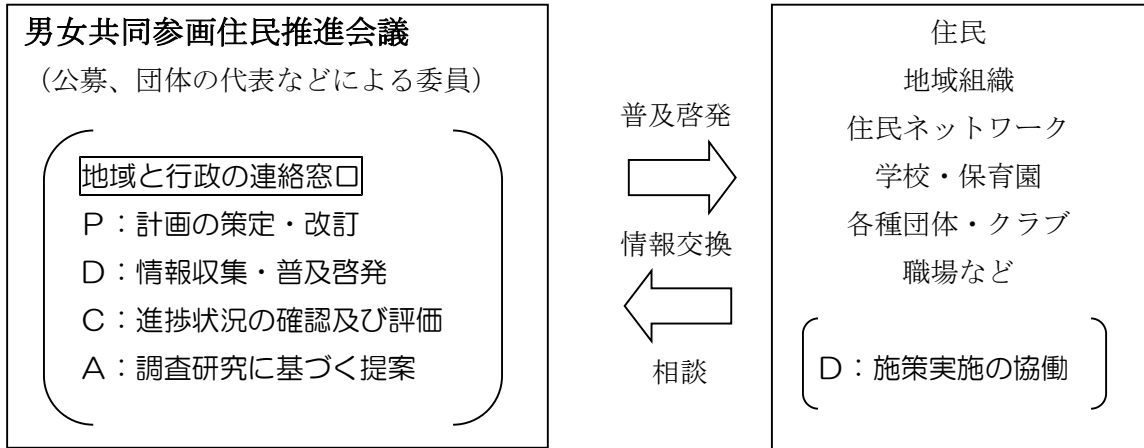
D o : 施策実施における協働の推進、関係機関相互の連絡調整

C h e c k : 進捗状況の確認及び評価

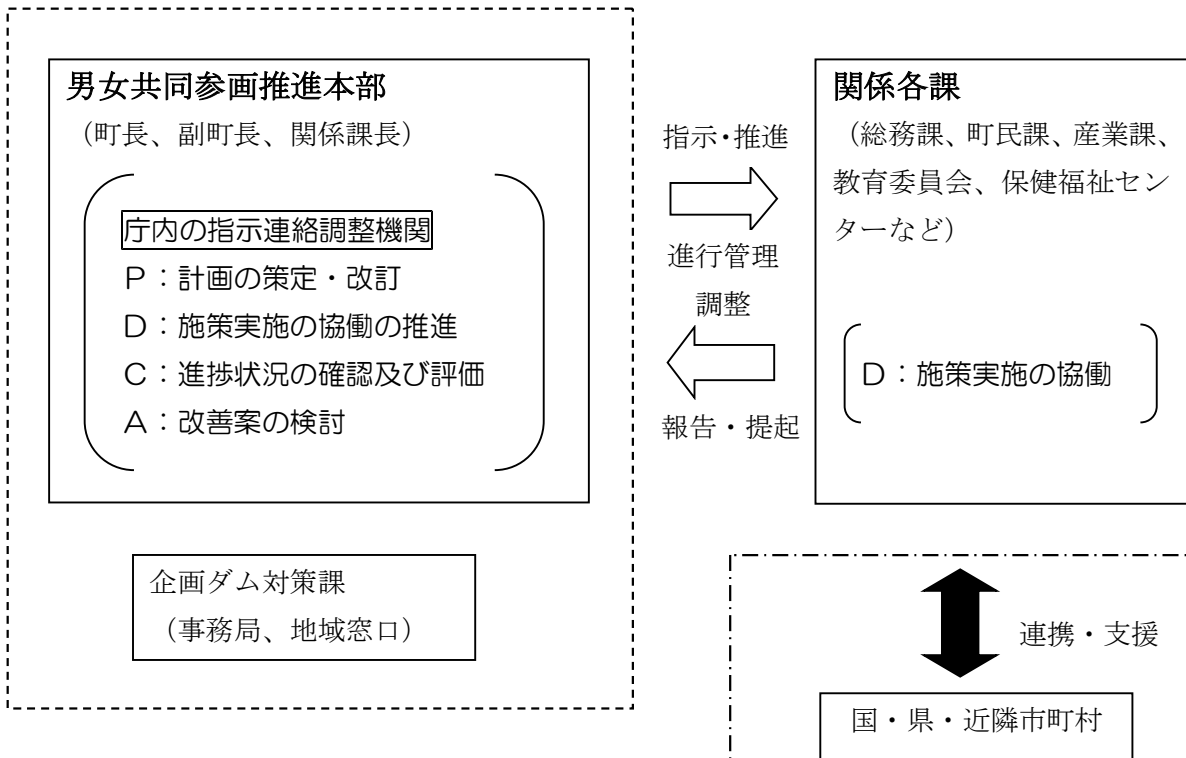
A c t i o n : 「男女共同参画住民推進会議」やワーキングチームによる提案を踏まえた改善策の検討

設楽町男女共同参画基本計画 推進体制図 (イメージ)

# 住民



# 行政



# 資 料 編

- 1 設楽町男女共同参画住民推進会議設置要綱
- 2 平成 30 年度設楽町男女共同参画住民推進会議委員名簿
- 3 設楽町男女共同参画推進本部設置要綱
- 4 平成 30 年度設楽町男女共同参画推進本部委員名簿
- 5 設楽町男女共同参画住民推進会議及び設楽町男女共同  
参画推進本部開催概要
- 6 設楽町男女共同参画に関するアンケート調査結果
- 7 参考文献

## 1 設楽町男女共同参画住民推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 設楽町男女共同参画基本計画（以下「基本計画」という。）の円滑な推進を図り、男女共同参画社会の形成を目指したまちづくりを推進するため、設楽町男女共同参画住民推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌し、その結果を町長に提言するものとする。

- (1) 基本計画の推進状況の調査及び評価に関すること。
- (2) 男女共同参画社会形成のために必要な諸施策の調査研究及び企画提案に関すること。
- (3) 地域における男女共同参画意識の情報収集及び普及啓発に関すること。
- (4) 次期基本計画の策定に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、推進会議の設置目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 推進会議の委員は、15名以内とし、次の各号に定める者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 一般公募による町内在住在勤者
- (2) 各種団体が推薦する者
- (3) 男女共同参画社会づくりに関係する町担当課職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 推進会議の委員の任期は、平成20年度に策定した設楽町男女共同参画基本計画の期間満了までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬等)

第5条 推進会議の委員には、予算の範囲内で報償を支給する。

(会長)

第6条 推進会議には会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職を代理する。

(会議)

第7条 推進会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 推進会議は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない

い。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者及びアドバイザーの出席を求め意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は企画ダム対策課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議に関して必要な事項はその都度協議して決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。



## 2 平成30年度設楽町男女共同参画住民推進会議委員名簿

	所属団体等	氏名
会長	設楽町PTA	平松 卓
委員	住民代表 子育てサークルピノキオ	伊藤 景子
委員	住民代表 子育てサークルひまわり	遠山 嘉苗
委員	愛知東農業協同組合女性部北設支部	伊東かよ子
委員	設楽町商工会	熊谷 清美
委員	津具商工会	村松美智枝
委員	設楽町区長連絡会議	夏目 守人
委員	愛知県男女共同参画社会支援セミナー修了生	加藤 和代
委員	企画ダム対策課長	澤田 周蔵
事務局	企画ダム対策課課長補佐	関谷 恭
事務局	企画ダム対策課主事	丸山みさき

### 3 設楽町男女共同参画推進本部設置要綱

(趣旨)

第1条 男女共同参画社会の実現をめざして、本町における関係施策を総合的かつ効果的に推進するため、設楽町男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 設楽町男女共同参画基本計画にかかる施策の企画及び実施に関すること。
- (2) 男女共同参画推進における関係機関相互の連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画社会を実現するために必要な重要事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部には、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長には、町長をもって充てる。
- 3 副本部長には、副町長をもって充てる。
- 4 本部員には、次の職にある者をもって充てる。
  - (1) 教育長
  - (2) 総務課長
  - (3) 企画ダム対策課長
  - (4) 町民課長
  - (5) 産業課長
  - (6) 教育課長
  - (7) したら保健福祉センター所長

(本部及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、会務を総理する。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させ、意見聴取または資料の提供を求めることができる。

(ワーキングチーム)

第6条 推進本部は、第2条に規定する事項の調査・研究を行わせるため、ワーキングチームを置くことができる。

- 2 ワーキングチームの構成は、関係課等の職員から、調査・研究テーマの事

項に

より、本部で選出する。

- 3 調査・研究テーマの事項により、それぞれの担当幹事を定める。
- 4 ワーキングチームは、担当幹事が必要に応じて招集する。
- 5 ワーキングチームの資料作成及び議事進行に係る事務は、担当幹事が行う。
- 6 ワーキングチームは、調査・研究した事項の取りまとめを行い、本部へ報告する。

(庶務)

第8条 推進本部及びワーキングチームの庶務は企画ダム対策課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関して必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

#### 4 平成30年度設楽町男女共同参画推進本部委員名簿

	所属	氏名
本部長	町長	横山 光明
副本部長	副町長	原田 和久
委員	教育長	後藤 義男
委員	総務課長	原田 直幸
委員	企画ダム対策課長	澤田 周蔵
委員	町民課長	大須賀宏明
委員	産業課長	鈴木 浩典
委員	教育課長	村松 静人
委員	したら保健福祉センター所長	遠山 雅浩
事務局	企画ダム対策課課長補佐	関谷 恭
事務局	企画ダム対策課主事	丸山みさき

## 5 設楽町男女共同参画住民推進会議及び設楽町男女共同参画推進

### 本部開催概要

#### 第1回 推進会議

日 時	平成30年5月21日（月） 19:00～20:00
議事次第	1 平成29年度事業報告 2 平成30年度事業計画 3 第二次設楽町男女共同参画基本計画策定について
概 要	男女共同参画事業の前年度事業報告と本年度事業計画を行った。 第二次設楽町男女共同参画基本計画の策定のために実施するアンケートの内容の確認を行った。

#### 第2回 推進会議

日 時	平成30年9月21日（金） 19:00～20:30
議事次第	1 第二次設楽町男女共同参画基本計画（案）について
概 要	事務局から章立ての説明、内容の説明を行い、委員から意見を頂戴し審議した。特に、数値目標の項目と数値がそれぞれ適切であるかについて話し合った。

#### 第3回 推進会議

日 時	平成30年10月26日（金） 19:00～20:00
議事次第	1 第二次設楽町男女共同参画基本計画（案）について
概 要	委員の意見と庁内各課からの意見を反映させた内容を確認し、再度審議した。特に数値目標の妥当性について意見交換を行った。

#### 第4回 推進会議

日 時	平成31年2月1日（金） 19:00～20:00
議事次第	1 平成30年度事業報告 2 平成31年度事業計画 3 第二次設楽町男女共同参画基本計画（案）について
概 要	男女共同参画事業の今年度事業報告と来年度事業計画を行った。 計画案の最終審議を行った。

推進本部

日 時	平成 31 年 1 月 10 日 10:00～11:00
議事次第	1 第二次設楽町男女共同参画基本計画（案）について
概 要	委員の意見と庁内各課からの意見を反映させた内容を確認し、審議した。数値目標の妥当性が焦点となった。

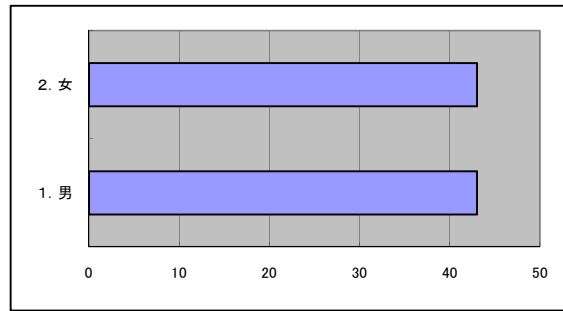
## 6 設楽町男女共同参画に関するアンケート調査結果

(対象:町内に在住する20歳～64歳の男女200人 時期:2018年5月28日～6月15日)

あなた自身のことについて

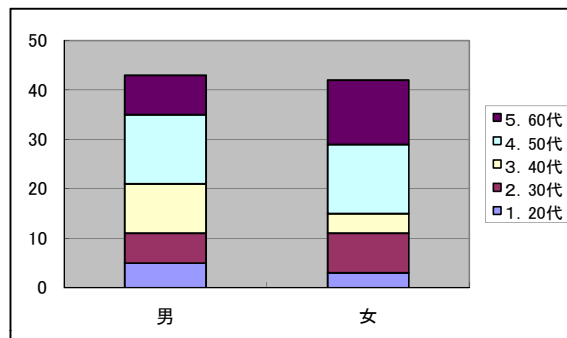
Q1 あなたの性別についてお答えください。

1. 男 2. 女  
43 43



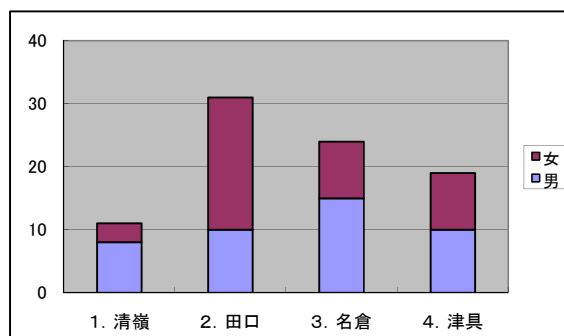
Q2 あなたの年齢についてお答えください。

1. 20代 2. 30代 3. 40代 4. 50代 5. 60代  
男 5 6 10 14 8  
女 3 8 4 14 13



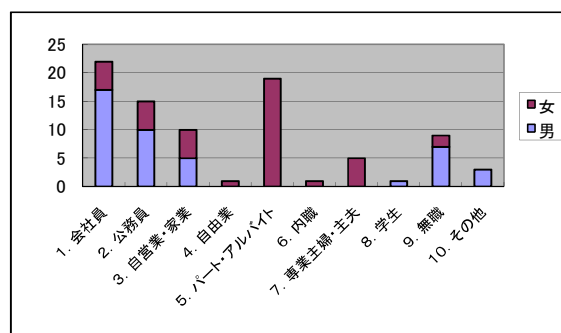
Q3 あなたのお住まいは次のどこにあたりますか。

1. 清嶺 2. 田口 3. 名倉 4. 津具  
男 8 10 15 10  
女 3 21 9 9



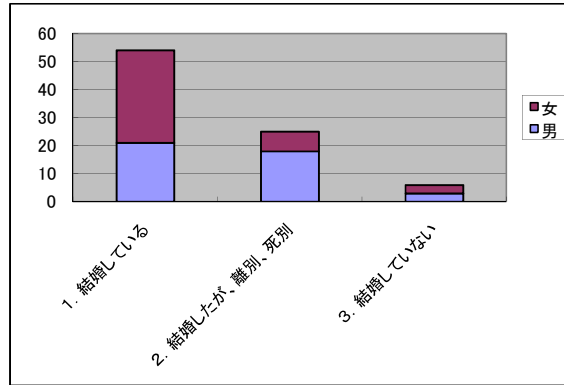
Q4 あなたの職業についてお答えください。

1. 会社員 2. 公務員 3. 自営業 4. 自営業 5. パート・アルバイト 6. 内職 7. 専業主婦・主夫 8. 学生 9. 無職 10. その他  
男 17 10 5 1 19 1 5 1 7 3  
女 5 5 5 1 19 1 5 1 7 3



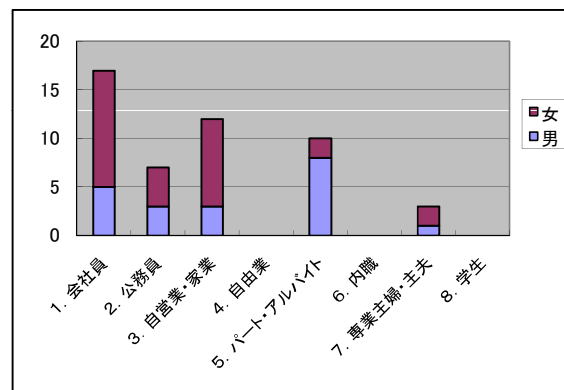
**Q5 あなたは現在結婚されていますか。**

	1. 結	2. 結	3. 結婚していない
男	21	18	3
女	33	7	3



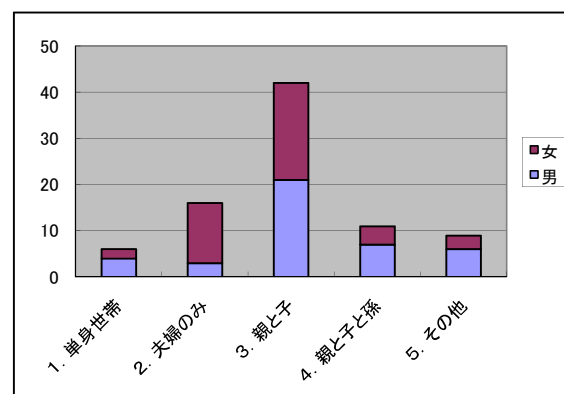
**Q6 Q5で1. 結婚している、2. 結婚したが、離別、死別、と答えた方にお聞きします。あなたの配偶者またはパートナーのお仕事についてお答えください。**

	1. 会	2. 公	3. 自	4. 自	5. パ	6. 内	7. 専業主	8. 学生	9. 無職	10. その他
男	5	3	3		8		1		3	
女	12	4	9		2		2		3	



**Q7 あなたの家族構成についてお聞きします。**

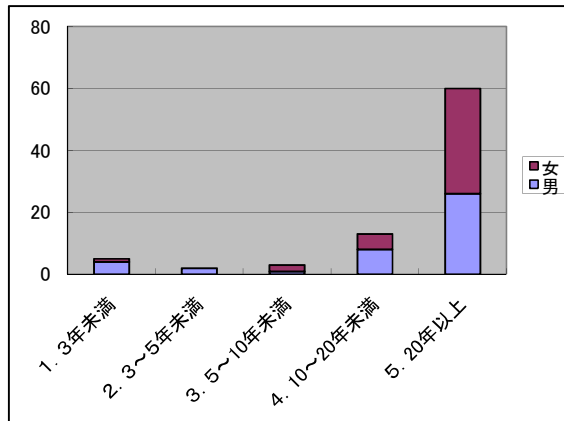
	1. 単	2. 夫	3. 親	4. 親	5. その他
男	4	3	21	7	6
女	2	13	21	4	3





**Q8 あなたは設楽町に住んで何年になりますか。(合併前の居住期間も加えてください。)**

	1. 3年未満	2. 3~5年未満	3. 5~10年未満	4. 10~20年未満	5. 20年以上
男	4	2	1	8	26
女	1		2	5	34



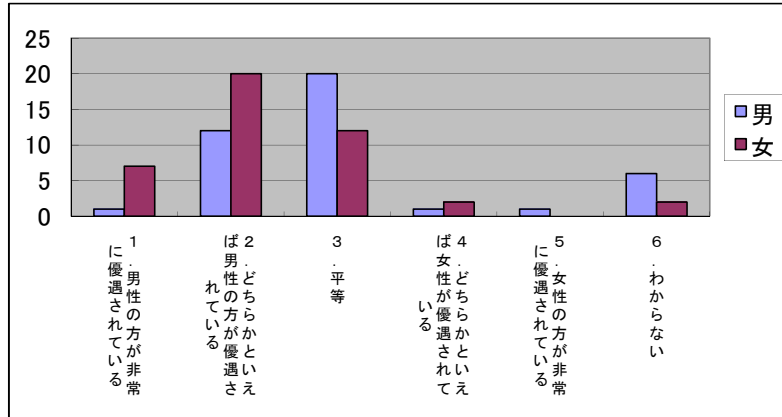
男女平等について

Q9 あなたは次にあげるような分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。あなたの考えの近いものにそれぞれの項目について1つずつお選びください。

①家庭生活の場で

1. 男 2. ど 3. 平 4. ど 5. 女 6. わからない

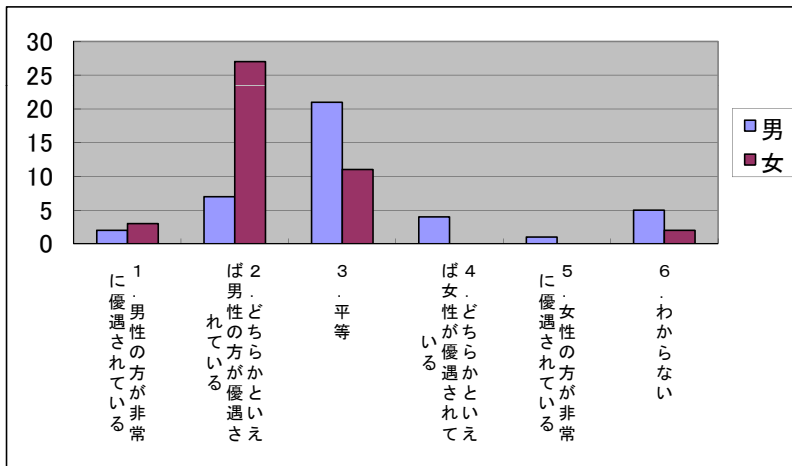
男	1	12	20	1	1	6
女	7	20	12	2		2



②職場で

1. 男 2. ど 3. 平 4. ど 5. 女 6. わからない

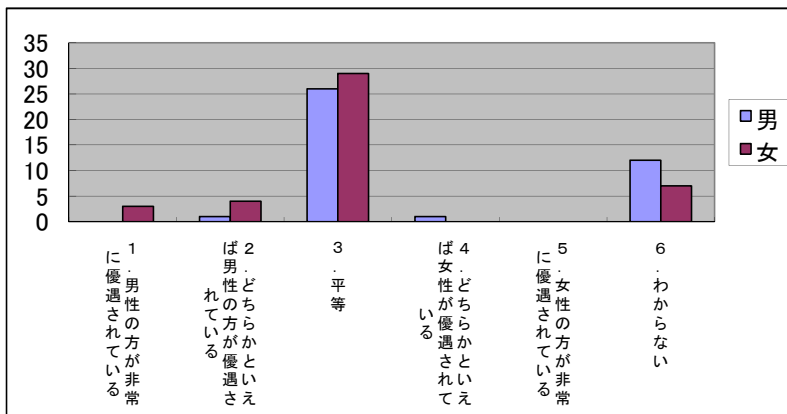
男	2	7	21	4	1	5
女	3	27	11			2



③学校教育の場で

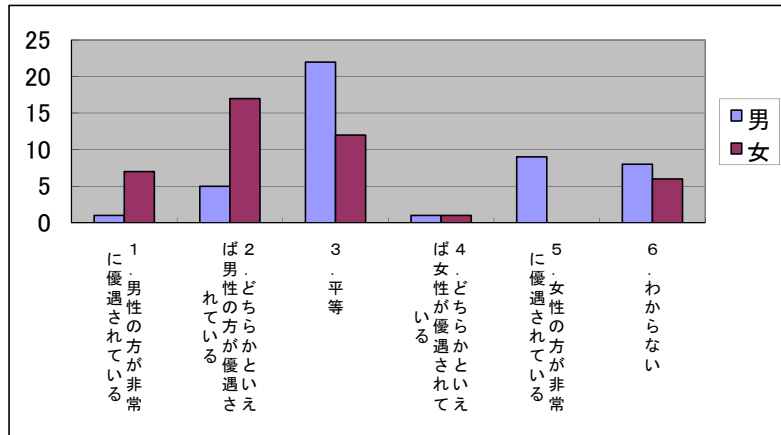
1. 男 2. ど 3. 平 4. ど 5. 女 6. わからない

男	1	26	1		12
女	3	4	29		7



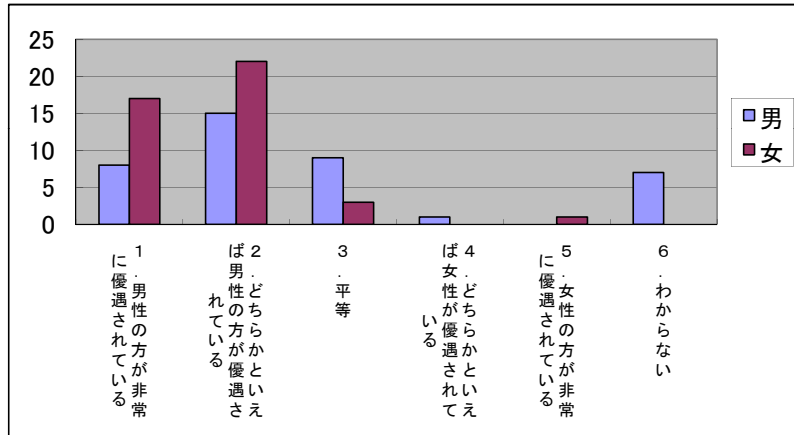
④地域活動の場で

	1. 男	2. ど	3. 平	4. ど	5. 女	6. わからない
男	1	5	22	1	9	8
女	7	17	12	1		6



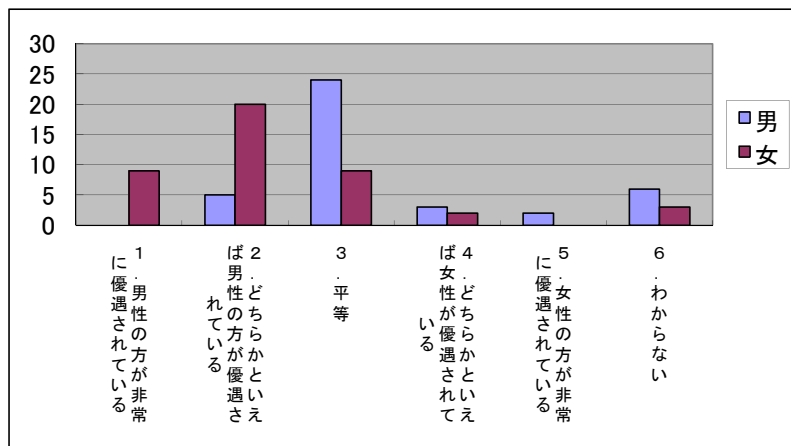
⑤政治の場で

	1. 男	2. ど	3. 平	4. ど	5. 女	6. わからない
男	8	15	9	1		7
女	17	22	3		1	



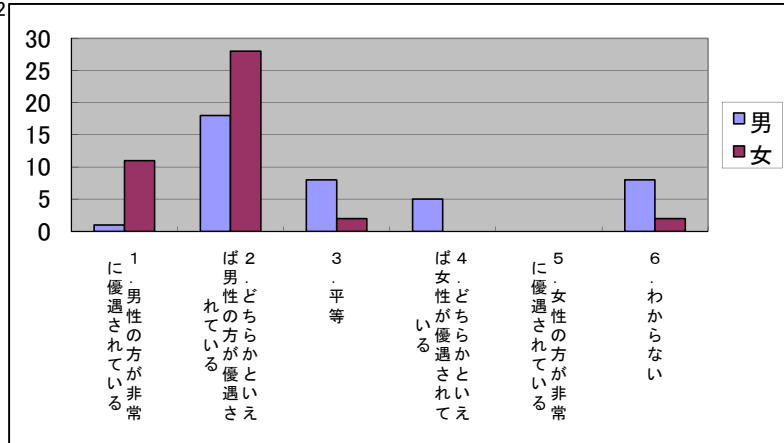
⑥法律や制度上で

	1. 男	2. ど	3. 平	4. ど	5. 女	6. わからない
男	5	24	3	2		6
女	9	20	9	2		3



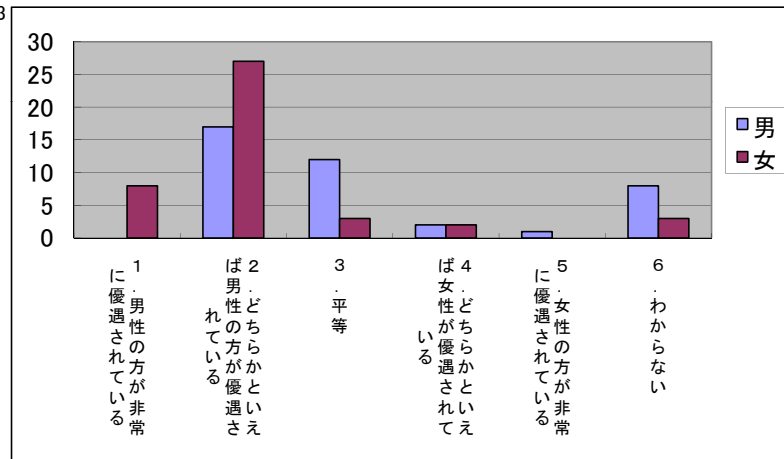
⑦社会通念・習慣・しきたりなどで

	1. 男	2. ど	3. 平	4. ど	5. 女	6. わからない
男	1	18	8	5	8	
女	11	28	2			2



⑧社会全体で

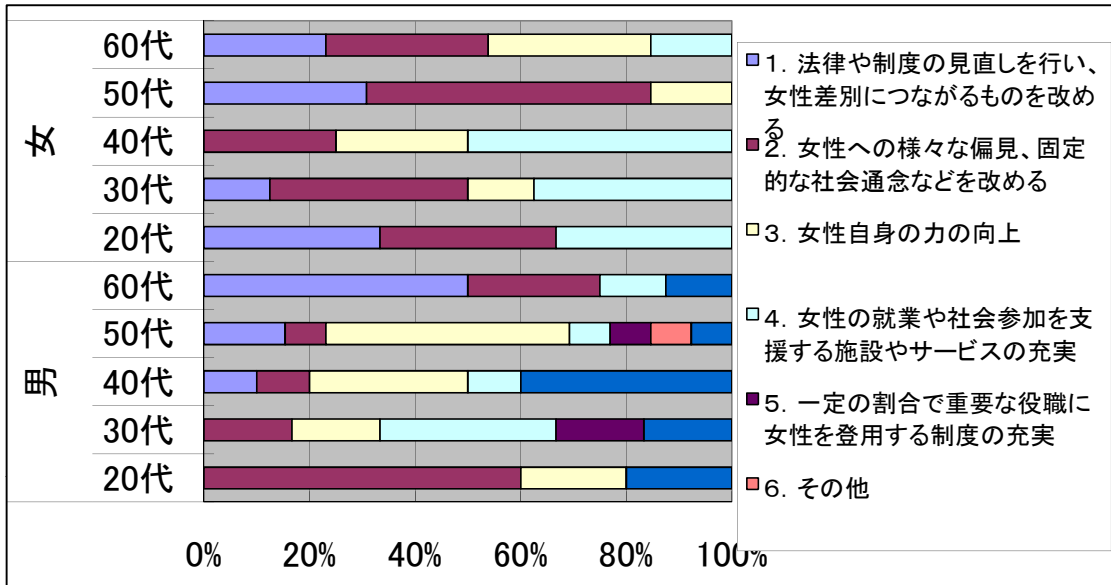
	1. 男	2. ど	3. 平	4. ど	5. 女	6. わからない
男	8	17	12	2	1	8
女	8	27	3	2		3



Q10 今後、あなたが、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために最も重要と思うことと2番目に重要だと思うことをそれぞれお選びください。

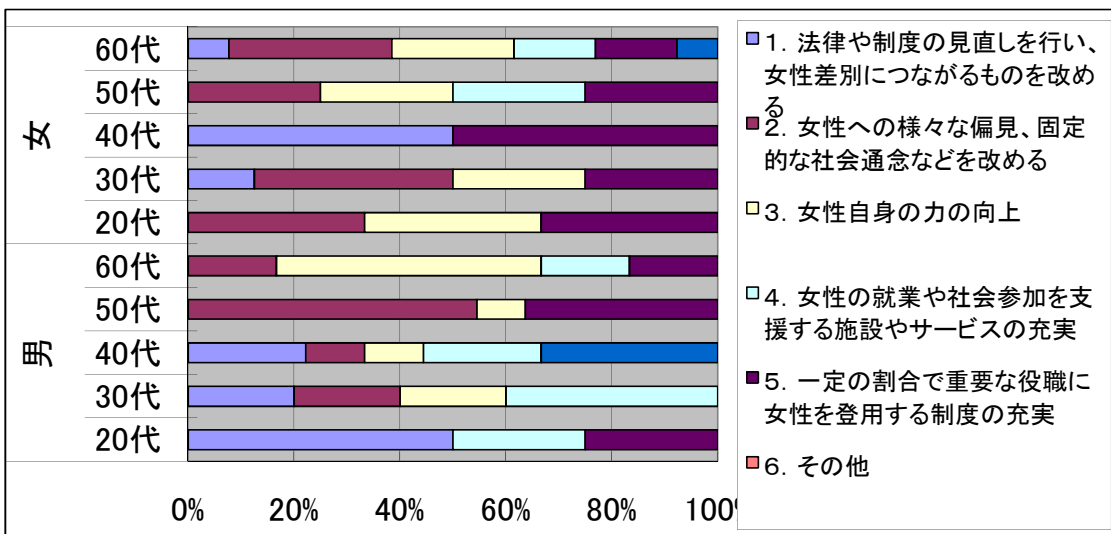
①最も重要だと思うこと

	1. 法	2. 女	3. 女	4. 女	5. 一	6. その他	7. わからない
男							
20代	3	1					1
30代	1	1	2	1			1
40代	1	1	3	1			4
50代	2	1	6	1	1	1	1
60代	4	2		1			1
女							
20代	1	1		1			
30代	1	3	1	3			
40代		1	1	2			
50代	4	7	2				
60代	3	4	4	2			



②2番目に重要だと思うこと

	1. 法	2. 女	3. 女	4. 女	5. 一	6. その他	7. わからない
男							
20代	2			1	1		
30代	1	1	1	2			
40代	2	1	1	2			3
50代		6	1		4		
60代		1	3	1	1		
女							
20代		1	1		1		
30代	1	3	2		2		
40代	2				2		
50代		3	3	3	3		
60代	1	4	3	2	2		1

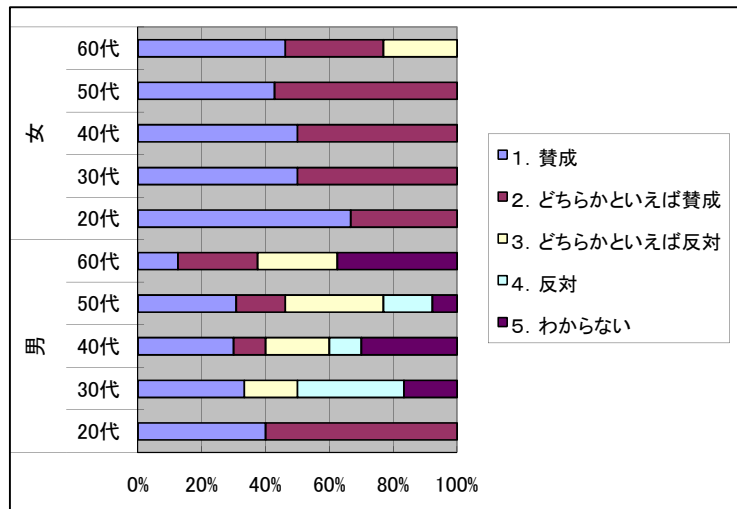


## 結婚、家庭生活について

Q11 結婚、家庭、離婚について、あなたのお考えに近いものをそれぞれの項目について1つずつお選びください。

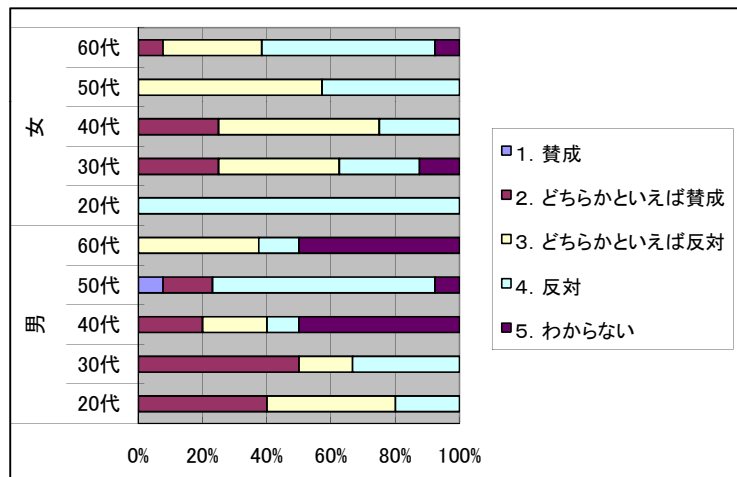
①結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい。

		1. 賛	2. どちらかといえば賛	3. どちらかといえば反対	4. 反対	5. わからない
男	20代	2	3			
	30代	2		1	2	1
	40代	3	1	2	1	3
	50代	4	2	4	2	1
	60代	1	2	2		3
女	20代	2	1			
	30代	4	4			
	40代	2	2			
	50代	6	8			
	60代	6	4	3		



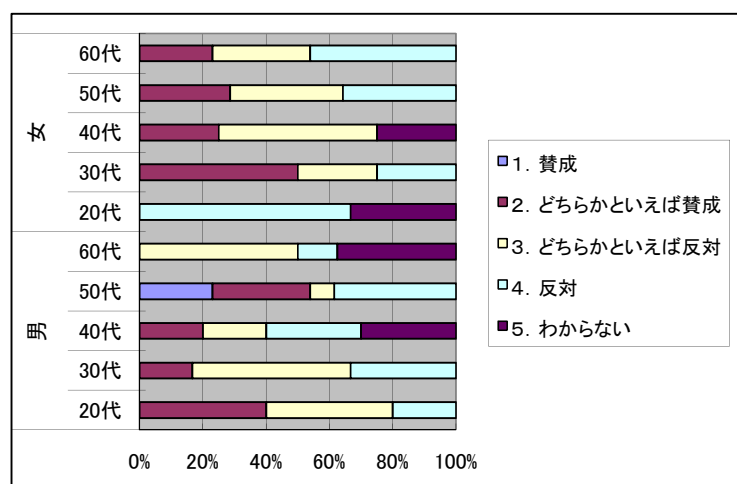
②夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである

		1. 賛	2. どちらかといえば賛	3. どちらかといえば反対	4. 反対	5. わからない
男	20代	2	2	1		
	30代	3	1	2		
	40代	2	2	1	5	
	50代	1	2	9	1	
	60代		3	1	4	
女	20代			3		
	30代	2	3	2	1	
	40代	1	2	1		
	50代		8	6		
	60代	1	4	7	1	



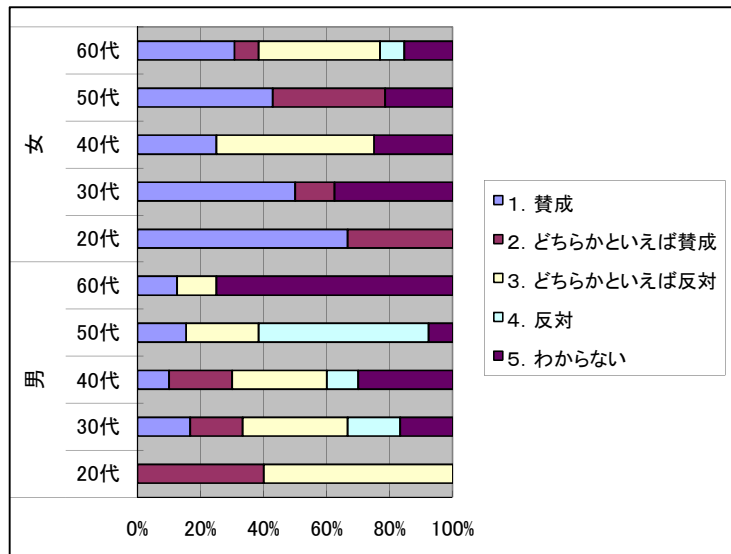
③女性は結婚したら自分自身のことより夫や子どもなど家庭を中心に考えて生活した方がよい

		1. 賛	2. どちらかといえば賛	3. どちらかといえば反対	4. 反対	5. わからない
男	20代	2	2	1		
	30代	1	3	2		
	40代	2	2	3	3	
	50代	3	4	1	5	
	60代		4	1	3	
女	20代			2	1	
	30代	4	2	2		
	40代	1	2		1	
	50代	4	5	5		
	60代	3	4	6		



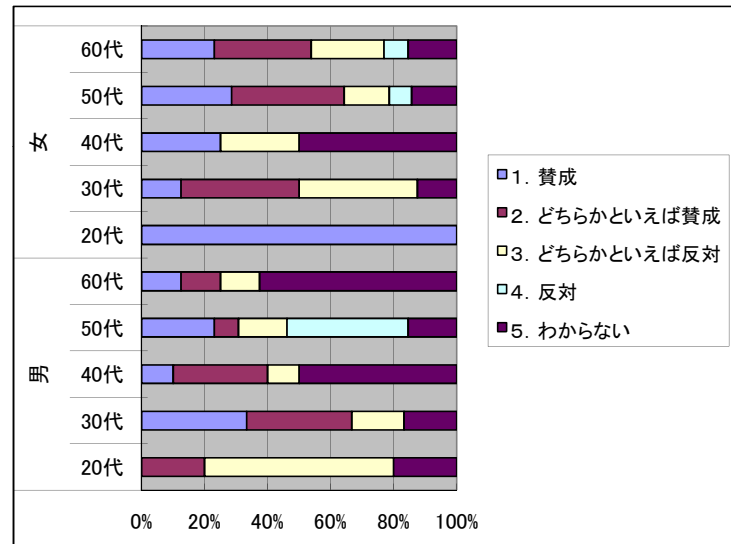
④結婚しても必ずしも子どもをもつ必要はない

		1. 賛成	2. どちらかといえば賛成	3. どちらかといえば反対	4. 反対	5. わからない
男	20代		2	3		
	30代	1	1	2	1	1
	40代	1	2	3	1	3
	50代	2		3	7	1
	60代	1		1		6
女	20代	2	1			
	30代	4	1			3
	40代	1		2		1
	50代	6	5			3
	60代	4	1	5	1	2



⑤結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい

		1. 賛成	2. どちらかといえば賛成	3. どちらかといえば反対	4. 反対	5. わからない
男	20代		1	3		1
	30代	2	2	1		1
	40代	1	3	1		5
	50代	3	1	2	5	2
	60代	1	1	1		5
女	20代	3				
	30代	1	3	3		1
	40代	1		1		2
	50代	4	5	2	1	2
	60代	3	4	3	1	2

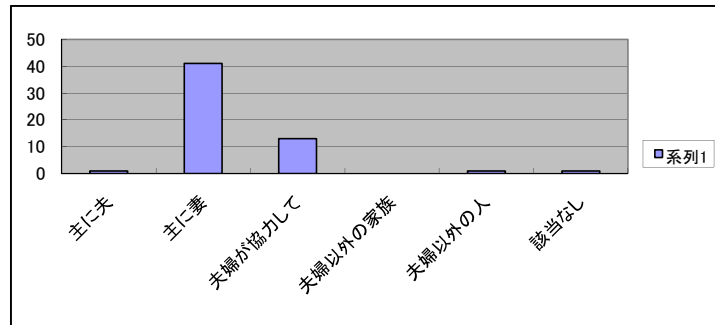


**Q12 次に挙げる家事は主に誰の役割ですか？(結婚していると回答した方)**

**①掃除**

主に夫 主に妻 夫婦が協力して 夫婦以外の家族 夫婦以外の人 該当なし

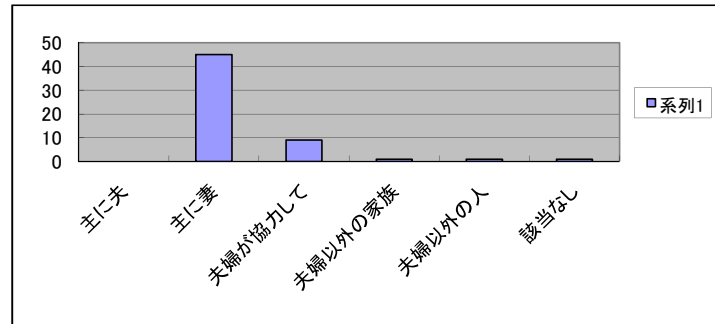
1 41 13 1 1



**②食事の支度**

主に夫 主に妻 夫婦が協力して 夫婦以外の家族 夫婦以外の人 該当なし

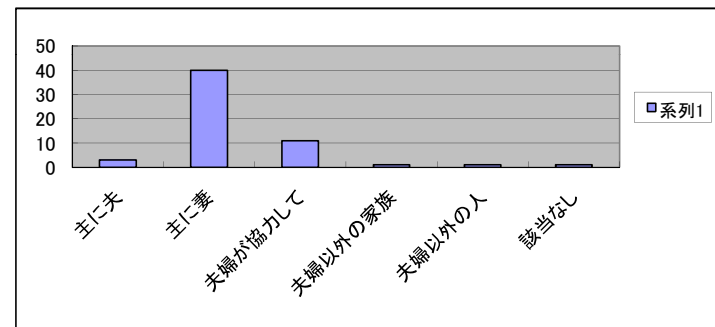
45 9 1 1 1



**③食後の後片付け、食器洗い**

主に夫 主に妻 夫婦が協力して 夫婦以外の家族 夫婦以外の人 該当なし

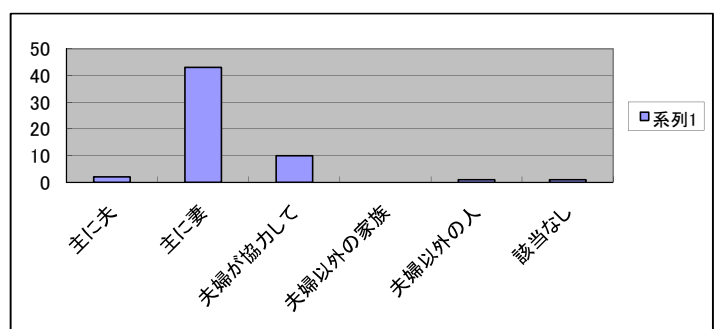
3 40 11 1 1 1



**④洗濯**

主に夫 主に妻 夫婦が協力して 夫婦以外の家族 夫婦以外の人 該当なし

2 43 10 1 1

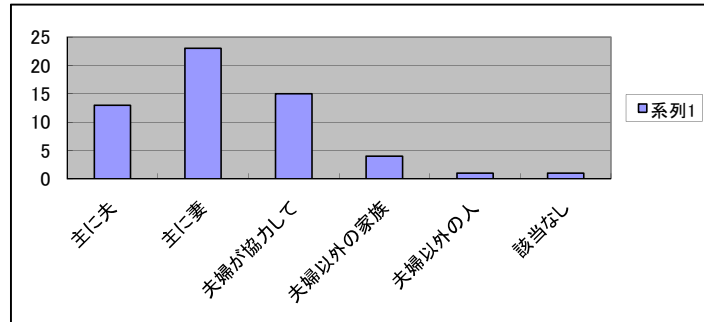




⑤ ゴミだし

主に夫 主に妻 夫婦が協力して 夫婦以外の家族 夫婦以外の人 該当なし

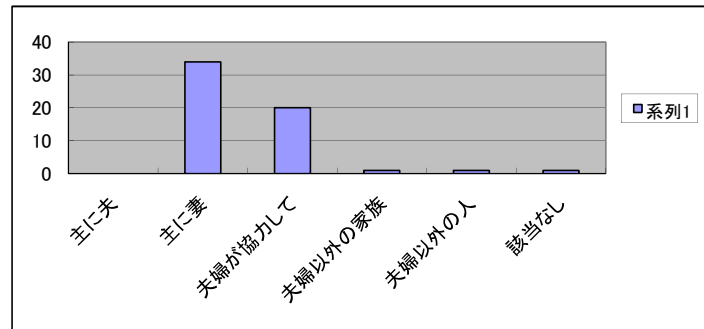
13 23 15 4 1 1



⑥ 日常の買い物

主に夫 主に妻 夫婦が協力して 夫婦以外の家族 夫婦以外の人 該当なし

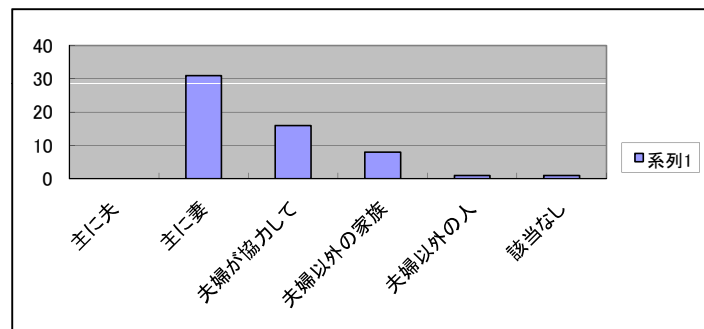
34 20 1 1 1



⑦ 育児、子どもの世話

主に夫 主に妻 夫婦が協力して 夫婦以外の家族 夫婦以外の人 該当なし

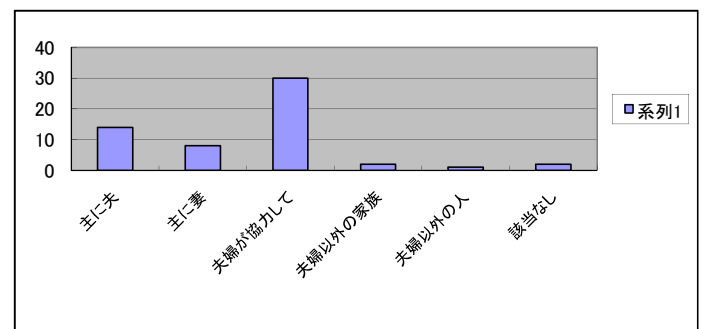
31 16 8 1 1



⑧ 近所づきあい

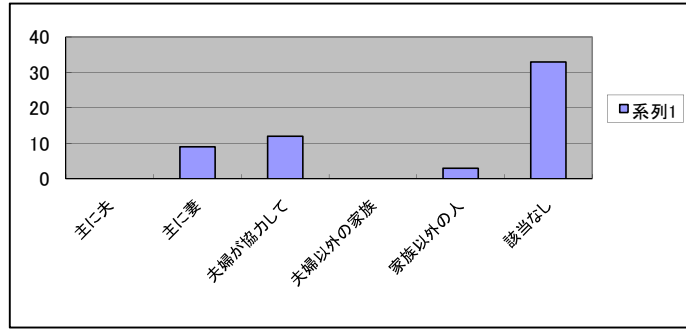
主に夫 主に妻 夫婦が協力して 夫婦以外の家族 夫婦以外の人 該当なし

14 8 30 2 1 2



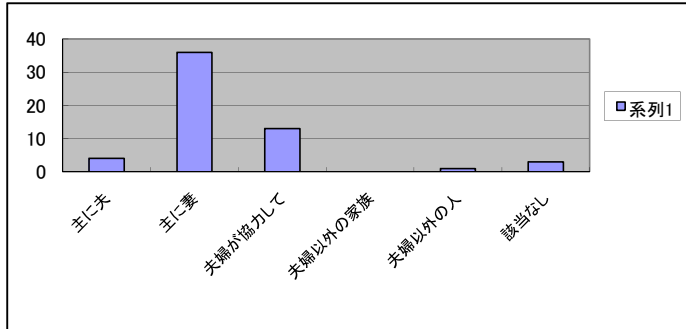
⑨介護

主に夫 主に妻 夫婦が協力して 夫婦以外の家族 夫婦以外の人 該当なし  
 9 12 3 33



⑩家計簿管理

主に夫 主に妻 夫婦が協力して 夫婦以外の家族 夫婦以外の人 該当なし  
 4 36 13 1 3

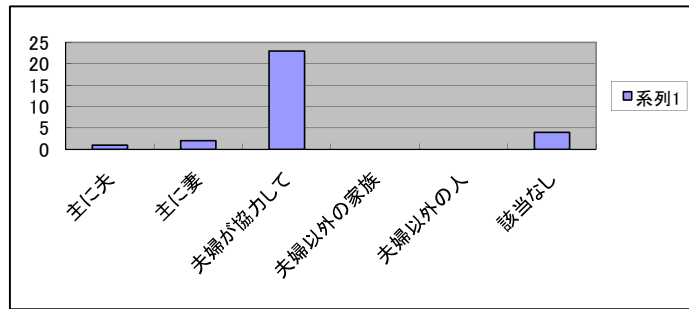


**Q13 次に挙げる家事を誰がするのが望ましいと思いますか。**  
**(結婚したが離別・死別した、結婚していないと答えた方)**

①掃除

主に夫 主に妻 夫婦が協力して 夫婦以外の家族 夫婦以外の人 該当なし

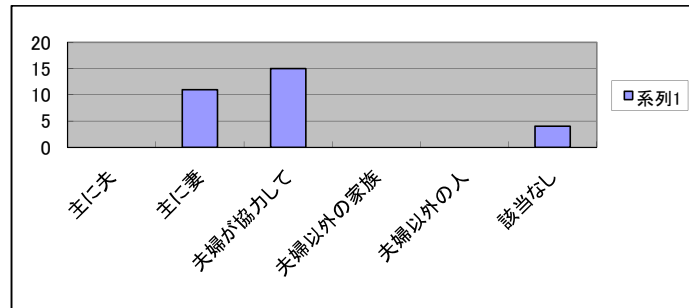
1 2 23 4



②食事の片付け

主に夫 主に妻 夫婦が協力して 夫婦以外の家族 夫婦以外の人 該当なし

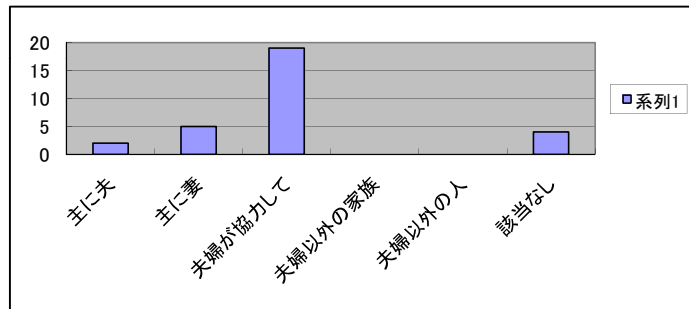
11 15 4



③食事の後かたづけ、食器あらい

主に夫 主に妻 夫婦が協力して 夫婦以外の家族 夫婦以外の人 該当なし

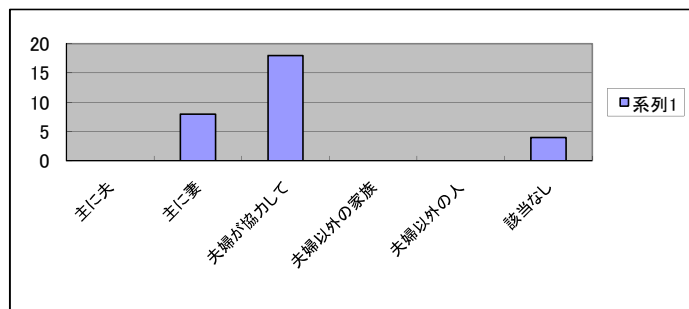
2 5 19 4



④洗濯

主に夫 主に妻 夫婦が協力して 夫婦以外の家族 夫婦以外の人 該当なし

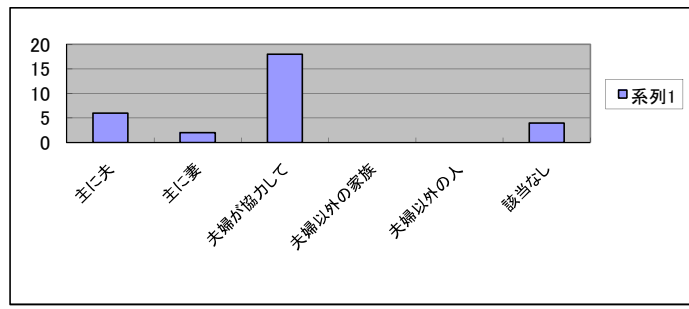
8 18 4



⑤ゴミ出し

主に夫 主に妻 夫婦が協力して 夫婦以外の家族 夫婦以外の人 該当なし

6 2 18 4

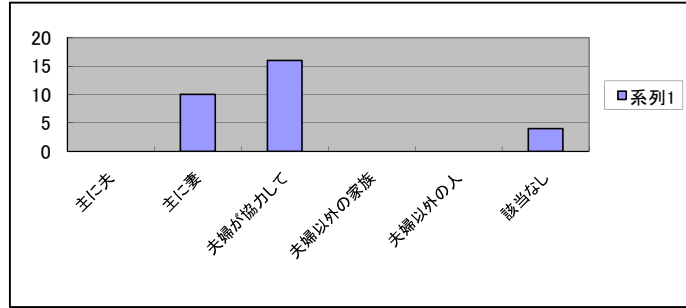


⑥ 日常の買い物

主に夫 主に妻 夫婦が協力して 夫婦以外の家族 夫婦以外の人 該当なし

10 16

4

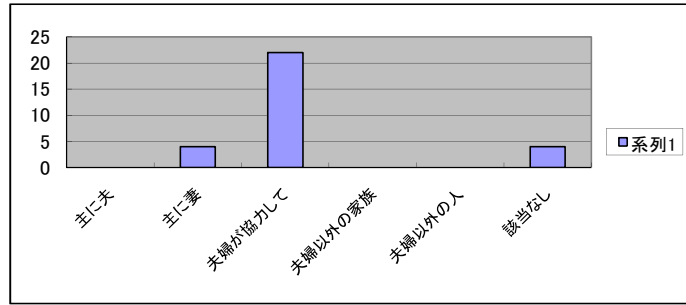


⑦ 育児、子どもの世話

主に夫 主に妻 夫婦が協力して 夫婦以外の家族 夫婦以外の人 該当なし

4 22

4

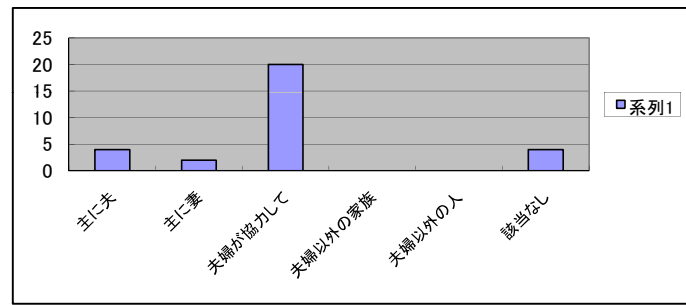


⑧ 近所づきあい

主に夫 主に妻 夫婦が協力して 夫婦以外の家族 夫婦以外の人 該当なし

4 2 20

4



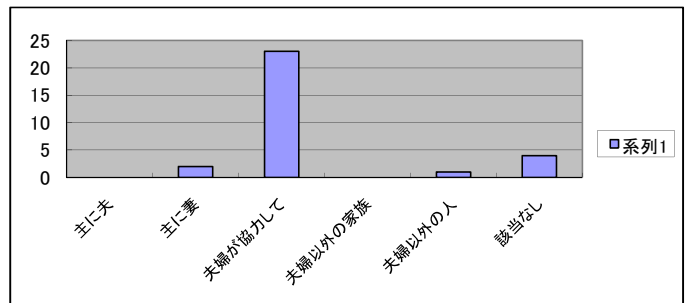
⑨ 介護

主に夫 主に妻 夫婦が協力して 夫婦以外の家族 夫婦以外の人 該当なし

2 23

1

4

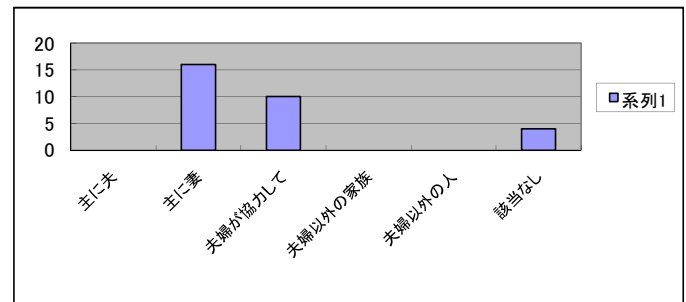


⑩ 家計簿管理

主に夫 主に妻 夫婦が協力して 夫婦以外の家族 夫婦以外の人 該当なし

16 10

4

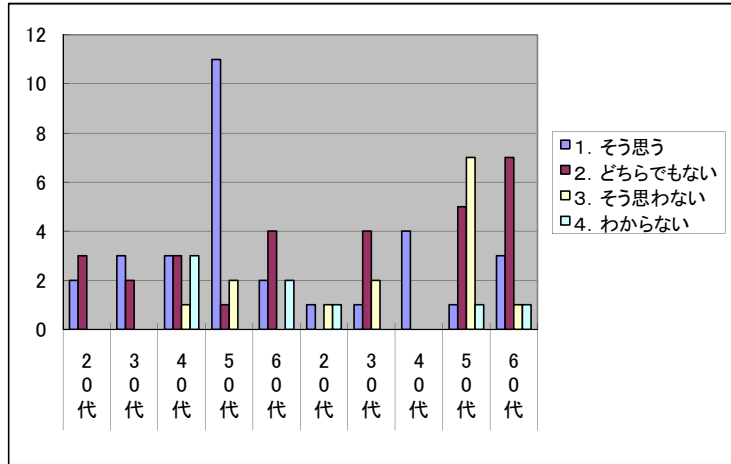


子育て、子どもの教育について

Q14 あなたは子どもをどのように育てたいと思いますか。  
 子どもがいない方は、子どもがいるとしたらどのように思いますか。  
 男の子の場合と女の子の場合について、次の中から1つずつお選びください。

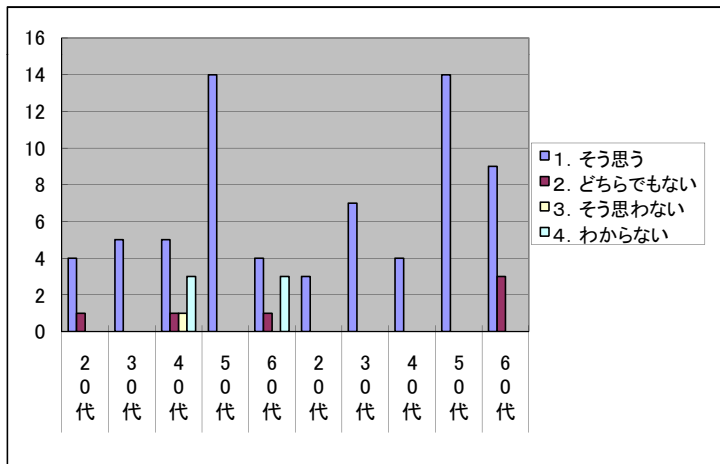
①男らしく、女らしく育てる(男の子の場合)

	1. 男らしく	2. どっちでも	3. 女らしく	4. わからない
男				
20代	2	3		
30代	3	2		
40代	3	3	1	3
50代	11	1	2	
60代	2	4		2
女				
20代	1	1	1	
30代	1	4	2	
40代	4			
50代	1	5	7	1
60代	3	7	1	1



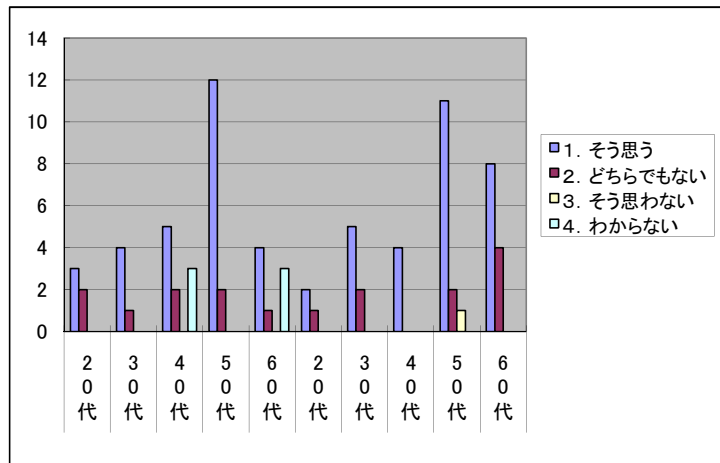
②気配りのできる子に育てる(男の子の場合)

	1. 男らしく	2. どっちでも	3. 女らしく	4. わからない
男				
20代	4	1		
30代	5			
40代	5	1	1	3
50代	14			
60代	4	1		3
女				
20代	3			
30代	7			
40代	4			
50代	14			
60代	9	3		



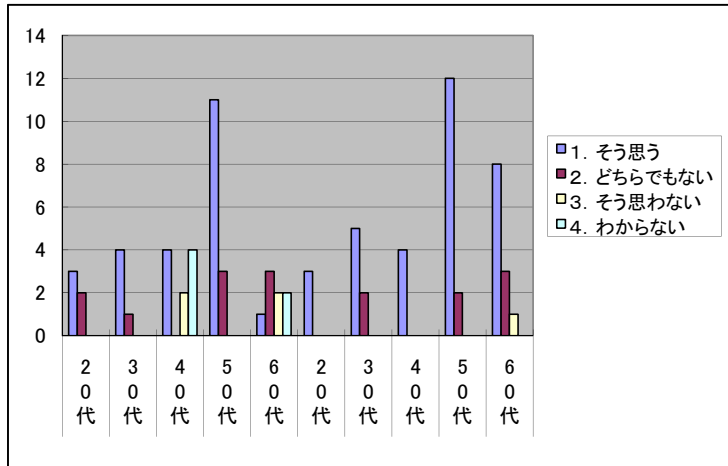
③たくましく育てる(男の子の場合)

	1. 男らしく	2. どっちでも	3. 女らしく	4. わからない
男				
20代	3	2		
30代	4	1		
40代	5	2		3
50代	12	2		
60代	4	1		3
女				
20代	2	1		
30代	5	2		
40代	4			
50代	11	2	1	
60代	8	4		



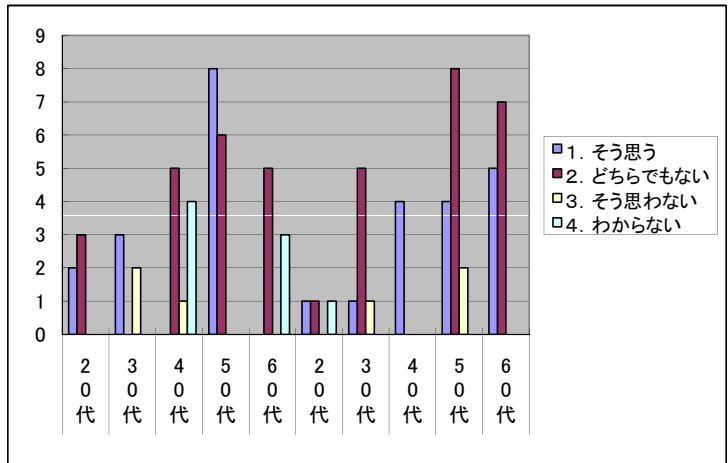
④家事能力(料理、掃除など)のある子に育てるたくましく育てる(男の子の場合)

	1. そう思う	2. どちらでもない	3. そう思わない	4. わからない
男				
20代	3	2		
30代	4	1		
40代	4		2	4
50代	11	3		
60代	1	3	2	2
女				
20代	3			
30代	5	2		
40代	4			
50代	12	2		
60代	8	3	1	



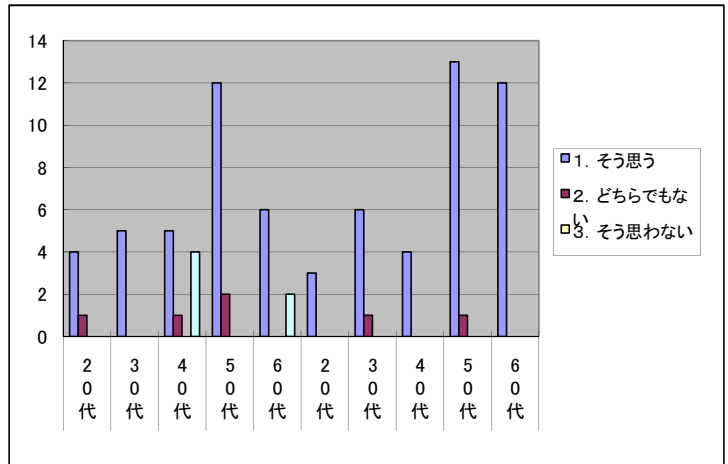
⑤リーダーシップのある子家に育てる(男の子の場合)

	1. そう思う	2. どちらでもない	3. そう思わない	4. わからない
男				
20代	2	3		
30代	3		2	
40代		5	1	4
50代	8	6		
60代	5	5		3
女				
20代	1	1		1
30代	1	5	1	
40代	4			
50代	4	8	2	
60代	5	7		



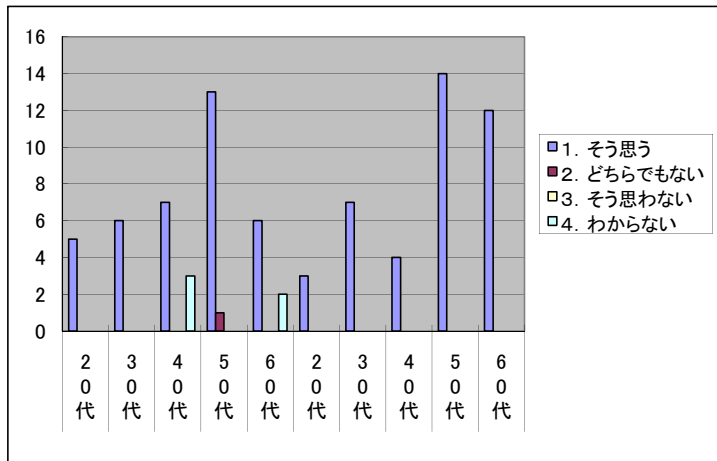
⑥自立心のある子に育てる(男の子の場合)

	1. そう思う	2. どちらでもない	3. そう思わない	4. わからない
男				
20代	4	1		
30代	5			
40代	5	1		4
50代	12	2		
60代	6			2
女				
20代	3			
30代	6	1		
40代	4			
50代	13	1		
60代	12			



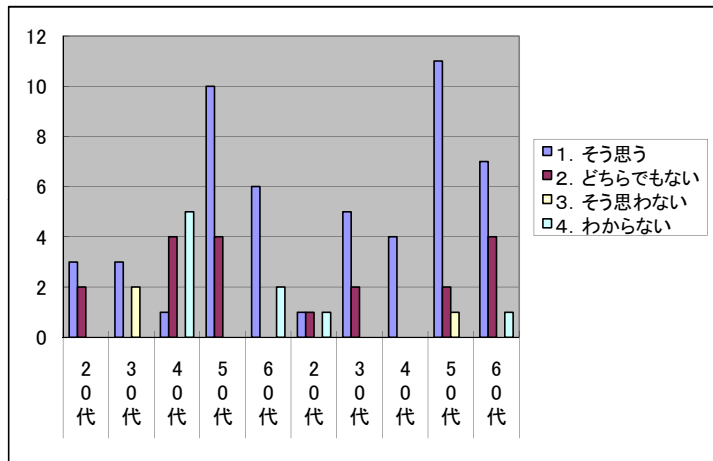
⑦ やさしい思いやりのある子に育てる(男の子の場合)

	1. そ	2. ど	3. そ	4. わからない
男				
20代	5			
30代	6			
40代	7			3
50代	13	1		
60代	6			2
女				
20代	3			
30代	7			
40代	4			
50代	14			
60代	12			



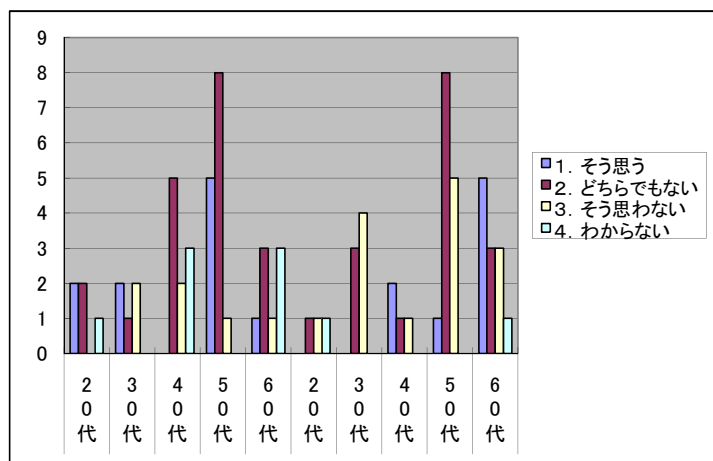
⑧ 経済力のある子に育てる(男の子の場合)

	1. そ	2. ど	3. そ	4. わからない
男				
20代	3	2		
30代	3			2
40代	1	4		5
50代	10	4		
60代	6			2
女				
20代	1	1		1
30代	5	2		
40代	4			
50代	11	2	1	
60代	7	4		1



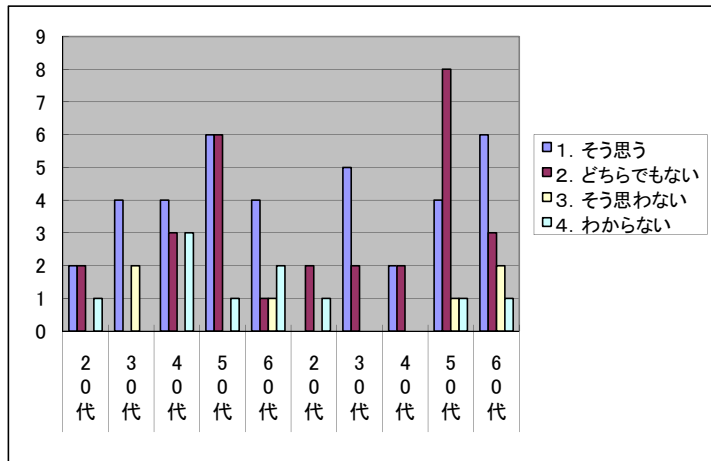
⑨ 4年制大学以上に進学させる(男の子の場合)

	1. そ	2. ど	3. そ	4. わからない
男				
20代	2	2		1
30代	2	1		2
40代		5	2	3
50代	5	8	1	
60代	1	3	1	3
女				
20代	1	1		1
30代		3	4	
40代	2	1	1	
50代	1	8	5	
60代	5	3	3	1



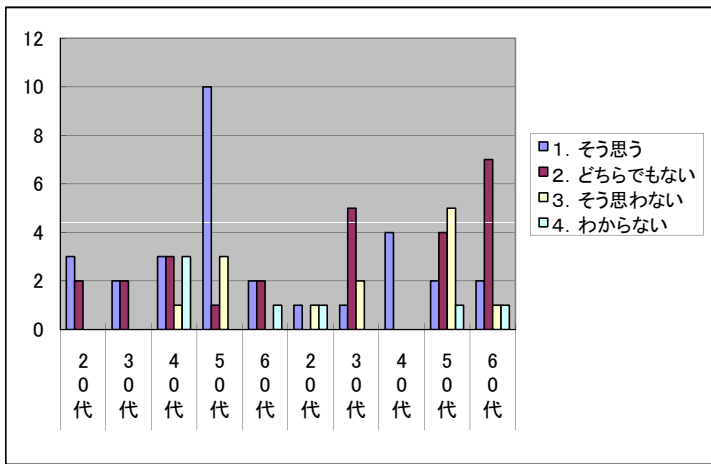
⑩「手に職」を持たせる(男の子の場合)

	1. そ	2. ど	3. そ	4. わからない
男				
20代	2	2		1
30代	4		2	
40代	4	3		3
50代	6	6		1
60代	4	1	1	2
女				
20代	2	2		1
30代	5	2		
40代	2	2		
50代	4	8	1	1
60代	6	3	2	1



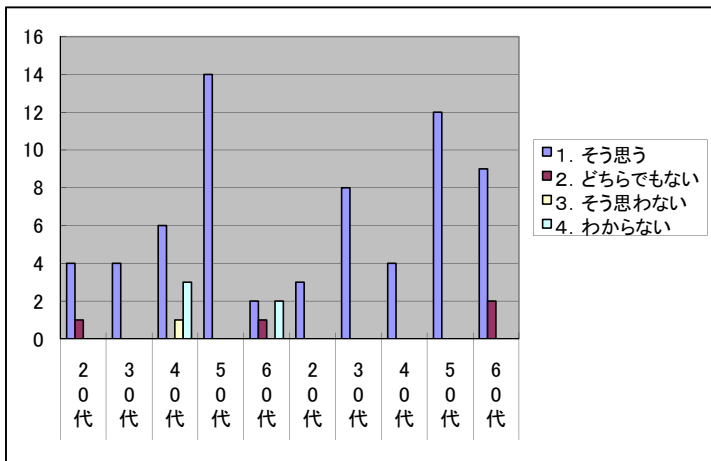
①男らしく、女らしく育てる(女の子の場合)

	1. そ	2. ど	3. そ	4. わからない
男				
20代	3	2		
30代	2	2		
40代	3	3	1	3
50代	10	1	3	
60代	2	2		1
女				
20代	1		1	1
30代	1	5	2	
40代	4			
50代	2	4	5	1
60代	2	7	1	1



②気配りのできる子に育てる(女の子の場合)

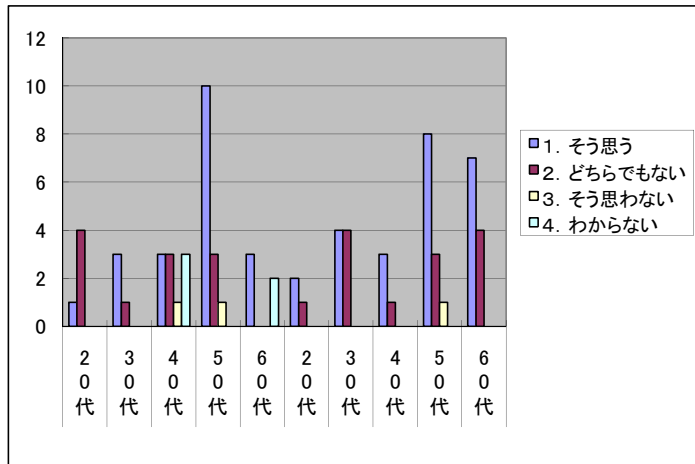
	1. そ	2. ど	3. そ	4. わからない
男				
20代	4	1		
30代	4			
40代	6		1	3
50代	14			
60代	2	1		2
女				
20代	3			
30代	8			
40代	4			
50代	12			
60代	9	2		





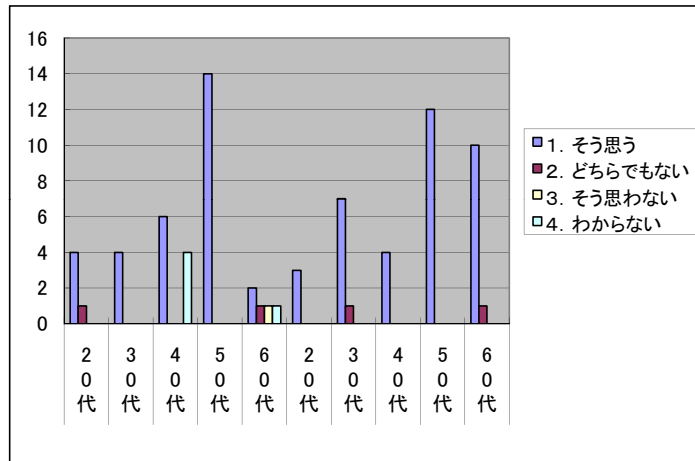
③たくましく育てる(女の子の場合)

	1. そ	2. ど	3. そ	4. わからない
男				
20代	1	4		
30代	3	1		
40代	3	3	1	3
50代	10	3	1	
60代	3			2
女				
20代	2	1		
30代	4	4		
40代	3	1		
50代	8	3	1	
60代	7	4		



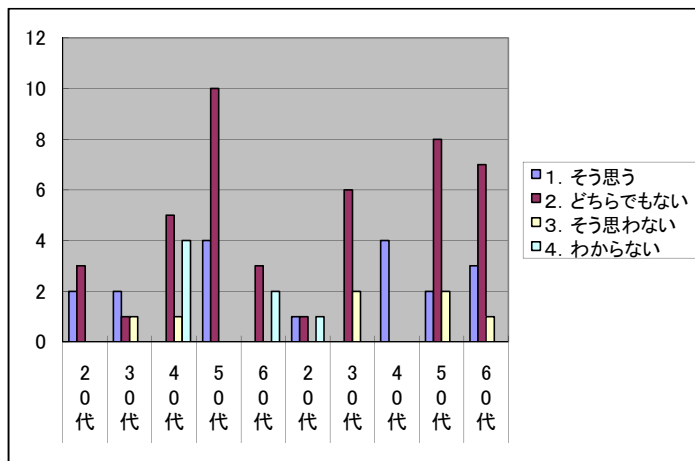
④家事能力(料理、掃除など)のある子に育てるたくましく育てる(女の子の場合)

	1. そ	2. ど	3. そ	4. わからない
男				
20代	4	1		
30代	4			
40代	6			4
50代	14			
60代	2	1	1	1
女				
20代	3			
30代	7	1		
40代	4			
50代	12			
60代	10	1		



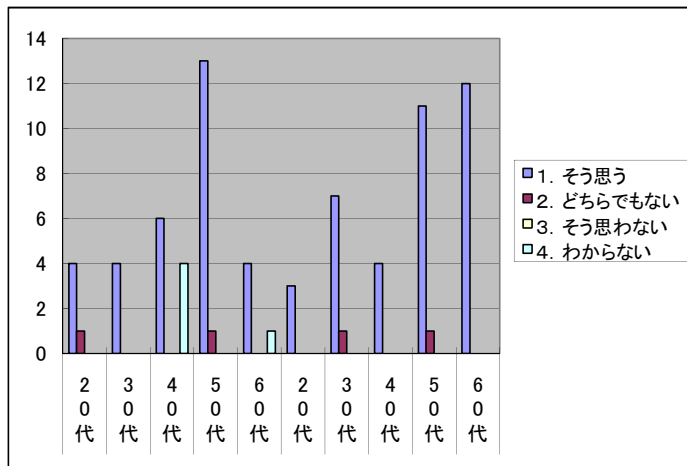
⑤リーダーシップのある子家に育てる(女の子の場合)

	1. そ	2. ど	3. そ	4. わからない
男				
20代	2	3		
30代	2	1	1	
40代		5	1	4
50代	4	10		
60代		3		2
女				
20代	1	1		1
30代		6	2	
40代	4			
50代	2	8	2	
60代	3	7	1	



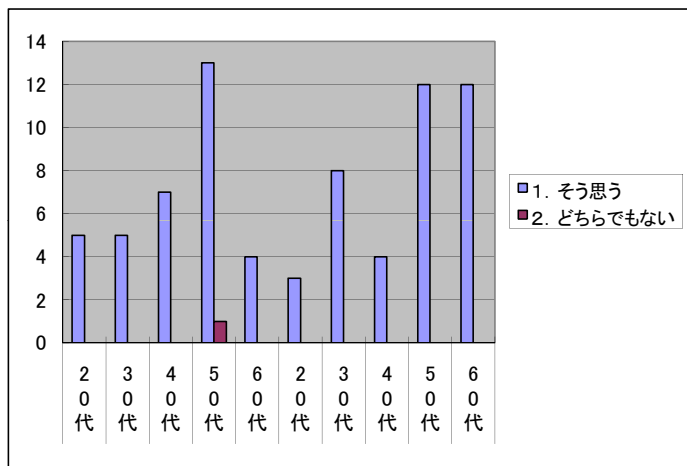
⑥自立心のある子に育てる(女の子の場合)

		1. そう	2. どちらでもない	3. そう思わない	4. わからない
男	20代	4	1		
	30代	4			
	40代	6			4
	50代	13	1		
	60代	4			1
女	20代	3			
	30代	7	1		
	40代	4			
	50代	11	1		
	60代	12			



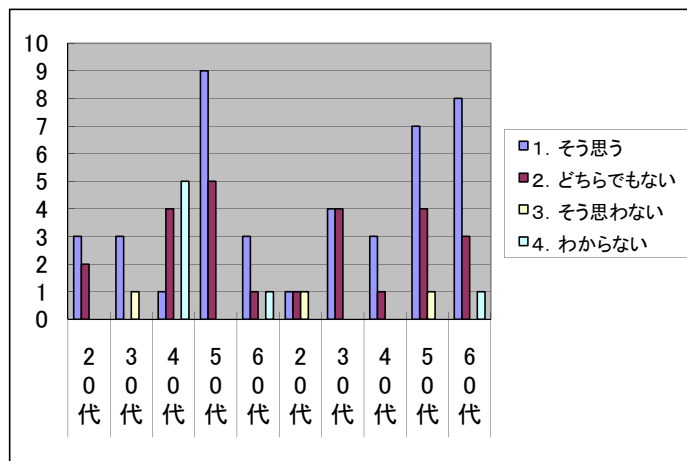
⑦やさしい思いやりのある子に育てる(女の子の場合)

		1. そう	2. どちらでもない	3. そう思わない	4. わからない
男	20代	5			
	30代	5			
	40代	7			3
	50代	13	1		
	60代	4			1
女	20代	3			
	30代	8			
	40代	4			
	50代	12			
	60代	12			



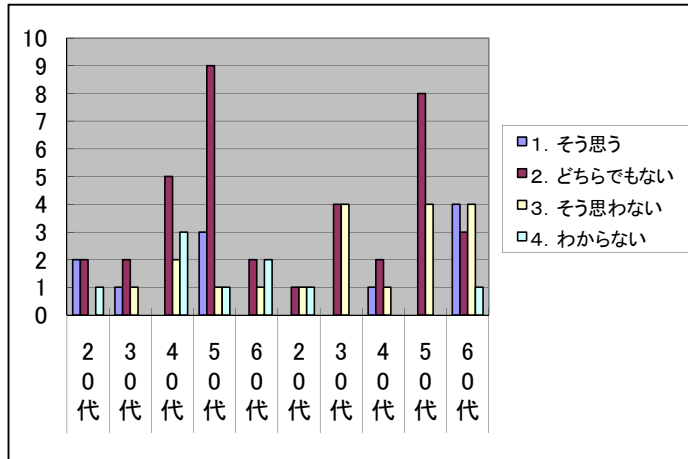
⑧経済力のある子に育てる(女の子の場合)

		1. そう	2. どちらでもない	3. そう思わない	4. わからない
男	20代	3	2		
	30代	3			1
	40代	1	4		5
	50代	9	5		
	60代	3	1		1
女	20代	1	1	1	
	30代	4	4		
	40代	3	1		
	50代	7	4	1	
	60代	8	3		1



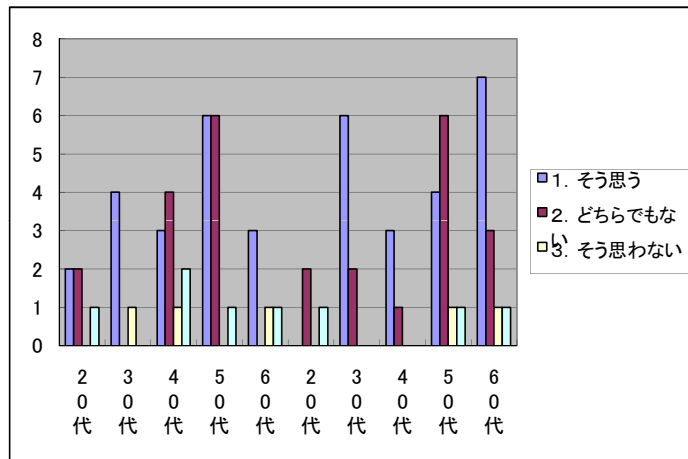
⑨4年制大学以上に進学させる(女の子の場合)

		1. そう	2. どちら	3. 3. 3. 3.	4. わから
男	20代	2	2		1
	30代	1	2	1	
	40代		5	2	3
	50代	3	9	1	1
	60代		2	1	2
女	20代		1	1	1
	30代		4	4	
	40代	1	2	1	
	50代		8	4	
	60代	4	3	4	1



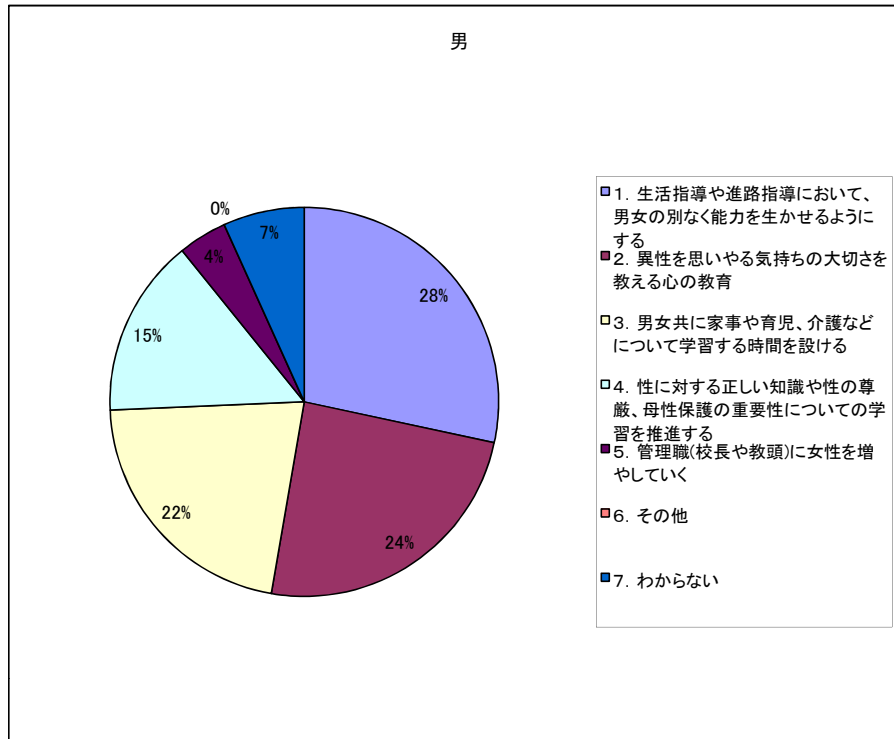
⑩「手に職」を持たせる(女の子の場合)

		1. そう	2. どちら	3. 3. 3. 3.	4. わから
男	20代	2	2		1
	30代	4		1	
	40代	3	4	1	2
	50代	6	6		1
	60代	3		1	1
女	20代		2		1
	30代	6	2		
	40代	3	1		
	50代	4	6	1	1
	60代	7	3	1	1

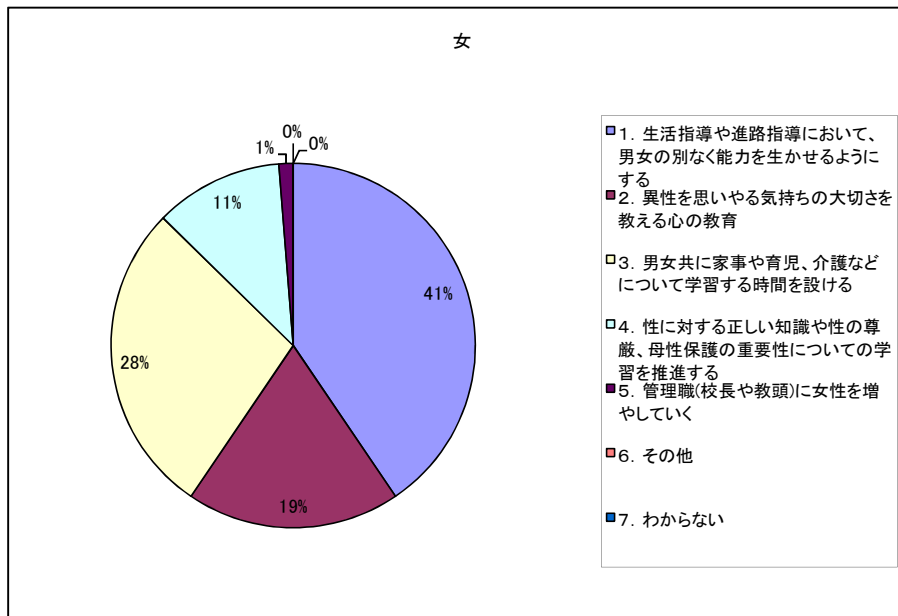


**Q15 男女平等の意識を育てるために、学校教育ではどのようなことに力をいれるべきだと思いますか。次の中からあなたのお考えに近いものを2つまでお選びください。**

男 1. 生: 21 2. 異: 18 3. 男: 16 4. 性: 11 5. 管: 3 6. そ: 0 7. わからない: 5

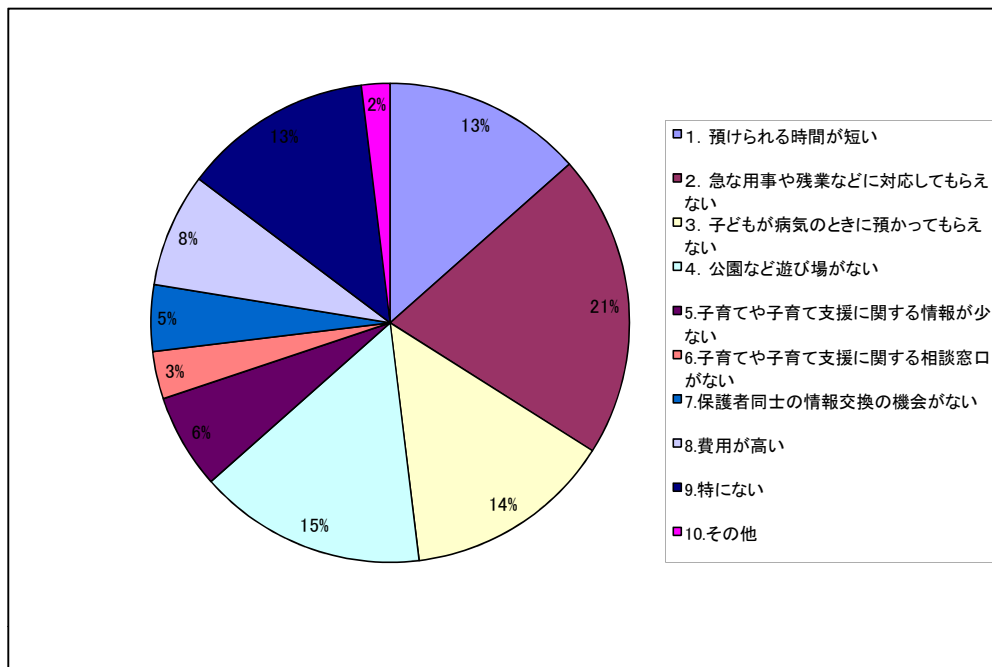


女 1. 生: 32 2. 異: 15 3. 男: 22 4. 性: 9 5. 管: 1 6. そ: 0 7. わからない: 0



**Q16 現状の保育などのサービスで不便や不満に感じることはどのようなことですか。  
次の中から3つまでお選びください。**

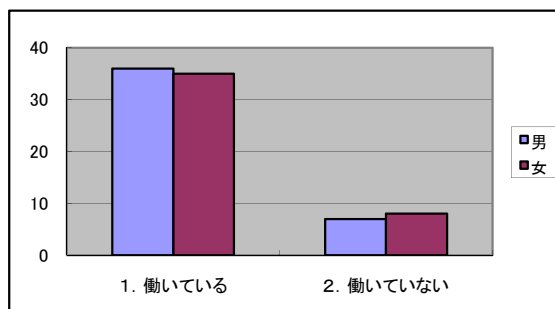
1. 預けられる時間が短い 21  
 2. 急な用事や残業などに対応してもらえない 32  
 3. 子どもが病気のときに預かってもらえない 22  
 4. 公園など遊び場がない 24  
 5. 子育てや子育て支援に関する情報が少ない 10  
 6. 子育てや子育て支援に関する相談窓口がない 5  
 7. 保護者同士の情報交換の機会がない 7  
 8. 費用が高い 12  
 9. 特にない 20  
 10. その他 3



## 働くことについて

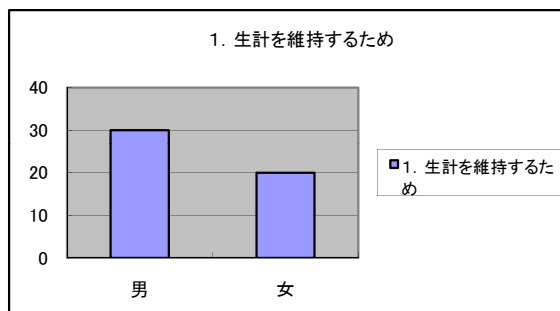
Q17 あなたは現在、働いていますか。(学生のアルバイトは除いてください)

	1. 働いている	2. 働いていない
男	36	7
女	35	8

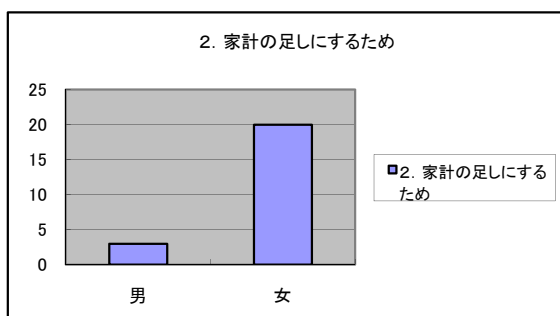


Q18 「1. 働いている」と答えた方にお聞きします。  
あなたが現在働いている理由を3つまでお選びください。

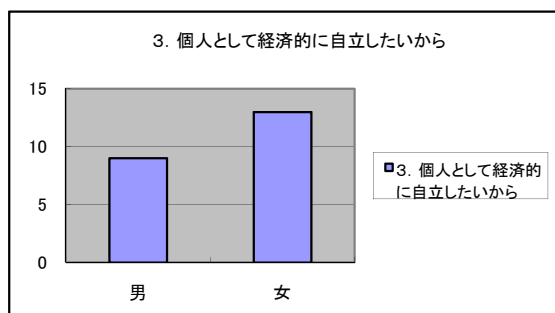
	1. 生計を維持するため
男	30
女	20



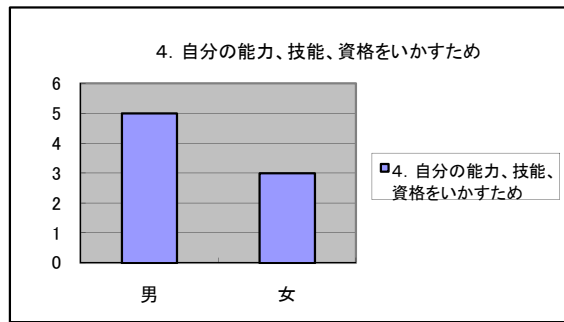
	2. 家計の足しにするため
男	3
女	20



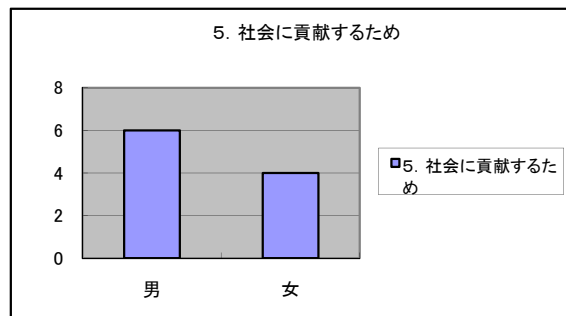
	3. 個人として経済的に自立したいから
男	9
女	13



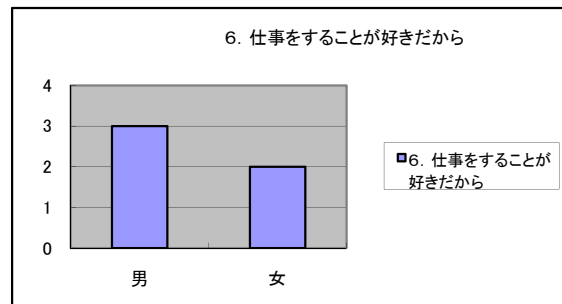
4. 自分の能力、技能、資格をいかすため  
 男 5  
 女 3



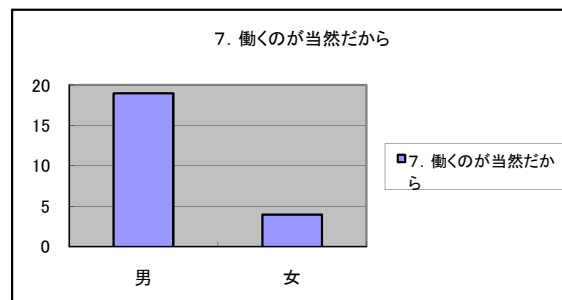
5. 社会に貢献するため  
 男 6  
 女 4



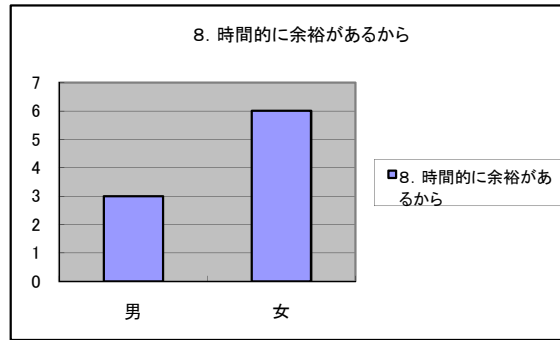
6. 仕事をするのが好きだから  
 男 3  
 女 2



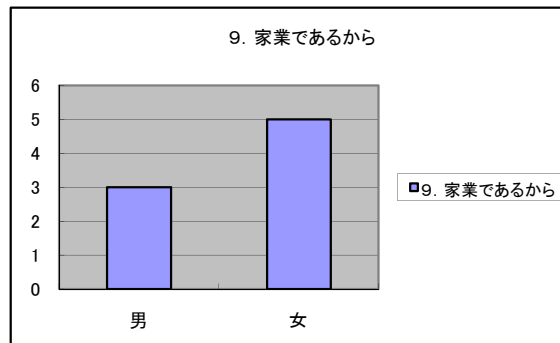
7. 働くのが当然だから  
 男 19  
 女 4



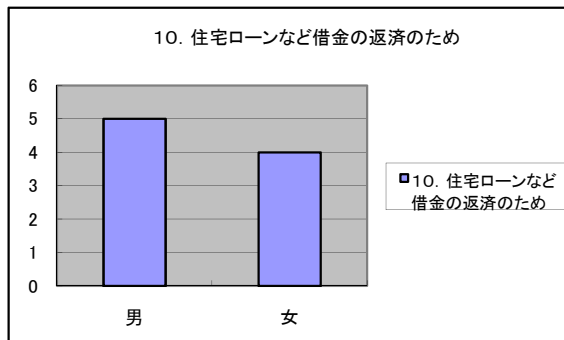
8. 時間的に余裕があるから  
 男 3  
 女 6



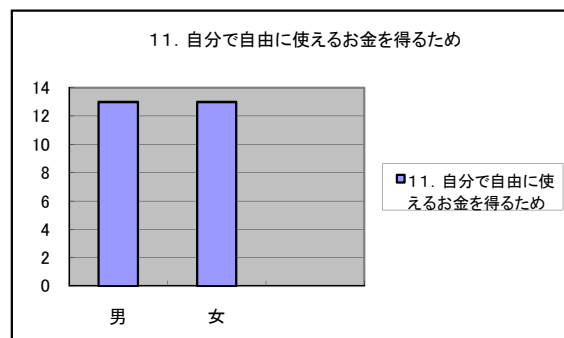
9. 家業であるから  
 男 3  
 女 5



10. 住宅ローンなど借金の返済のため  
 男 5  
 女 4

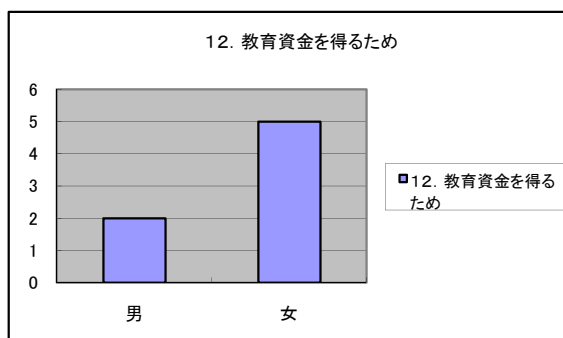


11. 自分で自由に使えるお金を得るため  
 男 13  
 女 13

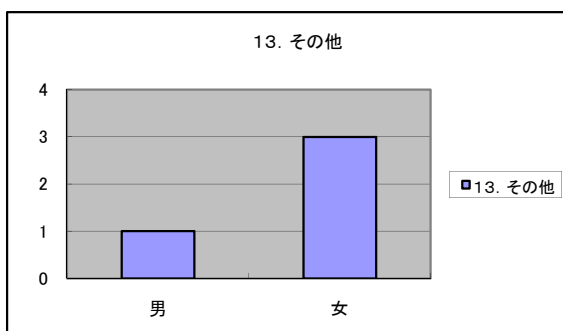




12. 教育資金を得るため  
男 2  
女 5



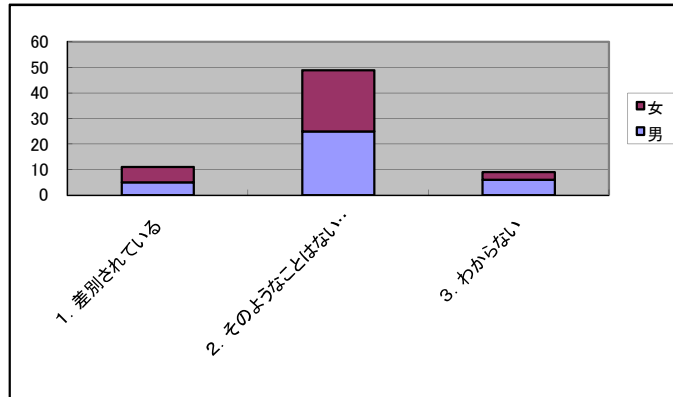
13. その他  
男 1  
女 3



14. わからない  
男 0  
女 0

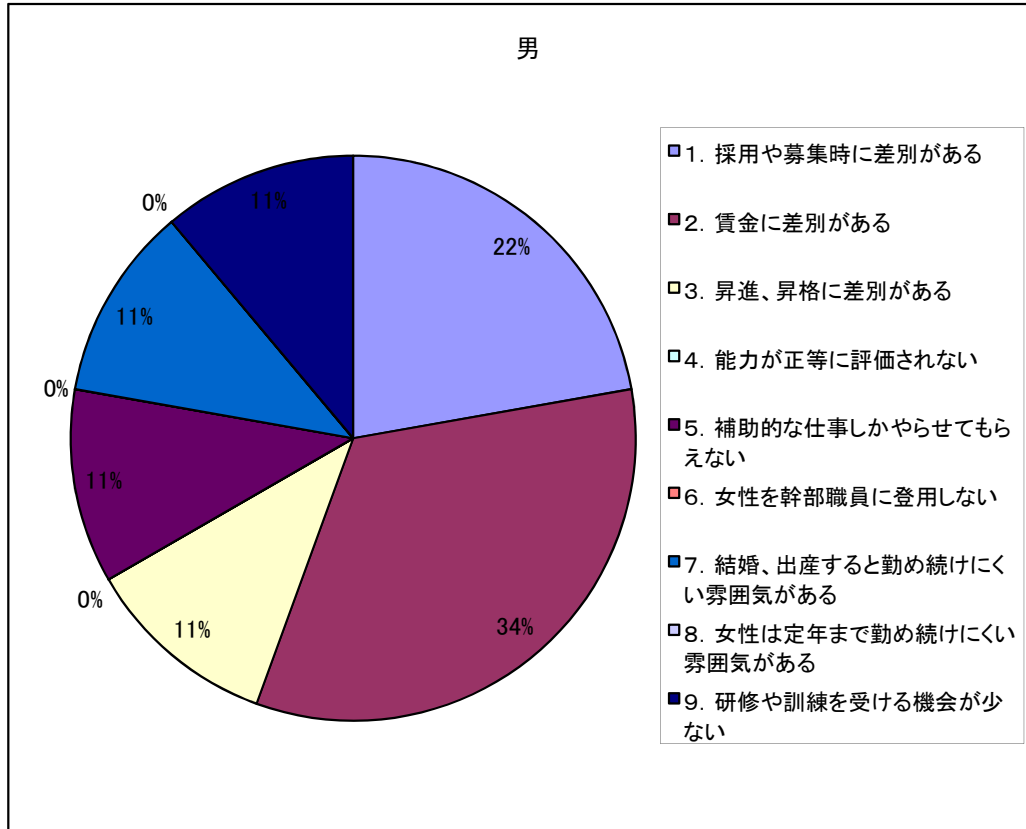
Q19 「1. 働いている」と答えた方にお聞きします。  
あなたの職場では仕事の内容や待遇面で女性は男性と比べ差別されていると  
思いますか。次の中から1つお選びください。

	1. 差別さ	2. そのよ	3. わからない
男	5	25	6
女	6	24	3



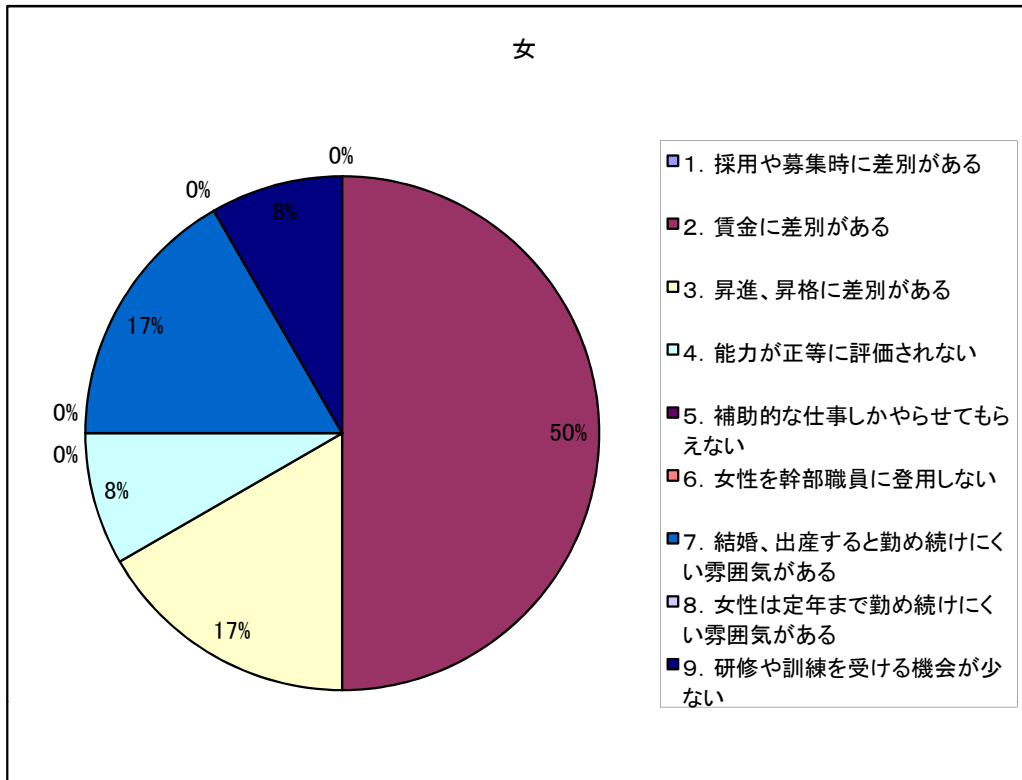
Q20 「1. 差別されている」と答えた方にお聞きします。  
差別されているのは具体的にどのようなことですか。  
次の中から3つお選びください。

	1. 採用や	2. 賃金に	3. 昇進、	4. 能力が	5. 補助的	6. 女性を	7. 結婚、	8. 女性は	9. 研修や
男	2	3	1	0	1	0	1	0	1
	0	0	0	0	0	0	0	0	0



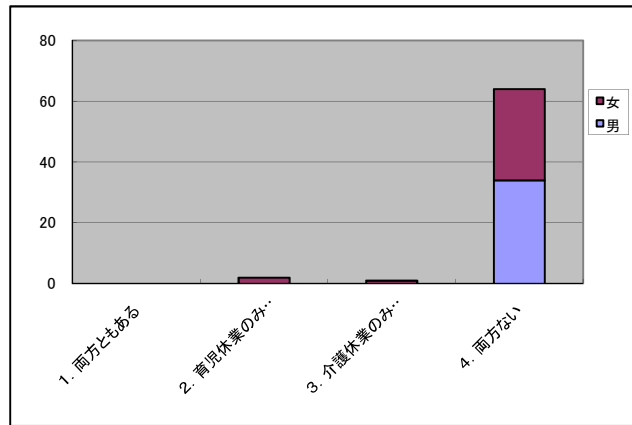
女

1. 採用や 2. 賃金に 3. 昇進、昇格に 4. 能力が 5. 補助的 6. 女性を 7. 結婚、出産すると 8. 女性は 9. 研修や訓練を受ける機会  
0 6 2 1 0 0 2 0 1 0 0



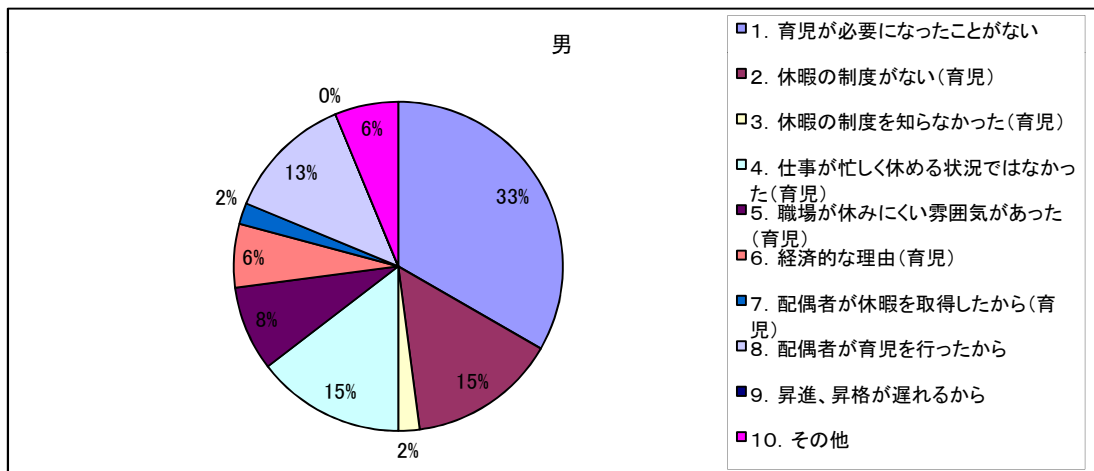
**Q21 「1.働いている」と答えた方にお聞きします。**  
**育児休暇や介護休暇を取得したことがありますか。次の中から1つお選びください。**

	1. 両方と	2. 育児休	3. 介護休	4. 両方ない
男	0			34
女	0	2	1	30

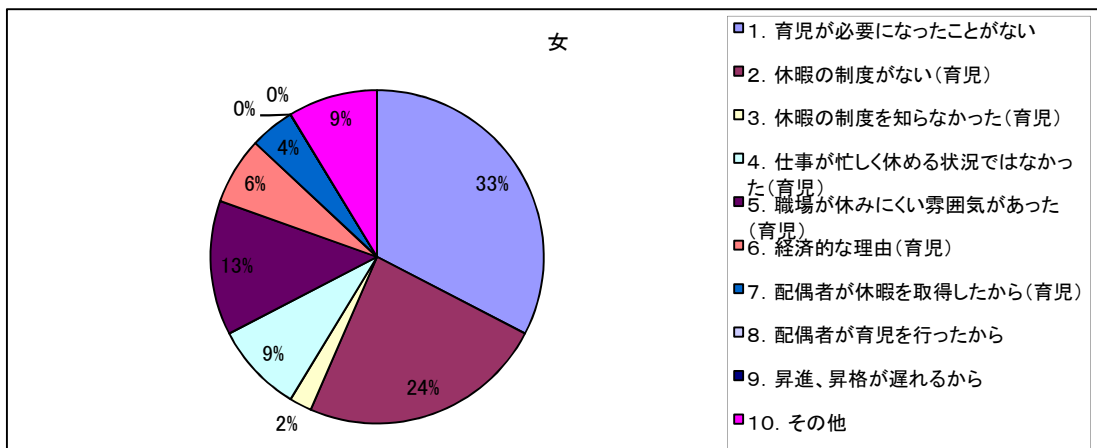


**Q22 Q21で回答番号が【2～4】と答えた方にお聞きします。**  
**休暇を取得したことがない理由を次の中から当てはまるもの全てお選びください。**

育児	1. 育児か	2. 休暇の	3. 休暇の	4. 仕事か	5. 職場か	6. 経済的	7. 配偶者	8. 配偶者	9. 昇進、	10. その他
男	16	7	1	7	4	3	1	6	0	3

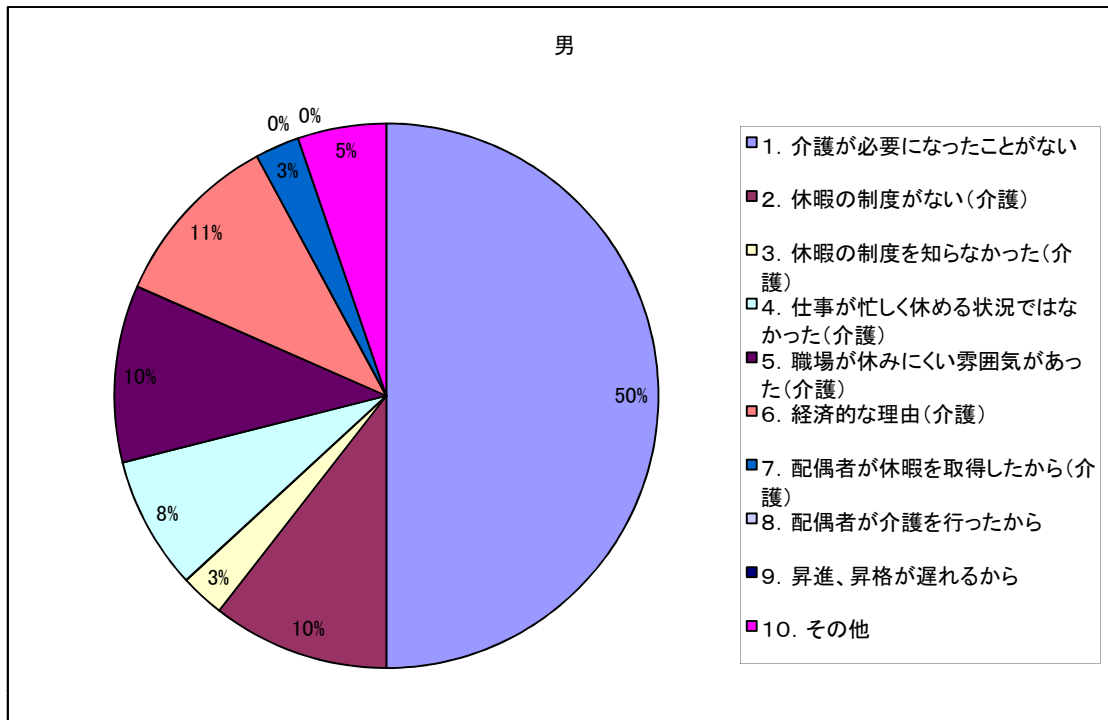


育児	1. 育児か	2. 休暇の	3. 休暇の	4. 仕事か	5. 職場か	6. 経済的	7. 配偶者	8. 配偶者	9. 昇進、	10. その他
女	15	11	1	4	6	3	2	0	0	4



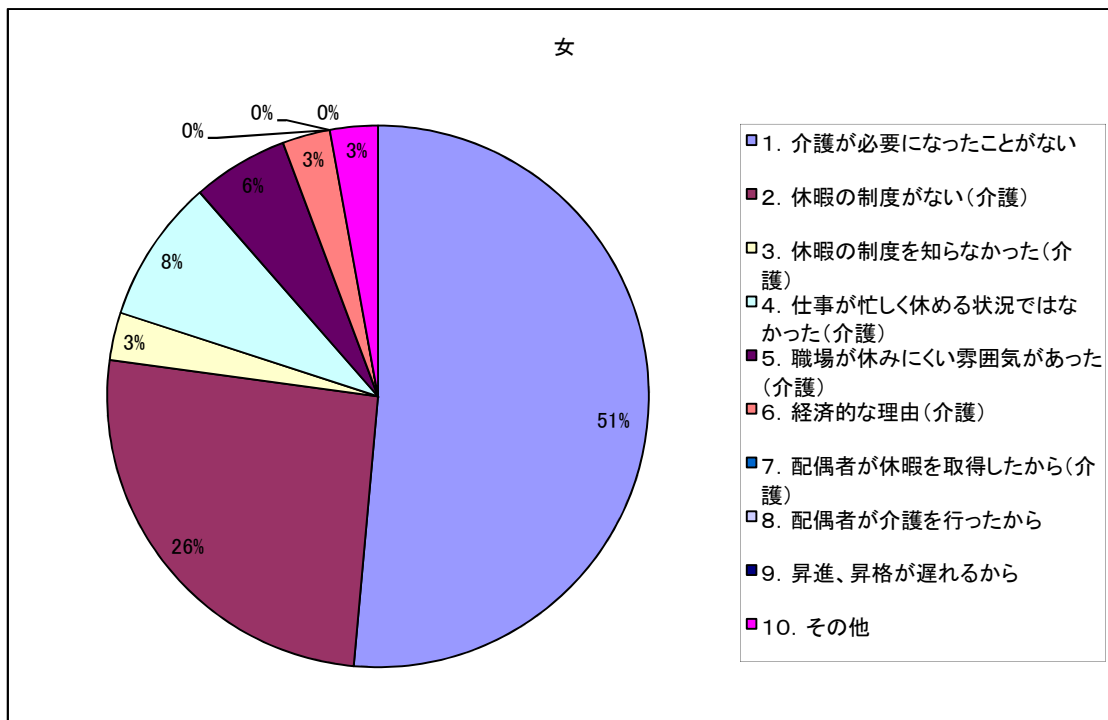
介護  
男

1. 介護か 19 2. 休暇の 4 3. 休暇の 1 4. 仕事の 3 5. 職場の 4 6. 経済的 4 7. 配偶者 1 8. 配偶者 0 9. 昇進、 0 10. その他 2



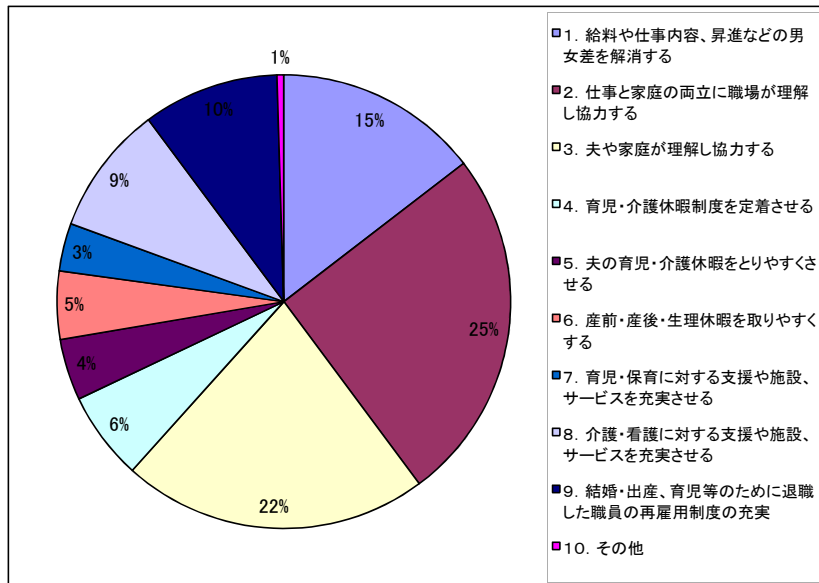
女

1. 介護か 18 2. 休暇の 9 3. 休暇の 1 4. 仕事の 3 5. 職場の 2 6. 経済的 1 7. 配偶者 0 8. 配偶者 0 9. 昇進、 0 10. その他 1



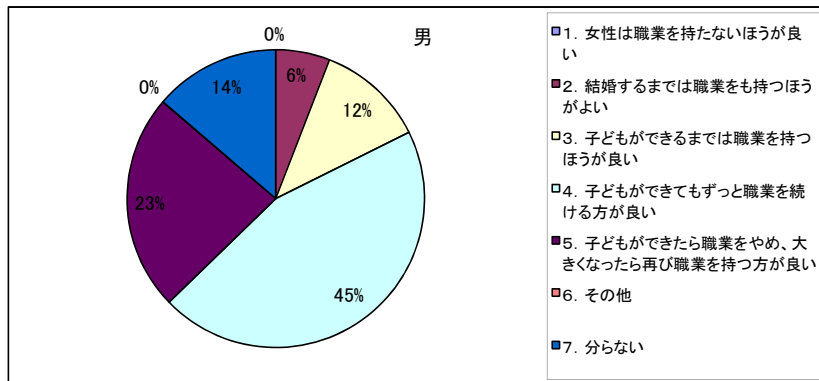
**Q23 女性が安心して働ける環境をつくるために、どのようなことが必要だと思いますか。**  
次の中から3つまでお選びください。

1. 給料や 2. 仕事と 3. 夫や 4. 育児・ 5. 夫の 6. 産前・ 7. 育児・ 8. 介護・ 9. 結婚・ 10. その他  
30 52 45 13 9 10 7 19 20 1

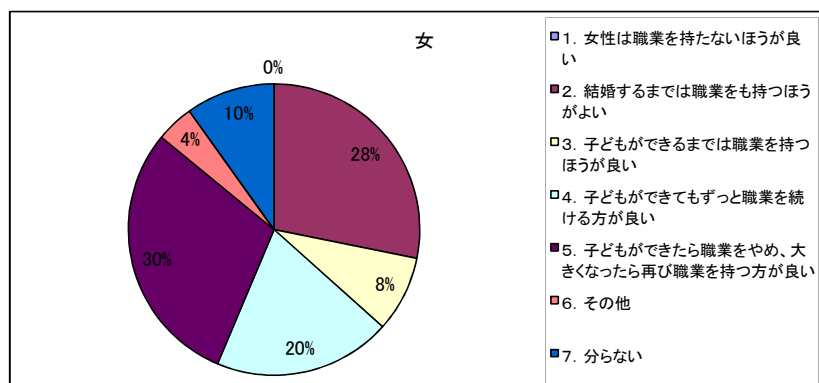


**Q24 一般的に女性が仕事を持つことについてあなたはどのように思いますか。**  
次の中から当てはまるもの全てお選びください。

1. 女性に 2. 結婚す 3. 子ども 4. 子ども 5. 子ども 6. その他 7. 分らない  
男 0 3 6 23 12 0 7



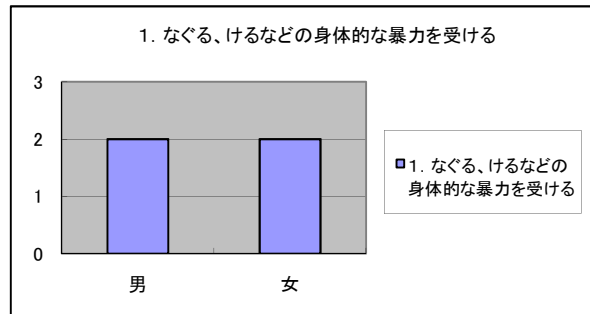
1. 女性に 2. 結婚す 3. 子ども 4. 子ども 5. 子ども 6. その他 7. 分らない  
女 0 20 6 14 21 3 7



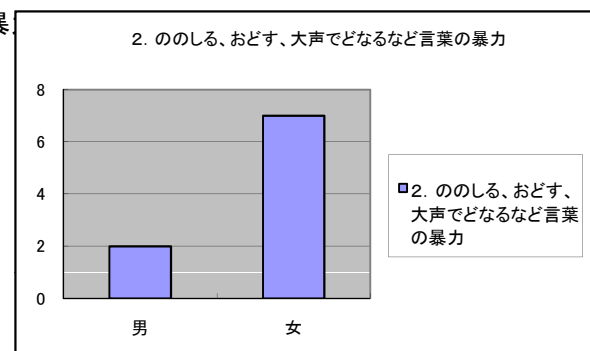
## 配偶者当からの暴力(DV)について

Q25 あなたはこれまでに配偶者や恋人から次のようなことをされた経験がありますか  
次の中から当てはまるもの全てお選びください。

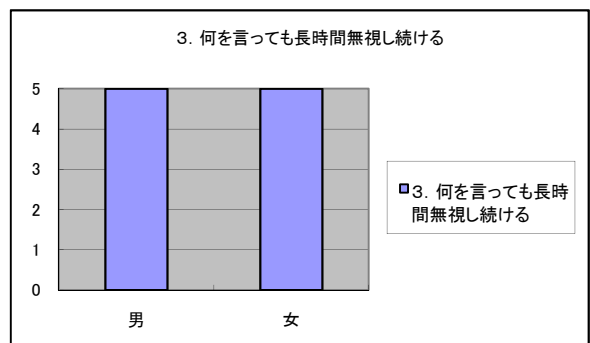
1. ながる、けるなどの身体的な暴力を受ける  
男 2  
女 2



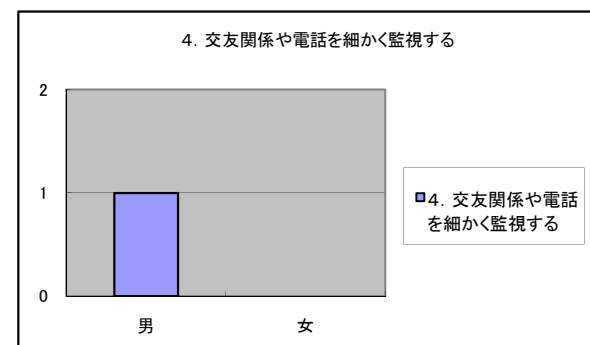
2. ののしる、おどす、大声でどなるなど言葉の暴力  
男 2  
女 7



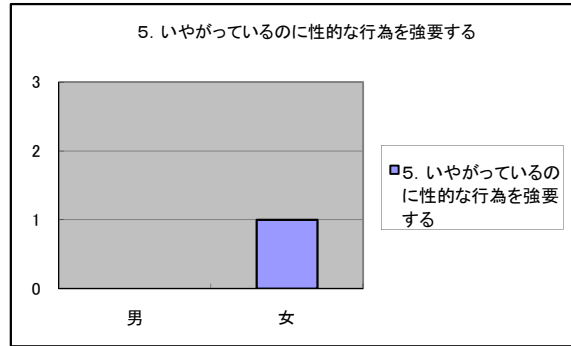
3. 何を言っても長時間無視し続ける  
男 5  
女 5



4. 交友関係や電話を細かく監視する  
男 1  
女 0

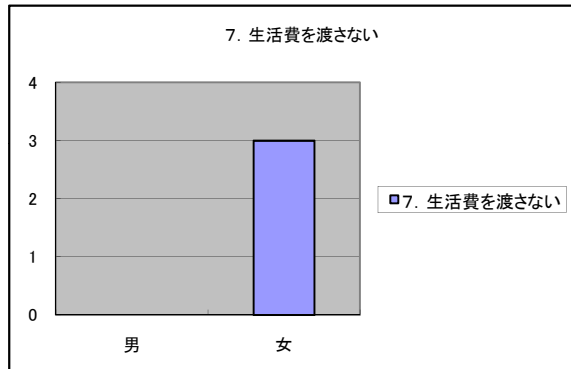


5. いやがっているのに性的な行為を強要する  
 男 0  
 女 1



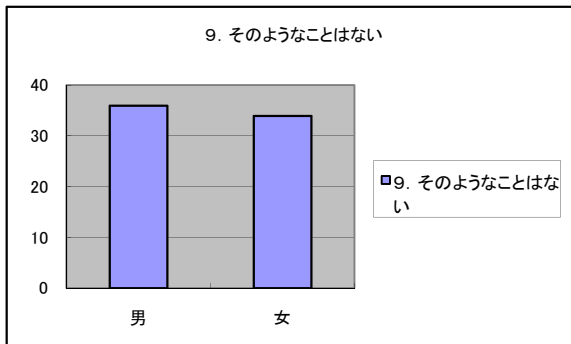
6. 見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる  
 男 0  
 女 0

7. 生活費を渡さない  
 男 0  
 女 3



8. その他  
 男 0  
 女 0

9. そのようなことはない  
 男 36  
 女 34



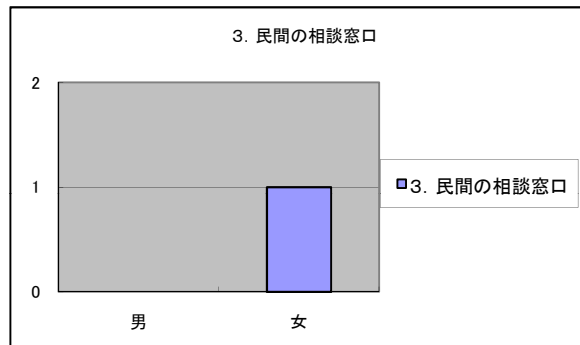


**Q26 Q25で経験のある方にお聞きします。**  
**そのような経験をされたとき、誰かに相談されましたか。**  
**次の中から当てはまるもの全てお選びください。**

1. 警察  
 男 0  
 女 0

2. 国・県・市の相談窓口  
 男 0  
 女 0

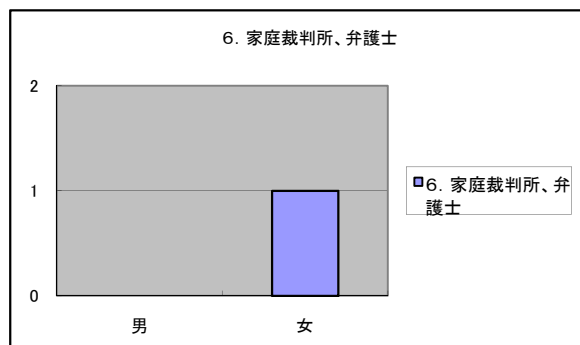
3. 民間の相談窓口  
 男 0  
 女 1



4. 民生・児童委員  
 男 0  
 女 0

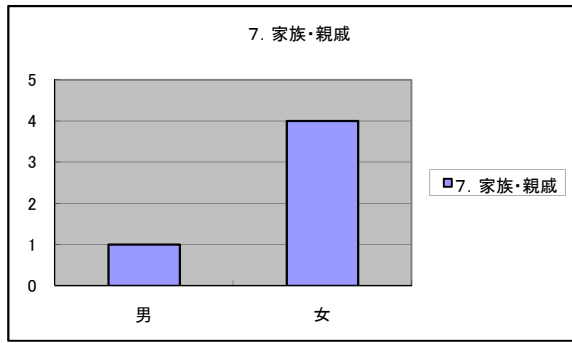
5. 医師、カウンセラー  
 男 0  
 女 0

6. 家庭裁判所、弁護士  
 男 0  
 女 1



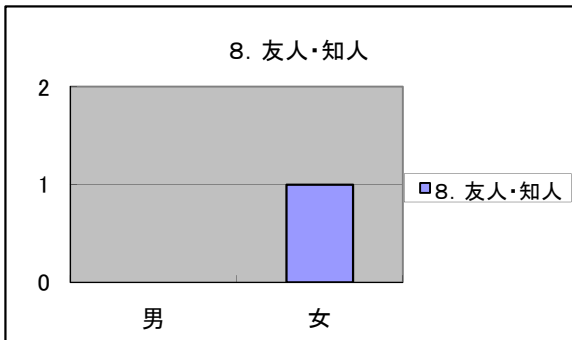
男  
女

7. 家族・親戚  
1  
4



男  
女

8. 友人・知人  
0  
1

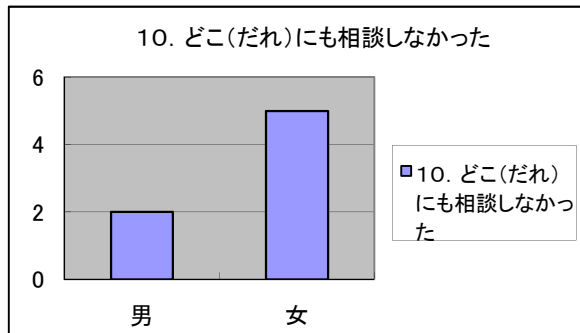


男  
女

9. その他  
0  
0

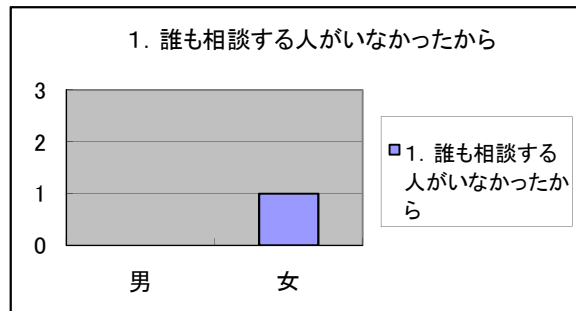
男  
女

10. どこ(だれ)にも相談しなかった  
2  
5

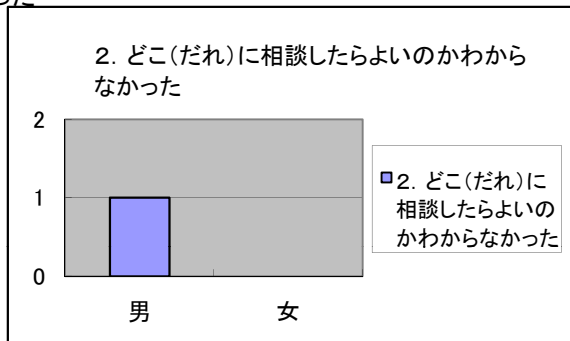


**Q27** Q26で「どこ(だれ)にも相談しなかった」方にお聞きします。  
 どこ(だれ)にも相談しなかったのは、なぜですか。  
 次の中から当てはまるもの全てお選びください。

1. 誰も相談する人がいなかったから  
 男 0  
 女 1

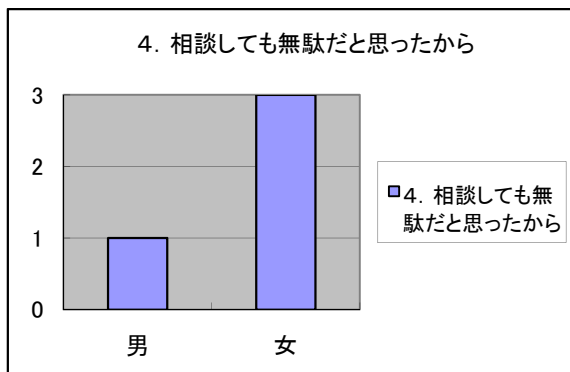


2. どこ(だれ)に相談したらよいのかわからなかった  
 男 1  
 女 0



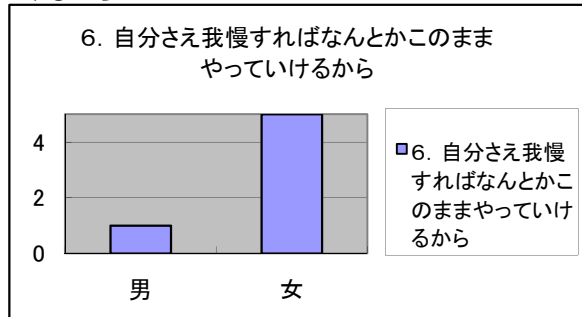
3. 恥ずかしくて誰にもいえなかった  
 男 0  
 女 0

4. 相談しても無駄だと思ったから  
 男 1  
 女 3



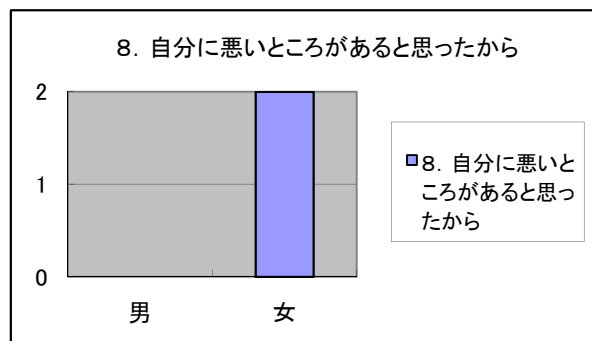
5. 相談したことが分ると仕返しを受けると思ったから  
 男 0  
 女 0

6. 自分さえ我慢すればなんとかこのままやっていけるから  
 男 1  
 女 5

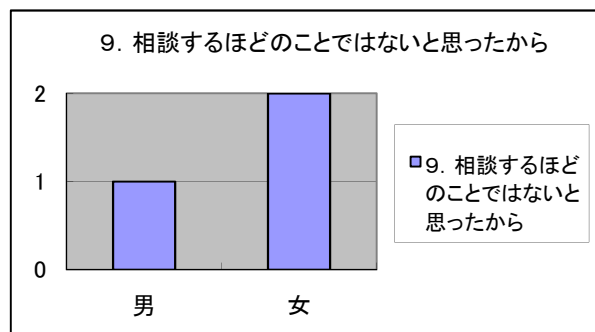


7. 他人を巻き込みたくなかったから  
 男 0  
 女 0

8. 自分に悪いところがあると思ったから  
 男 0  
 女 2



9. 相談するほどのことではないと思ったから  
 男 1  
 女 2

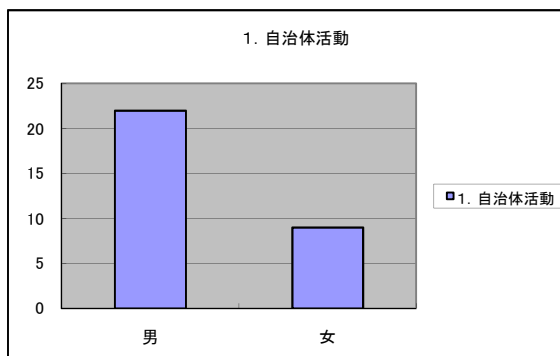


	10. その他
男	0
女	0

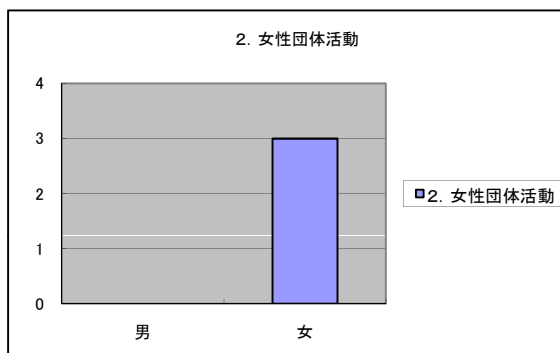
## 地域活動などの参加について

Q28 あなたは、どのような地区活動に参加していますか。  
次の中から当てはまるもの全てお選びください。

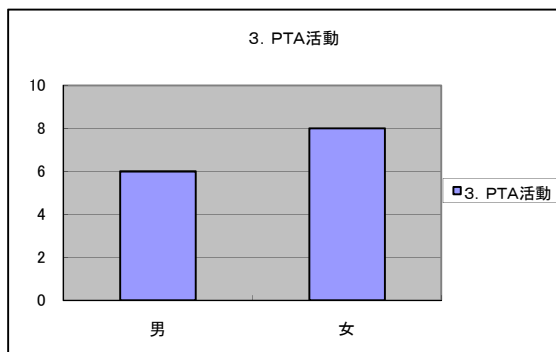
1. 自治体活動  
男 22  
女 9



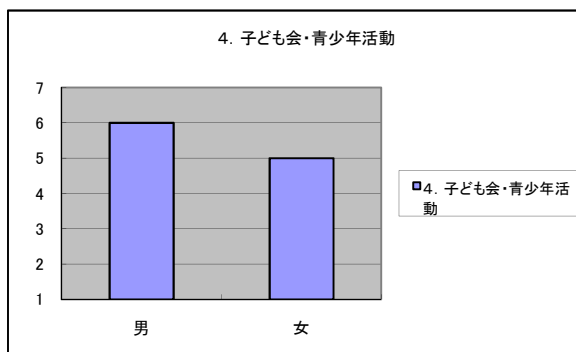
2. 女性団体活動  
男 0  
女 3



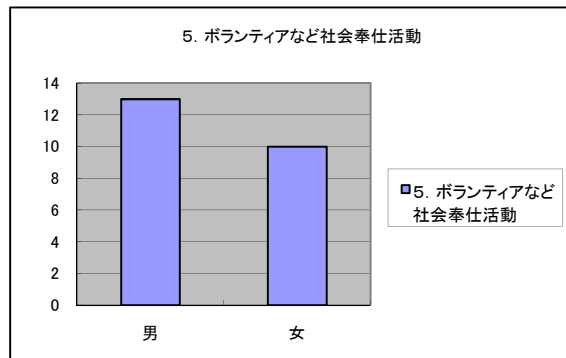
3. PTA活動  
男 6  
女 8



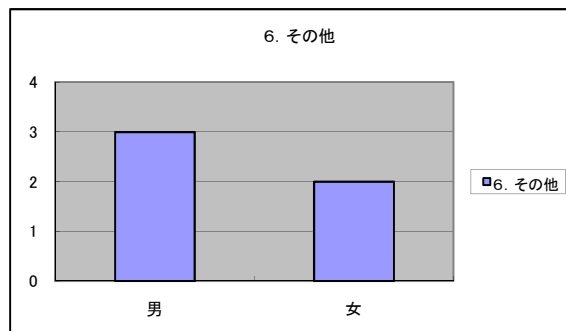
4. 子ども会・青少年活動  
男 6  
女 5



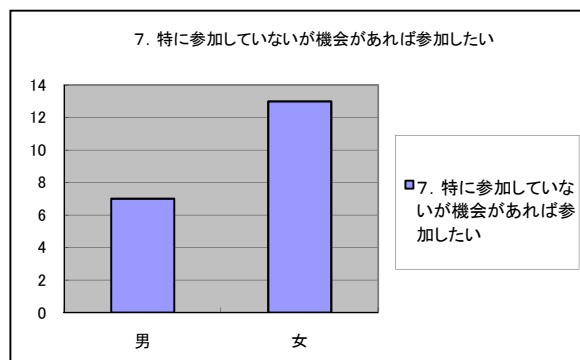
5. ボランティアなど社会奉仕活動  
 男 13  
 女 10



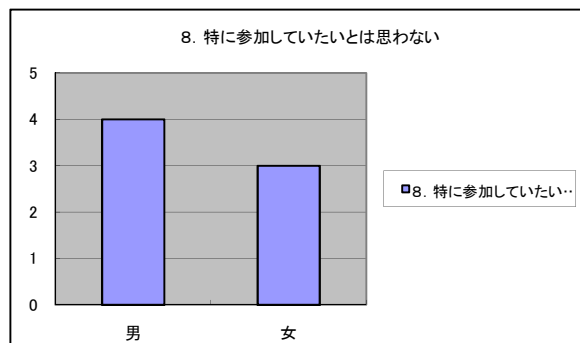
6. その他  
 男 3  
 女 2



7. 特に参加していないが機会があれば参加したい  
 男 7  
 女 13

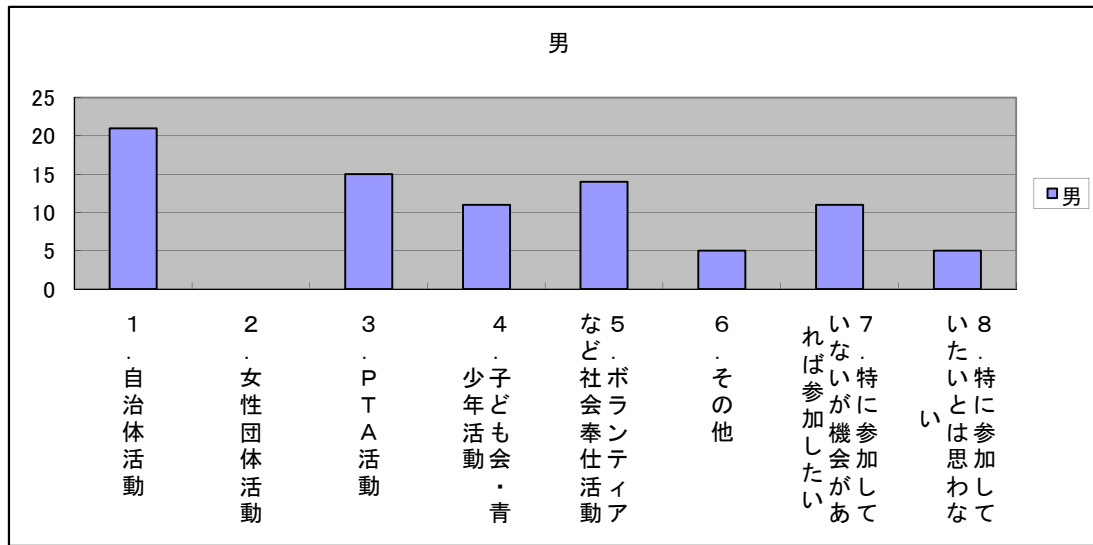


8. 特に参加していたいとは思わない  
 男 4  
 女 3



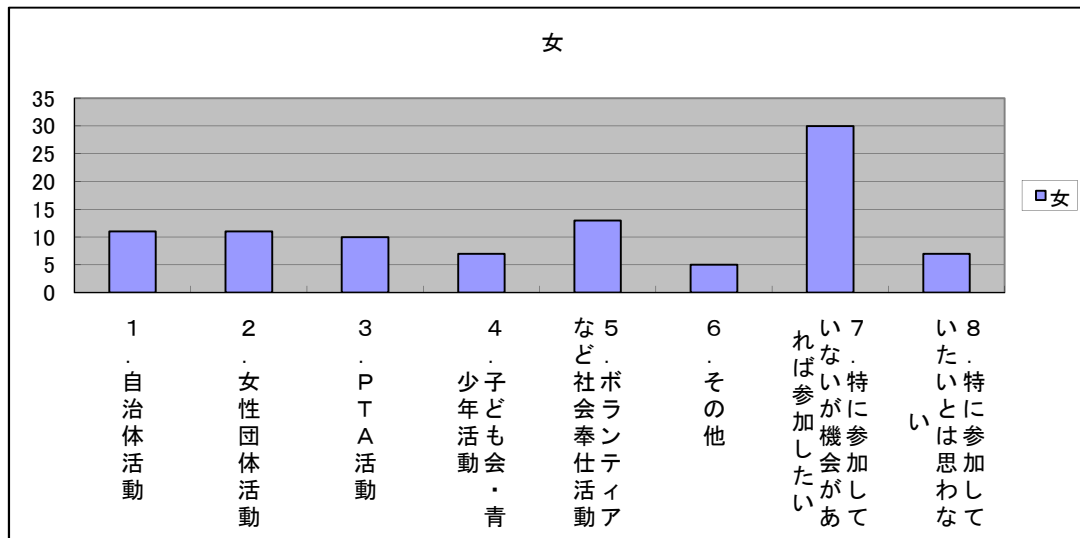
男

1. 自治体 21 2. 女性団 0 3. PTA活 15 4. 子ども 11 5. ボラン 14 6. その他 5 7. 特に参 11 8. 特に参加していいとは思わない 5



女

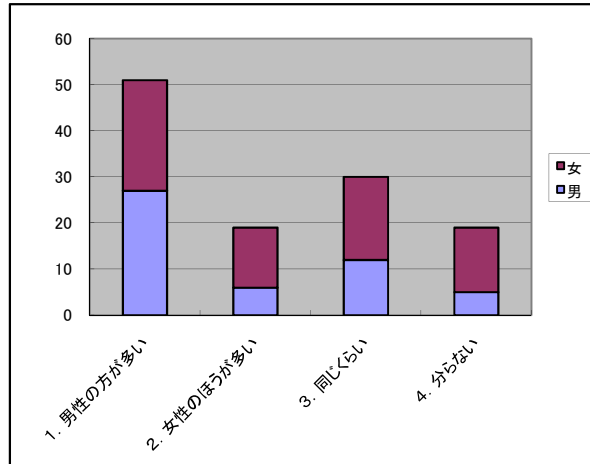
1. 自治体 11 2. 女性団 11 3. PTA活 10 4. 子ども 7 5. ボラン 13 6. その他 5 7. 特に参 30 8. 特に参加していいとは思わない 7





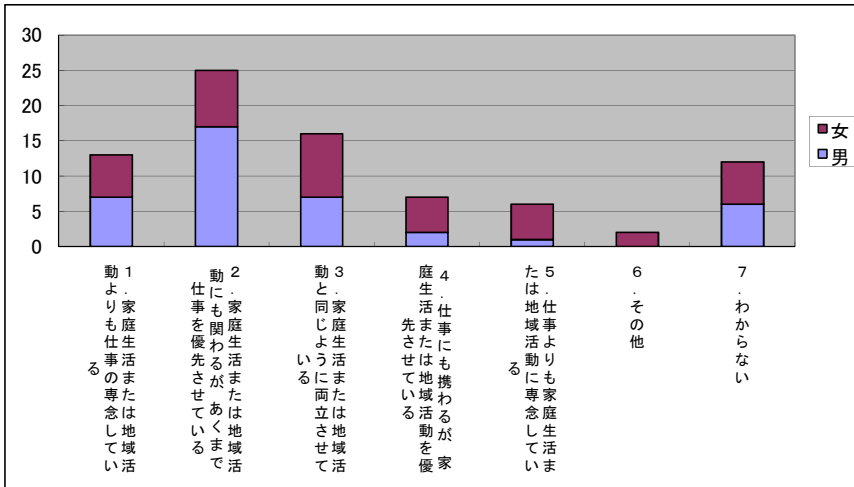
Q29 あなたの地区の活動は男性と女性のどちらの参加が多いですか。  
次の中から1つだけお選びください。

	1. 男性の方が多い	2. 女性の方が多い	3. 同じくらい	4. 分らない
男	27	6	12	5
女	24	13	18	14



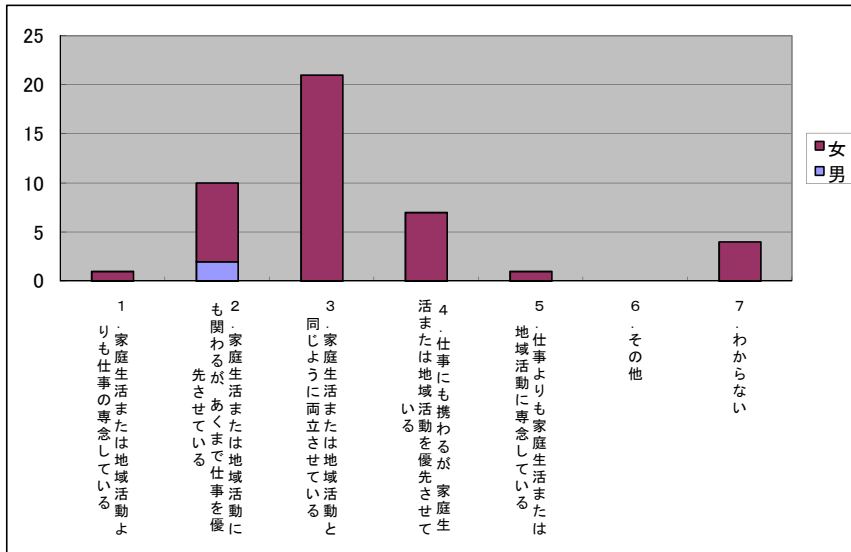
**Q30 現在の状況では、あなたは次のどれに当てはまりますか。  
次の中から1つだけお選びください。**

	1. 家庭	2. 家庭	3. 家庭	4. 仕事	5. 仕事	6. その他	7. わからない
男	7	17	7	2	1	0	6
女	6	8	9	5	5	2	6



**Q31 仕事との関係において家庭生活または地域活動をどのように位置づけるのが望ましいですか。  
女性についてははどうですか。次の中から1つだけお選びください。**

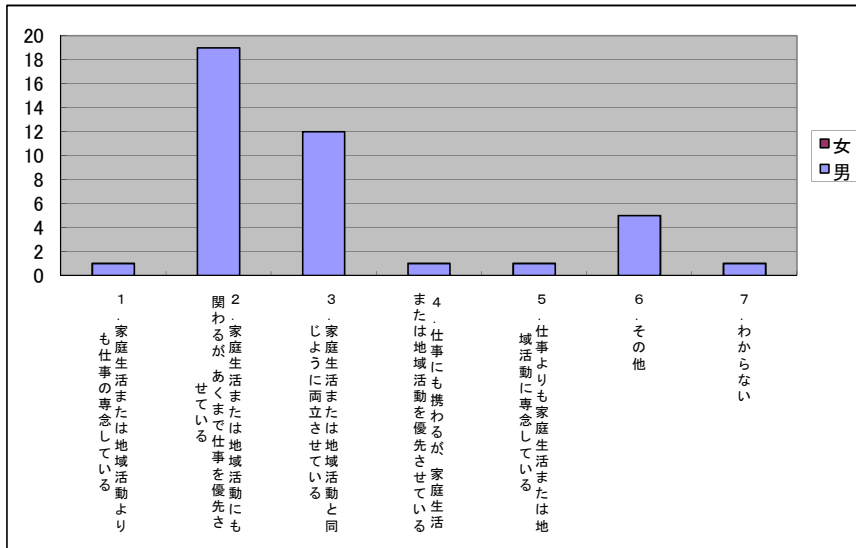
	1. 家庭	2. 家庭	3. 家庭	4. 仕事	5. 仕事	6. その他	7. わからない
男	0	2	0	0	0	0	0
女	1	8	21	7	1	0	4



**Q32 男性についてははどうか。**  
次の中から1つだけお選びください。

1. 家庭生 2. 家庭生 3. 家庭生 4. 仕事に 5. 仕事よ 6. その他 7. わからない

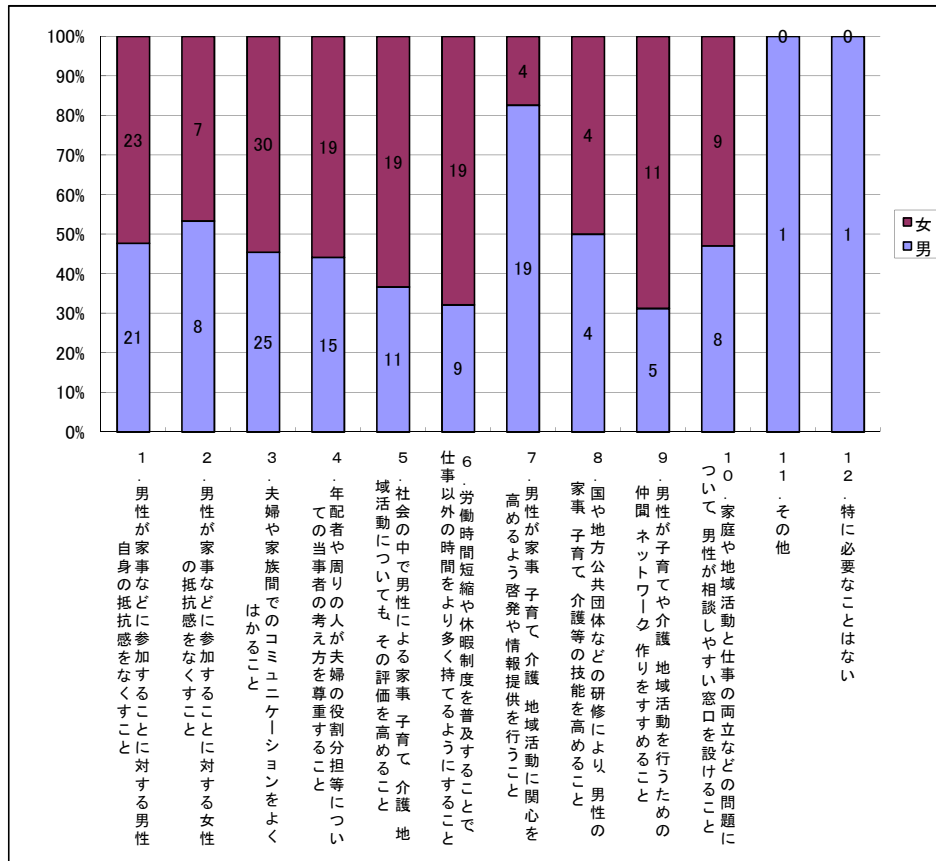
男女



**Q33 今後、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から当てはまるもの全てお選びください。**

1. 男性が 2. 男性が 3. 夫婦や 4. 年配者 5. 社会の 6. 労働時 7. 男性が 8. 国や地 9. 男性が 10. 家庭 11. その 12. 特に必要なことは

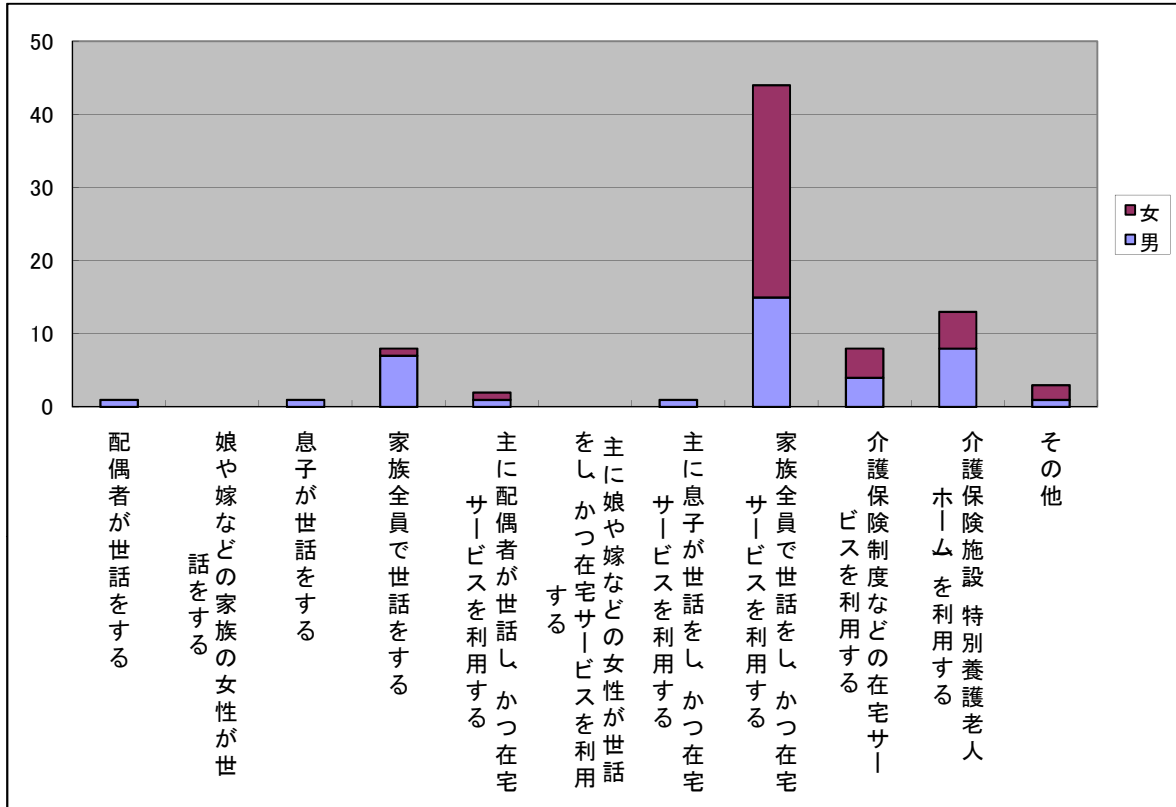
男女



## 介護について

Q34 あなたは要介護者など身の回りの世話は、どのような形をとるのが最も望ましいと思いますか。次の中から1つだけお選びください。

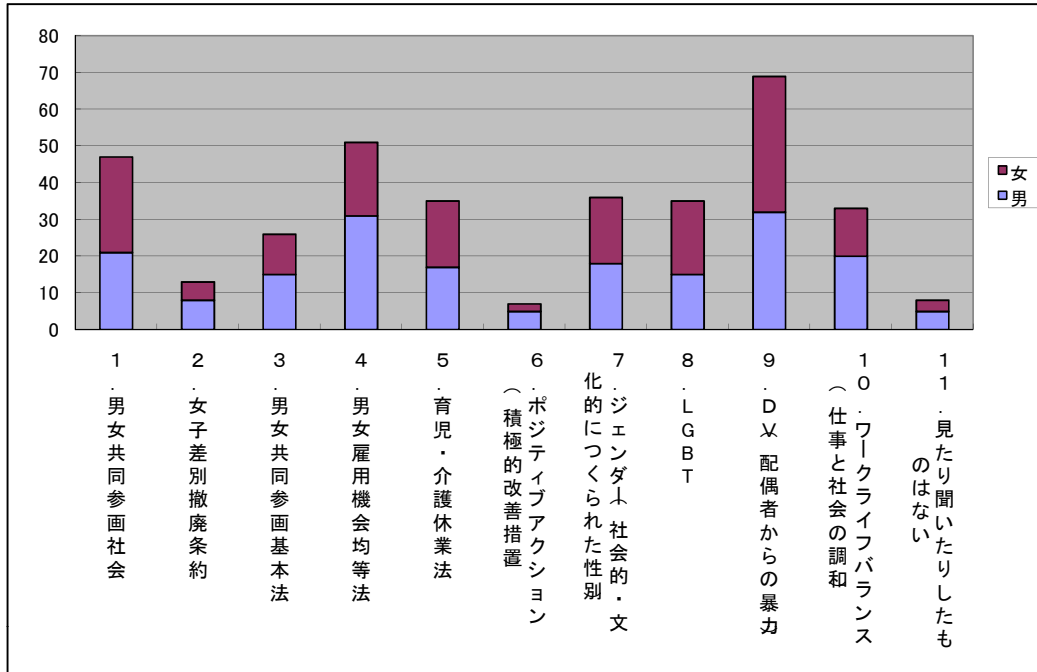
	配偶者が世話を する	娘や嫁などの家族の 女性が世話を する	息子が世話を する	家族全員で世話を する	主に配偶者が世話を し、かつ在宅サービス を利用する	主に娘や嫁などの女性 が世話をし、かつ在宅 サービスを利用する	主に息子が世話をし、 かつ在宅サービスを利用 する	家族全員で世話をし、 かつ在宅サービスを利用 する	介護保険制度などの 在宅サービスを利用する	介護保険施設特別養 護老人ホームを利用 する	その他
男	1	0	1	7	1	0	1	15	4	8	
女	0	0	0	1	1	0	0	29	4	5	



## 男女共同参画社会に関する意識について

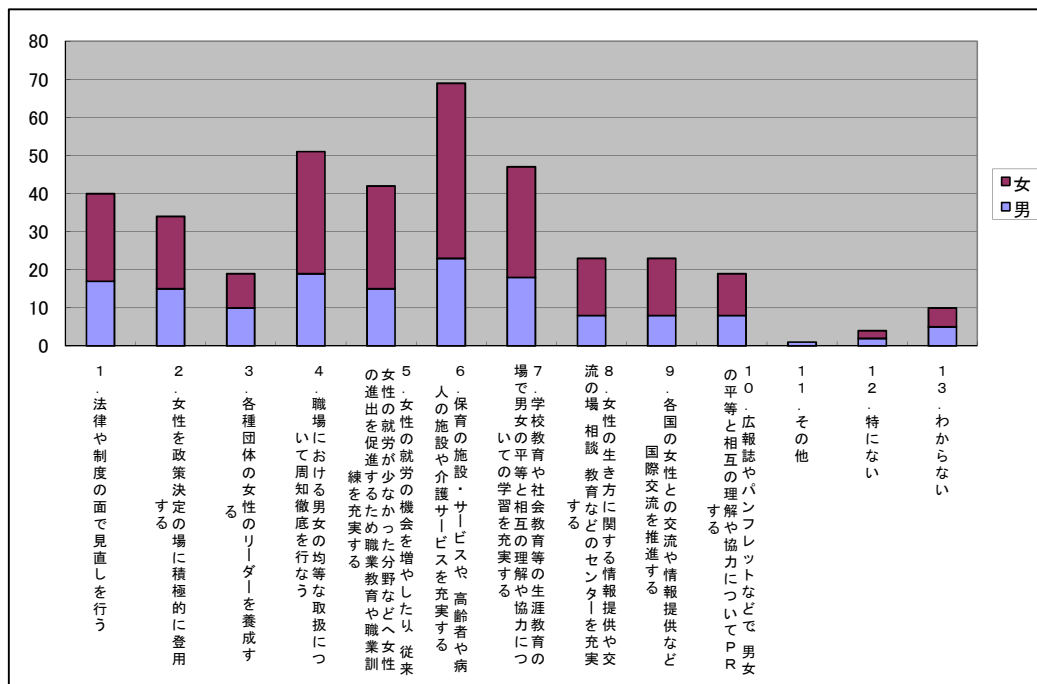
Q35 これらの言葉のうち、あなたが見たり聞いたりしたことがあるものをあげてください。

	1. 男女共	2. 女子差	3. 男女共	4. 男女雇	5. 育児・介	6. ポジテ	7. ジェン	8. LGBT	9. DV(配	10. ワー	11. 見た
男	21	8	15	31	17	5	18	15	32	20	5
女	26	5	11	20	18	2	18	20	37	13	3



Q36 「男女共同参画社会」を形成していくため、今後、行政はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。次の中から当てはまるもの全てお選びください。

	1. 法律や	2. 女性を	3. 各種団	4. 職場に	5. 女性の就	6. 保育の	7. 学校教	8. 女性の	9. 各国の	10. 広報誌	11. その他	12. 特にな	13. わから
男	17	15	10	19	15	23	18	8	8	8	1	2	5
女	23	19	9	32	27	46	29	15	15	11	0	2	5

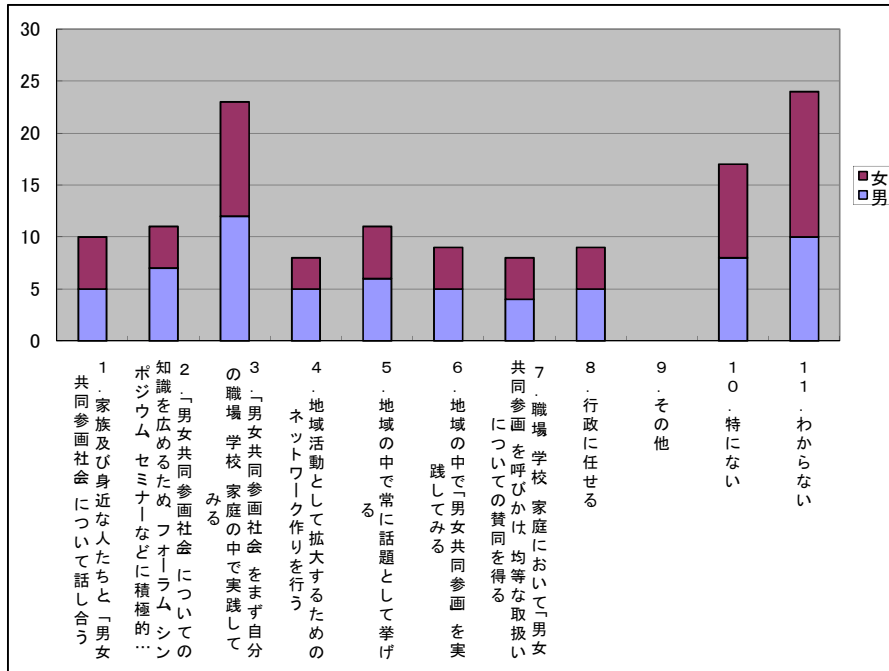


**Q37 「男女共同参画社会」を形成していくため、今後、あなたご自身としてはよいことに力を入れていきたいと思っていますか。次の中から当てはまるもの全てお選びください。**

1. 家族 2. 「男女共同参画社会」について 3. 「男女共同参画社会」をまず自分の職場・学校・家庭の中で実践してみる 4. 地域活動として拡大するためのネットワーク作りを行う 5. 地域の中で常に話題として挙げる 6. 地域の中で「男女共同参画」を実践してみる 7. 職場・学校・家庭において「男女共同参画」を呼びかけ、均等な取扱いについての賛同を得る 8. 行政に任せる 9. その他 10. 特にない 11. わからない

男女

男	5	7	12	5	6	5	4	5	0	8	10
女	5	4	11	3	5	4	4	4	0	9	14



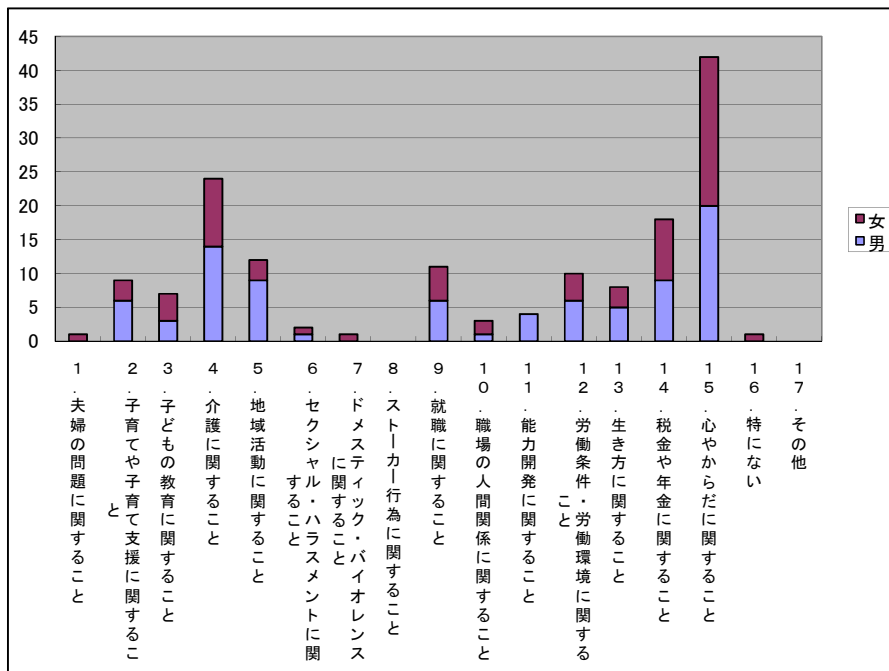
**町に要望する施策についてお聞きします。**

**Q38 あなたが県や町に相談したいと思うことは何ですか。次の中から当てはまるもの全てお選びください。**

1. 夫婦 2. 子育て 3. 子どもの教育 4. 介護 5. 地域活動 6. セクシャル・ハラスメント 7. ドメスティック・バイオレンス 8. ストーカー行為 9. 就職 10. 職場の人間関係 11. 能力開発 12. 労働条件・労働環境 13. 働き方 14. 税金や年金 15. 心やからだに関する 16. その他 17. 特にない

男女

男	0	6	3	14	9	1	0	0	6	1	4	6	5	9	20	0	0
女	1	3	4	10	3	1	1	0	5	2	0	4	3	9	22	1	0



## その他意見

Q7 あなたの家族構成についてお聞きします。

- ・ 4世帯 (30代女性)

Q16 現状の子育てや保育などのサービスで不便や不満に感じることはどのようなことですか。次の中から3つまでお選びください。

- ・ 保育園なのに、平日が休みの時がある。4月の初旬や行事の振替等。自由保育であっても快く園で預かってもらえない。(40代男性)

Q22 Q22で「2、育児休業のみある」「3、介護休業のみある」「4、両方ない」と答えた方にお聞きします。

休暇を取得したことがない理由を次の中から当てはまるものすべてお選びください。

- ・ 結婚してすぐに妊娠して、それとともに設楽へ来たため仕事をしていなかった。(30代女性)
- ・ 仕事を退職した。(40代女性)
- ・ 3年は子どもを見ようと決めていたため。(30代女性)

Q24 一般的に女性が仕事を持つことについて、あなたはどのように思いますか。次の中から当てはまるものすべてお選びください。

- ・ 女性に限らず自分のやりたいことができるのが良い。(30代女性)
- ・ 4環境を許すことが前提。(60代男性)

Q28 あなたは、どのような地域活動に参加していますか。次の中から当てはまるものすべてお選びください。

- ・ コミュニティ (30代女性)
- ・ 地元の奉仕作業 (50代女性)
- ・ 祭事 (20代男性)

Q33 今後、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思えますか。次の中から当てはまるものすべてお選びください。

- ・ おたがいの理解 (60代女性)

この度はアンケート調査にご協力いただき、誠にありがとうございました。皆様からいただいたご意見は、今後の町政に反映させるための基礎資料として検討に活用させていただきます。この結果をもとに引き続き行政サービスの向上に努めてまいります。

## 7 参考文献

愛知県（2018）「愛知県女性の活躍企業認証要綱」.

愛知県「あいち女性の活躍促進応援サイト」

<<http://www.pref.aichi.jp/danjo/jokatsu/advance/declaration.html>>閲覧日：平成30年9月13日.

愛知県「ファミフレネットあいち」<<https://famifure.pref.aichi.jp/>>閲覧日：平成30年9月13日.

厚生労働省（2015）「あかるい職場応援団—『パワハラ基本情報』データで見るパワハラ」<

<https://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/foundation/statistics/>>閲覧日：平成30年9月6日.

厚生労働省（2017）「平成28年度都道府県労働局雇用環境・均等部（室）での法執行状況」.

設楽町（2016）「人口ビジョンの基礎データ」.

設楽町（2017）「第2次設楽町総合計画」.

職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議（2012）「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」厚生労働省.

新村出編（2008）「広辞苑」第六版,岩波書店.

内閣府男女共同参画局（2012）「用語集」

<[http://www.gender.go.jp/about\\_danjo/glossary/glossary.html#sa](http://www.gender.go.jp/about_danjo/glossary/glossary.html#sa)>閲覧日：平成30年9月6日.

内閣府男女共同参画局（2017）「配偶者からの暴力に関するデータ」.

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」（平成16年6月2日公布、平成16年12月2日施行）.